

平成 2 8 年第 2 回西予市議会定例会会期日程表

会期 6 月 1 0 日（金）～ 6 月 2 8 日（火）

（会期 1 9 日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6 月 1 0 日	金	本会議（開会）	・ 全員協議会（午前 9 時 3 0 分開会） ・ 理事者提案理由説明 ・ 質疑 ・ 即決議案採決 ・ 各委員会協議会
6 月 1 1 日	土	休 会	
6 月 1 2 日	日	休 会	
6 月 1 3 日	月	休 会	
6 月 1 4 日	火	本 会 議	・ 一般質問
6 月 1 5 日	水	本 会 議	・ 一般質問 ・ 質疑・各委員会付託
6 月 1 6 日	木	休 会	
6 月 1 7 日	金	休 会	
6 月 1 8 日	土	休 会	
6 月 1 9 日	日	休 会	
6 月 2 0 日	月	常任委員会	
6 月 2 1 日	火	常任委員会	
6 月 2 2 日	水	常任委員会	予備日
6 月 2 3 日	木	休 会	
6 月 2 4 日	金	休 会	・ 討論通告 〳切
6 月 2 5 日	土	休 会	
6 月 2 6 日	日	休 会	
6 月 2 7 日	月	休 会	
6 月 2 8 日	火	本会議（閉会）	・ 全員協議会（午後 1 時開会） ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採択

平成28年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年6月10日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 会 平成28年6月10日

午前10時30分

1. 散 会 平成28年6月10日

午前11時32分

1. 出 席 議 員

1 番 宇都宮 久見子

2 番 信 宮 徹 也

3 番 宇都宮 俊 文

4 番 加 藤 美 香

5 番 中 村 一 雅

6 番 河 野 清 一

7 番 佐 藤 恒 夫

8 番 山 本 英 明

9 番 竹 崎 幸 仁

10 番 小 玉 忠 重

11 番 源 正 樹

12 番 井 関 陽 一

13 番 菊 池 純 一

14 番 中 村 敬 治

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 小 野 正 昭

18 番 宇都宮 明 宏

19 番 森 川 一 義

20 番 藤 井 朝 廣

21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

3 番 宇都宮 俊 文

4 番 加 藤 美 香

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 河 野 敏 雅

教 育 長 保 木 俊 司

総 務 部 長 宗 正 弘

会 計 管 理 者 山 口 正 人

公 営 企 業 部 長 三 好 敏 也

企 画 財 務 部 長 大 平 利 幸

産 業 建 設 部 長 二 宮 紀 夫

生 活 福 祉 部 長 酒 井 信 也

教 育 部 長 松 川 伸 二

明 浜 支 所 長 道 山 升 文

野 村 支 所 長 尾 下 孝 二

城 川 支 所 長 田 村 剛

三 瓶 支 所 長 西 本 喜代人

消防本部消防長 西 川 傳

総 務 課 長 宇都宮 裕

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程			会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
1	会議録署名議員の指名 (3番 宇都宮俊文、4番 加藤美香)	報告第 3号	平成27年度西予市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
2	会期の決定 (6月10日～6月28日 19日間)			
3	諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について	報告第 4号	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
4	議案第 96号 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について			
	議案第 97号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	報告第 5号	平成27年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	
	議案第 98号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	報告第 6号	平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算繰越計算書の報告について	
	議案第 99号 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	10 報告第 7号	専決処分事項の報告について	
5	議案第100号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について			
	議案第101号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について			
6	議案第102号 市道路線の認定について			
	議案第103号 市道路線の変更について			
7	議案第104号 平成28年度西予市一般会計補正予算(第1号)			
8	議案第105号 平成28年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)			
	議案第106号 平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)			
	議案第107号 平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)			
	議案第108号 平成28年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)			
9	報告第 1号 平成27年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について			
	報告第 2号 平成27年度西予市一般			

本日の会議に付した事件			報告第	号	
1	会議録署名議員の指名			3	平成27年度西予市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
2	会期の決定				
3	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	報告第	4	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
4	議案第 96 号	西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	報告第	5	平成27年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
	議案第 97 号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	報告第	6	平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算繰越計算書の報告について
	議案第 98 号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	報告第	7	専決処分事項の報告について
	議案第 99 号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	10 報告第		
5	議案第100号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について			
	議案第101号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について			
6	議案第102号	市道路線の認定について			
	議案第103号	市道路線の変更について			
7	議案第104号	平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号）			
8	議案第105号	平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）			
	議案第106号	平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）			
	議案第107号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）			
	議案第108号	平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）			
9	報告第 1 号	平成27年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について			
	報告第 2 号	平成27年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について			

開会 午前１０時３０分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は２１名であります。これより平成２８年第２回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 平成２８年第２回西予市議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの臨時議会で、正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の選任がされたところでございますが、藤井前議長、兵頭前副議長を初め、各常任委員会委員の皆様におかれましては、一方ならぬご支援、ご協力を賜り、まことにありがとうございました。心より厚く御礼を申し上げます。

新しく議長に就任されました兵頭議長を初め、菊池副議長並びに各常任委員会委員の皆様方には、円滑な市政運営につきまして、これまで以上に特段のご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、ご活躍をご祈念申し上げます。

さきの臨時議会で同意をいただきました保木教育長が本日から就任いただいておりますので、ご報告を申し上げます。私とともに市政及び教育行政発展のために尽力いただくこととなりますので、今後ともよろしく願いいたします。

さて、去る５月２２日に千葉県で行われた日本ジオパークネットワーク交流会の総会に私参加させていただき、関係者の皆さんと意見交換等を通じまして各地域の熱い思いと強い期待を肌で感じることができました。

また、翌日には超党派の国会議員１０５名で結成されたジオパークによる地域活性化推進議員連盟の総会が開催され、会長である石破大臣から、地域の活性化や地方創生を進めていくために議員連盟がジオパーク活動をしっかり支えていく旨の言葉がございまして、意を強くしたところでございます。

全国のジオパークを見てみますと、複数の自治体によって構成されているものも多く見られますが、本市は単独でジオパークに認定されております。言いかえれば、一つの町で発信ができる、多様な大地の遺産や生態系、文化を保存しているわけでございます。これらの地域資源を教育や地域活動、観光と有機的に結びつけることにより西予

の知名度を高め、地域の財産として町の活性化に最大限生かさなければならぬと改めて感じたところでございます。

また、５月２８日と２９日の両日には、えひめいやしの南予博２０１６のコアイベントの一つである民俗芸能サミット卯之町ブロードウェイが開催されました。愛媛歴史文化博物館では、城川町窪野の八つ鹿踊りが上映されたほか、南予の芸能文化の魅力を発信する南予芸能講座のシンポジウムが開催され、宇和文化会館では宇和町小原の五つ鹿踊りを初め、南予の芸能共演、そして歌舞伎俳優の片岡愛之助さんの舞台公演等が披露されました。

地域固有の歴史や風土から生まれ、守り育てられてきた伝統芸能が各地域との連携を深めながら、次の世代へとしっかりと継承され、誇りある愛着の持てるふるさとづくりへとつながってほしいとの思いを強くしたところでございます。

さて、本定例会でございますが、議員の皆様からの一般質問にお答えするとともに、人権擁護委員候補者に係る諮問１件、条例改正４件、補正予算５件、予算繰り越しに係る計算書の報告６件、専決処分事項の報告１件など計２１件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

諸議案の提案につきましては、上程の際に説明いたしますので、慎重にご審議いただき、それぞれご承認、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般会計補正予算の説明の中で私の市政運営方針につきまして、その所信の一端を述べさせていただきますと存じます。

以上、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長 新たに教育長に保木俊司氏が就任されました。自席にて自己紹介をお願いいたします。

○保木教育長 本日付で教育長を拝命いたしました保木俊司でございます。

ここ議場に座りまして、改めてその職責の重さを実感しているところでございます。今後どうぞよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告はお手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであ

ります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、3番宇都宮俊文君、4番加藤美香君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から6月28日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から6月28日までの19日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち1名の方が平成28年9月30日をもって任期満了となります。その後任につきまして検討いたしました結果、宇和町の菊池邦子氏を新任として推薦したいと存じます。

菊池氏は、旧宇和町役場及び西予市職員として長年にわたり勤務され、現在は行政相談員として活躍されており、福祉、人権問題について広い見識を持たれております。また、人格、識見が高く、広範な知識と豊かな経験により、社会の実情全般に通じておられることから人権擁護に深い理解のある適任者と考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会のご意見を聞くものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第96号「西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について」から議案第99号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長 議案第96号「西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

行政庁が行う処分に対し国民がその見直しを求め不服を申し立てる制度を定めた行政不服審査法が、公平性及び使いやすさの向上を目的に全面改正されました。これに伴い、本条例に規定する審査の申し出及び審査の手続に関し所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 議案第97号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、宇和文化の里施設のうち米博物館につき

ましては、民間事業者の新しい視点や発想により、施設の機能性や付加価値を向上させるため、平成27年度から米博物館リノベーション事業により、これまでの展示閲覧型の文化施設から、町に活力を与え仕事を生み、人を呼び込むための学びやとして復活させることを目的といたしまして改修を行っているところでありまして、改修を終えます平成29年度から指定管理者制度を導入することと予定しております。

また、市指定文化財であります末光家住宅や鳥居門のほか、昔の暮らしの体験施設として公開活用します旧武蔵等の施設につきましても、文化の里施設の一部として管理運営を行う必要があることから所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第98号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、2017愛顔つなぐえひめ国体のソフトボール成年女子の開催会場となっております西予市営宇和球場の改築に伴いまして、使用料金の改定を行うものでございます。

西予市営宇和球場は、今回の改築によりまして、球場、本部室等及び附帯施設の施設区分ごとに使用料を徴収することとし、近隣の類似施設を参考に新たな使用料を設定しております。

また、西予市営野村球場につきましても、宇和球場の料金改定に準じて使用料の見直しを行うものでございます。

なお、宇和球場の供用開始日は8月10日からとしておりますが、国体のリハーサル大会といたしまして、今年7月29日から31日にかけて第56回全日本実業団女子ソフトボール選手権大会の開催を予定しております。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 議案第99号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市立野村病院の一般病床に地域包括ケア病床を設置することに伴い、病床数を変更するものでございます。

地域包括ケア病床は、急性期の治療を終えた患者様が在宅や介護施設へ復帰されることを目的と

して、在宅復帰支援計画に基づいて関係職員が協力し、効率的かつ積極的に在宅支援を行う病床となっております。

今回、地域包括ケア病床を9床設置することに伴いまして、病床面積等の施設基準に基づく調整が必要であるため、一般病床数を5床減らし109床とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第100号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」及び議案第101号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 議案第100号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」及び議案第101号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、明浜町田之浜及び野村町予子林辺地において市道及び消防施設の新規事業を実施することに伴い、2つの辺地総合整備計画を策定することといたしました。

また、野村町大野ヶ原、片川、西及び坂石並びに城川町野井川及び遊子谷辺地において市道、林道及び消防施設整備における事業費の増加が必要となりました。これに伴いまして、国に新たな辺地総合整備計画及び変更計画を提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第102号「市道路線の認定について」及び議案第103号「市道路線の変更について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第102号「市道路線の認定について」及び議案第103号「市道路線の変更について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、認定路線につきましては、県道野村柳谷線と市道藤之内平野線を結び、竹崎藤之内地区の生活道路として利用頻度の高い竹崎藤之内線を市道に認定するものであります。

次に、変更路線につきましては、西予市衛生センターの建設に伴い道路網を整備する必要があるため、下宇和地区116号線の終点を変更するものであります。

なお、本件に係る市道の認定、変更につきましては、去る6月3日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第104号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 議案第104号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、今後4年間の市政運営に関する所信の一端を述べさせていただきます。

さきの市長選挙におきまして、私は市民の皆様からの温かいご支援をいただき、無投票当選の栄に浴させていただきました。この無投票当選という市民の皆様からの声なき声を真摯に受けとめ、西予市政の維持発展に向けてその負託にしっかりと応え、全力で努めてまいり所存でございます。

三好前市長は、合併後の西予市において各地域における基礎基盤となる多くの事業をなし遂げられました。また、四国西予ジオパークの認定により、各地域の多様性を生かした市全体の新たな価値観を創造され、西予市の発展の核となるものも築かれました。

今後は、これらの財産を引き継ぎながら、西予市で生活を望む人がふえ、その望みがかなえられるまちづくりを目標といたしまして、6つの視点

から安心が体感できるまちづくりに取り組みたいと考えています。

まず、第1に人口減少対策について。

平成27年度国勢調査速報値で首都圏の東京、千葉、埼玉、神奈川など8都県を除く39県の人口減少数値が公表され、日本全体で人口減少社会に突入しました。

市が試算しております本市の人口推計では、現在4万人の人口が約10年後には3万4,000人前後となり、2060年には1万6,000人になるおそれがあるとされております。この人口減少を緩やかにさせる施策といたしまして、子供を安心して産み育てる環境づくりや、子育て支援の見直しとして保育時間の延長や病氣、病後保育の充実、1歳児までのおむつ代支援などについて検討をしながら積極的に取り組んでまいります。

また、市外からの移住者を積極的に受け入れる体制をつくるとともに、利用可能な空き家を活用した移住、定住促進にも力を入れたいと考えます。

第2として、防災、減災対策であります。

南海トラフ大地震や近年の異常気象による自然災害、伊方原子力発電所の安全性に対する危機管理などの対策といたしまして、市民の皆さんへの正確かつ迅速な情報伝達に努めるとともに、自主防災組織や消防団と消防署等の連携による非常時を想定した訓練や防災、減災事業が必要と考えております。そのため、防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、地域と関係機関が連携した訓練を通じて危機管理体制の整備に努めます。

また、公共施設の耐震化や危険空き家の取り壊し、木造住宅の耐震化の推進、避難用道路を初め、災害に強い社会基盤整備の促進にも努めてまいります。

第3として、四国西予ジオパークの推進であります。

四国西予ジオパークを中心としたブランディング戦略により、本市のイメージ向上をさせ、観光客の増加や付加価値のついた地域産品の開発、販売などにより、観光、産業、教育活動に対する経済波及効果の拡大に努めてまいります。

また、市内各地の歴史伝統文化、イベント、景観をつないで、地域ならではの食文化とおもてなしの心でさらに魅力的な町として発信し、市外からの滞在者が増加するように努めてまいります。

第4として、産業、雇用創出であります。

農林水産業におきましては、官民が連携してブランド化に取り組むこととあわせて情報通信技術の活用による効率化、組織化の推進や、経営感覚を持った後継者を育成し、稼ぐ力の向上に努めてまいります。

また、産官学金で連携協力して地場産業の事業継承や企業を支援し、地域に根差した企業を育て、産業の創出に努めてまいります。

第5として、小規模多機能自治の推進であります。

自分たちの地域を自分たちの手でを基本理念とした住民自治の確立を目指します。ふだんの暮らしを思い浮かべてみますと、地域内での人とのかわりがある我々の暮らしは成り立っています。農地の保全や景観の維持、伝統文化やお祭りを守りつなぐ思い、防災訓練やスポーツ振興などコミュニティが自分の暮らしの基盤であることに気づかされます。

地縁的なつながりや生活感覚の基盤である旧小学校区のコミュニティが主体的に地域づくりを担うために、適正範囲の検討も含めた小規模多機能自治の確立を目指します。地方自治の本旨であります住民自治と団体自治がそれぞれの役割分担を担いつつ、まちづくりを推進していかなければなりません。

第6として、チャレンジ、改革であります。

これからの施策を進めていく上で重要となるのが市の財政であります。合併の優遇措置が終了する平成31年度には、市の歳入予算の約半分を占めている普通交付税が減少することや、借入金の償還に有利な地方債の借入期間が終了することなどに加え、人口減少などによる税収などの減少、将来に大幅な財政規模の縮減が予想されます。

一方で、新たな地方創生の取り組みや生活に密着した公共下水道や診療所、病院などの公共施設の維持管理経費は増加傾向にあり、将来に西予市をつなげていくためには、歳入に見合った適正な施設の維持管理や事業実施が必要となってまいります。

そのためには、正確な現状把握と目標設定が必要となりますが、市役所内部の改革も合わせて行い、労働生産性と住民サービスの向上にも努めてまいります。継続した改革、チャレンジこそ、西

予市の生き残りにつながると確信しているところでございます。

以上、市政運営について所信の一端を述べさせていただきましたが、今後は西予市新総合計画及び同基本計画、実施計画を中心として具体的に進めてまいりたいと考えております。この西予市が未来に向けてさらに躍進できるよう、全力で努めてまいりたいと思いますので、どうか議員各位、市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

さて、今回の補正予算でございますが、主な内容といたしましては、本年4月1日付の人事異動に伴う職員給与費及び臨時職員等雇用経費の調整のほか、事業費の財源となる国県支出金の内示額変更に伴う財源調整や事業費の増額、地方創生関連事業や法改正等に伴い緊急に対応する必要が生じた事業費などを計上しております。

既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ70万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を300億5,729万8,000円と定めるものであります。

債務負担行為の追加といたしましては、官民連携のPFI手法を取り入れて実施予定の卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の予定対価の限度額を設定しております。

主な歳出といたしましては、地方創生事業として森林資源情報を一元管理する森林ICTプラットフォームシステムを構築し、森林管理の効率化、高度化を図るICTまち・ひと・しごと創生推進事業、人口減少の抑制等を図るため、県補助金を活用して移住者の住宅改修に対して補助金を支給する移住交流促進事業、農林業振興対策として林業事業体の作業効率化を図る森林蘇生緊急対策事業、消防施設整備対策として城川地域の耐震性貯水槽1基の設置、幼稚園教育振興及び教育施設整備対策として四国西予ジオパークを活用した幼稚園児等に西予市の豊かな自然を体験させる幼稚園研究事業、宇和文化会館のトイレを計画的に洋式化する改修工事などに係る経費を計上しております。

次に、主な歳入についてご説明をいたします。

国庫支出金におきましては、補助金内示により情報通信技術利活用事業費国庫補助金が新規採択となりましたが、防災安全及び住宅管理並びに都市公園関係の社会資本整備総合交付金が減少した

ことから、総額で1億2,639万6,000円の財源不足となるため、旧合併特例事業債などの地方債を増額し、財政調整基金繰入金を1,059万8,000円減額するものであります。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それでは、予算書に沿って、まず歳出のほうから補足説明を申し上げます。

予算書の16ページをお開き願います。

総務費、8項1目地域振興費、移住交流促進事業620万円ですが、愛媛県外から西予市に移り住むことを希望する子育て世帯や働き手世帯の移住、定住の促進に加えて、地域おこし協力隊の定住支援を図るために、西予市と愛媛県が連携して移住者の住宅改修等の経費に対して補助対象経費の3分の2の補助金を交付する事業でございます。

21ページをお開き願います。

衛生費、2項2目塵芥処理費、宇和清掃センター管理運営事業ですが、歳出総額に変更はありませんが、宇和清掃センター解体工事に関して発注形態の見直しにより、全額委託料で計上しておりましたが、今回工事請負費と申請書類作成委託業務委託料に予算を組み替えるものであります。

22ページをお開き願います。

農林水産業費、2項2目林業振興費、ICTまち・ひと・しごと創生推進事業3,024万1,000円ですが、総務省事業でありますICTまち・ひと・しごと創生推進事業を活用いたしまして森林資源情報を一元管理するシステムを構築し、森林管理の効率化、高度化を目指すものであります。

26ページをお開き願います。

消防費、1項3目消防施設費、消防団施設整備事業665万1,000円ですが、国庫補助金の内示において耐震性貯水槽1基分が追加となり、城川町古市地区内の貯水槽設置に係る経費を計上し、地域の防災力向上を図るものであります。

28ページをお開き願います。

教育費、4項1目幼稚園費、幼稚園研究事業3

0万1,000円ですが、愛媛県から指定を受け、野村幼稚園におきまして森のようちえん推進事業として園児、保護者を対象に四国西予ジオパークを活用して豊かな自然を体験し、心豊かでたくましい幼児の育成を目指すものであります。

29ページをお開き願います。

6項3目文化施設運営管理費、宇和文化会館管理運営事業854万9,000円ですが、現在のライフスタイルを考慮しトイレの洋式化を計画的に進めるもので、本年度は1階女性用トイレを改修するものであります。

31ページをお開き願います。

諸支出金、2項1目基金費、ふるさと応援基金事業680万4,000円ですが、この3月に制定された西予市ふるさと応援基金条例に基づき、当初予算に計上したふるさと納税の全額を同基金に積み立て、寄附者の意志に沿った活用を図るものであります。

予算書は前に戻っていただきまして、10ページをお開き願います。

主な歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

国庫支出金、2項3目農林水産業費国庫補助金、情報通信技術利活用事業国庫補助金2,987万3,000円ですが、新規事業として総務省事業でありますICTまち・ひと・しごと創生推進事業によるものであります。

このほか国の補助金内示によりまして、道路、住宅、都市再生、都市公園、防災、安全交付金関係の合計で社会資本整備総合交付金1億6,759万9,000円の減額となりまして、国庫支出金合計では、それらを合わせて1億2,639万6,000円の減額となったものでございます。

このほか各事業の確定や実績見込みによるものなどにより、特定財源としての県支出金や地方債、基金繰入金などの調整を行っているものであります。

11ページをお開きください。

これら歳入全体の調整によりまして一般財源の減額が見込めるようになり、今後の財政運営の安定化を図るため、繰入金、2項1目財政調整基金繰入金を1,059万8,000円減額するものであります。

6ページにお戻りください。

今回の補正における債務負担行為の追加といたしましては、官民連携のPFI手法を取り入れて実施予定の卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業において、平成29年度から平成58年度までの30年間ににおけるエリア内に計画しております予定施設の建設事業費及び修繕を含む維持管理運営経費に相当する予定対価の限度額を59億7,000万円に設定するものであります。

7ページ、及び詳細につきましては12ページをお開き願います。

最後に、地方債の補正といたしましては、国庫支出金において内示額が減少したことによる財源調整のため、公営住宅建設事業債3,200万円、市道湯の川くらぬき線関係で旧合併特例債6,180万円をそれぞれ増額するもののほか、各事業内容の確定及び変更に伴う調整と合わせまして、総額で1億1,180万円を増額して地方債の限度額を全体で59億9,810万円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第105号「平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）」から議案第108号「平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第105号「平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整によるものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ257万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,334万2,000円と定めるものでございます。

続きまして、議案第106号「平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整を行うものでございます。これによりまして、既決

いただいております歳入歳出予算からそれぞれ1,643万7,000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を63億4,138万7,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整並びに狩江診療所の常勤医師の雇用による診療体制の見直しによるものでございます。これによりまして、既決いただいております狩江診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ209万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,121万5,000円、高山診療所勘定の総額にそれぞれ39万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,853万6,000円、二及診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ480万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,353万4,000円と定めるものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第107号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の調整、及び社会資本整備総合交付金の内定通知に伴う事業費の減額及び財源の調整等が主なものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ8,589万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,234万7,000円と定めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 議案第108号「平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものでございます。これによりまして、第2条の収益的収入及び支出につきましては、既決いただいております収益的収入に繰り出し基準に基づく一般会計補助金8万円を増額し、総額を7億2,091万4,000円とし、収益的支出につ

きましては、職員給与費１９０万７，０００円を増額し、総額を７億５，２５５万６，０００円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金につきましても補正を行っております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程９)

○議長 次に、日程第９、報告第１号「平成２７年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から報告第６号「平成２７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算繰越計算書の報告について」までの６件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山岡財政課長。

○山岡財政課長 報告第１号「平成２７年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第２号「平成２７年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第３号「平成２７年度西予市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第４号「平成２７年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第５号「平成２７年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第６号「平成２７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算繰越計算書の報告について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成２７年度西予市一般会計、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、病院事業会計及び野村介護老人保健施設事業会計における各事業のうち平成２７年度から平成２８年度への継続費及び繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第１４５条第１項及び第１４６条第２項並びに地方公営企業法第２６条第３項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えご報告申し上げるものがあります。

以上報告６件、よろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案６件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

報告第１号「平成２７年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から報告第６号「平成２７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算繰越計算書の報告について」までの６件についてはこれを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(日程１０)

○議長 次に、日程第１０、報告第７号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長 報告第７号「専決処分事項の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり２３件の専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告申し上げるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

６月１４日は午前９時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前１１時３２分

平成28年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成28年6月14日 | 城 川 支 所 長 | 田 村 剛 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 三 瓶 支 所 長 | 西 本 喜代人 |
| 1. 開 議 | 平成28年6月14日 | 消防本部消防長 | 西 川 傳 |
| | 午前9時00分 | 総 務 課 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 散 会 | 平成28年6月14日 | 財 政 課 長 | 山 岡 薫 彦 |
| | 午後2時07分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
-
- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1. 出 席 議 員 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 1 番 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 浅 野 信 也 |
| 2 番 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 原井川 英 一 |
| 3 番 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 別紙のとおり |
| 4 番 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり |
| 5 番 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり |
| 6 番 河 野 清 一 | |
| 7 番 佐 藤 恒 夫 | |
| 8 番 山 本 英 明 | |
| 9 番 竹 崎 幸 仁 | |
| 10 番 小 玉 忠 重 | |
| 11 番 源 正 樹 | |
| 12 番 井 関 陽 一 | |
| 13 番 菊 池 純 一 | |
| 14 番 中 村 敬 治 | |
| 15 番 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 兵 頭 学 | |
| 17 番 小 野 正 昭 | |
| 18 番 宇都宮 明 宏 | |
| 19 番 森 川 一 義 | |
| 20 番 藤 井 朝 廣 | |
| 21 番 酒 井 宇之吉 | |
-
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総 務 部 長 | 宗 正 弘 |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 |
| 公 営 企 業 部 長 | 三 好 敏 也 |
| 企 画 財 務 部 長 | 大 平 利 幸 |
| 産 業 建 設 部 長 | 二 宮 紀 夫 |
| 生 活 福 祉 部 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明 浜 支 所 長 | 道 山 升 文 |
| 野 村 支 所 長 | 尾 下 孝 二 |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日は、このように大勢の方に傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、1番宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 皆様おはようございます。

平成28年第2回定例議会におきまして一般質問の機会を得ましたので、通告書に従いまして5点について質問いたします。

私は、このたび、若者の声が届く町、若者と高齢者が共生できる町、女性が活躍できる町、議員定数削減、地産食品で食育推進の5つを目標とし、西予市議会議員を目指しました。私自身が市外から生まれ育ったふるさと西予市へ帰ってきて、西予市議会議員に女性がいないこと、年配の方は多いが30代、40代の議員が非常に少ないこと、地元地域に無関心な若者が多いことをひしひしと感じました。そのため、西予市を活性化していくには、女性と若者が元気で頑張れる町にしていかなければならないと思っているところです。初めての質問ですので失礼な点や未熟な点があるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。今後ともご指導、ご鞭撻いただきますようよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、若者が暮らせるまちづくりについてお伺いしたいと思います。

私が高校生のころは、宇和高校の1学年が6クラス、231人だったものが、ことしの1年生は3クラス、76人、野村高校の新入生が94人、三瓶高校は46人が現状です。また、市内の旧町において小学校の統合が進み、明浜では4校が1校に、三瓶では5校が1校に、城川は4校が1校に、野村は7校が3校になり、次は宇和では7校が3校になろうとしています。このように、西予市は南予の中心でありながらも人口減少が著しく

感じられ、その原因は小学校から高校まで地元で育ってきた人たちが進学、就職で都会へ出たら生まれ育った西予市へ帰ってこないことが最大の要因と思われます。西予市で生まれ育った人が一旦都会で進学したり、就職したりしたとしても、一定期間たったら地元へ帰ってくるという人の流れが重要だと私は以前から思っていました。

そこで、市では若者のUターンの現状をどう把握しておられるのかお伺いいたします。

また、高齢化が進む西予市では、若い人のふえる施策が必要ではないかと思いますが、市としてどう考えているのか、現在の状況をお聞かせください。

それに伴い、せっかく帰ってくる気持ちになった若者に対して支援の充実など今後西予市として取り組む対策が必要なのではないかと思いますが、どのようなことを考えているのでしょうか。現在、西予市ではまだ取り組んでいないと思いますが、Uターン奨励金や家賃保証はできないのかお伺いいたします。

次に、雇用の確保について伺います。

若者が西予市で暮らしていけない最大の要因は、働く場所が非常に少ないことだと思います。現在、下宇和地区でちぬやホールディングスの計画が進んでいます。この計画において100人から200人の新規採用が見込まれ、大規模求人は地域経済活性化に大きく寄与すると私も大変うれしく思っているところです。

そこで、このように働く場所ができるということは市として重要だと考えますが、今後の企業誘致の取り組みや計画はあるのか、お伺いいたします。

地元企業も先細りとなっているところが多く、各地区にある商店街の店舗もどんどん空き地や空き家になってきています。市としての支援や対策は十分に行っているのか、またもっとさまざまな施策があるのではないかと思います、理事者の考えを伺います。

さらに、農業等の第1次産業や地元の事業者などに対して若者の所得向上及び確保について、地産地消の推進などを市としてはどのように取り組んでおられるのかお尋ねいたします。

続きまして、後継ぎ問題についてお伺いします。

現在では、西予市内の家業の中で子供に胸を張

って家業を継げと言える人が非常に少なくなっていると言われていました。農家の同級生は両親から農家では食べていけないから自分の代でやめると言われたり、私自身市外での勤めをやめ、家業を手伝うことはかなりの不安がありました。昔は長男が家を継ぐというのが当たり前でしたが、現状では厳しいようです。そこで、市外へ出ていった後継者をもっと積極的に引き戻すということが重要だと思いますが、西予市ではどのような対策をとられていますか。また、南予地域官民連携事業承継推進、通称マッチング事業の進捗状況と今後の見通しはどのような状況なのかお尋ねいたします。

2つ目に、女性の活躍する社会づくりについて質問いたします。

西予市では、平成17年4月より男女共同政策室を置き、女性の活躍する社会づくりを推進してきたと聞いています。せいよ女性の会での成果はどのようなものがありますか。男女共同政策室のこれまでの成果と今後の展望をお聞かせください。また、市として女性活躍の場はどのようなところを期待しておられるのでしょうか。また、それを推進するための方策など現在の取り組みをお尋ねいたします。

本年4月1日より女性活躍推進法も成立しました。まず隼より始めよという言葉があります。西予市役所の中には生活福祉課を中心として女性の管理職がいるにはいるが少なく思います。議場に参加する女性管理職が誰もいませんが、その理由をどう考えているのかお聞かせください。私は女性に限らず西予市職員研修の機会が少ないのではないかというのを聞いたことがあります。中央官庁や県ではどんどん女性管理職が誕生していますが、西予市でも推進すべきではないでしょうか。

3つ目に、観光施策についてお伺いします。

航空会社ANAには翼の王国、JALにはスカイワードという機内誌があります。5月号のJALの機内誌スカイワードに愛媛県南予特集がありました。その中で西予市だけ飛ばされていたのを見て大変惨めな気持ちで、西予市には取り上げられるような魅力はないのかと落ち込んでしまいました。

そこで、お伺いしたいと思います。中央のマスコミ、雑誌に対して積極的なアプローチが必要だと思いますが、現在の観光施策と西予市のアピー

ル方法はどのようなものなのでしょうか。そして、今のままでいいと考えているのか、また努力する余地はないものなのかお尋ねいたします。

平成25年9月に四国西予ジオパークが認定され、4年ごとに再審査があり、残り1年余りとなりましたが、ジオパークでの観光の経済効果はどれくらいと考えられているのでしょうか。また、これまではバスツアーの誘致など進展してきましたが、管家市長の観光施策の指針やアイデア、展望をお聞かせください。

4つ目に、18歳選挙対策についてお伺いします。

ことし7月の参議院選挙から公職選挙法の一部が改正され、18歳の人から選挙できるようになりました。70年ぶりの改正ということで万全の態勢ができていますのか少々不安であります。愛媛新聞によると、18歳、19歳の若者の中で75%が投票先を決めていないとのアンケート回答があったり、県立高校全59校が義務化した政治活動の事前届け出が違憲なのではないかと言われていたり、あと一カ月余りに迫ったこの時期ですが、大丈夫かなと思うのが正直なところです。

松山市では大学での模擬投票や投票所の設置などが行われる予定だそうですが、西予市として新しく選挙権ができた若い人たちに対して投票推進のためどのような対策をとっているのかお伺いします。PRや啓発活動など必要なのではないかと考えますが、理事者の考えを伺います。

また、西予市としてどのくらいの投票が期待できるとお考えですか。そして、この18歳選挙をするに当たり、問題点等をどう捉えられておられるのかお尋ねいたします。

最後に、5つ目として、給食に関してお尋ねします。

私は、家業の関係もあり、幼いころから食に対しての興味が深く、好きこそ物の上手なれと言いますが、食物栄養科で栄養学の勉強をし、栄養士、調理師の免許を取りました。最近の子供たちに食べ物何が好きと聞いたときに、ファストフードの名前やファミリーレストランの名前が出ることに少し悲しい思いがあります。これだけ自然あふれる西予市に生まれ育った特権として、すばらしい食材ですくすくと大きく、元気に育ってもらいたいと感じます。

さて、現在西予インターチェンジ近くで新しい

給食センターが建設されています。現在の給食センターの人員確保、食材調達、運搬状況は新しいセンターに変わることによって何か変わるのでしょうか。場所と建物が変わるという認識でよいのでしょうか。現在の給食センターの現状と新センターの展望をお尋ねします。

学校給食用調理施設は食品廃棄物を継続的に発生させている主体の一つであり、可能な限り食品ロス削減国民運動の一環として食品ロス削減等の取り組みは大変重要な課題だと思われませんが、現在西予市では給食廃棄量減少のためにどのような取り組みをしているのでしょうか。

次に、給食での食育についてです。食育基本法では、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともにさまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められているとしています。

そこで、食育について西予市としての方針や取り組みはどのようなものがあるのでしょうか。全国各地で児童参加型給食の充実が進んでいますが、西予市でも給食で使う食材の調理作業工程の一部に児童が携わる等の方法で食への興味、関心を引き出し、食べることへの意欲を高めることはできないのでしょうか。お尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

○管家市長 皆さんおはようございます。

本日は一般質問に当たりまして多くの市民の皆さんが早朝より傍聴においでいただきまして、心から感謝を申し上げます。きょうとあすにわたりまして8名の議員の皆さんから一般質問をお受けすることになっております。議員各位におかれましては任期最初の質問となりますし、私にとりましても初めての答弁となります。それぞれの質問に対しまして真摯に回答をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

市政運営の根幹にかかわるご質問につきましては私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野等の質問につきましては、副市長、教育長、各部長を中心として回答させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 宇都宮議員にお答えいたしたいと思います。同じように30代、私も30代でございますけれども、西予市に帰ってきたというふうにお話がありました。ぜひ期待したいなというふうに思っております。若い議員さんでございますので、場数が大事になってくると思います。答弁の機会をふやして積極的なご発言いただければなど、このように感じております。

さて、若者のUターンを増加させる対策についてお尋ねがございました。

平成22年度の国勢調査によりますと、当市では、2005年から2010年にかけて15歳から19歳の人口が1,022人転出超過しているのに対し、20歳から24歳の人口は244人転入超過となっております。他の地方公共団体出身の流入も含まれていると考えられますので、一概には言えませんが、若い世代の転出の約24%を上限にそれ以下の割合の方々が西予市に戻ってきているのではないかと推測されます。これは、議員の直感とも、感覚とも合うのかなと思います。余り同級生が帰ってきていないとか。データで示してもこのような状況でございます。

意識調査にも同様の傾向がございます。平成27年度に行った小・中高生に対するアンケート調査では、小学生で地元に着があり西予市に暮らし続けたいとの割合が比較的高いのに対しまして、中学生、高校生と進学、年を重ねるとともにこれが低下してまいります。現実がだんだんわかってきたということではないかなというふうに思いますけれども、その流れで一度都市部に移り住めばさまざまな都市部での魅力、こういったところによって戻ってこないのではないかとといったところではないかと思われれます。実際、フロム・ツー分析、いわゆるどこからどこに行く、人が移動したのかというような分析をいたしますと、特に松山市に多くの方が流出しているといった状況でございます。

このような中、当市としてはご指摘のUターンに限らず、Iターン、Jターンも含めまして西予市では利用できる空き家の有効活用も図りながら移住交流政策の推進を図っていくことが重要だと認識しているところでございます。議員からUターン者を対象とした奨励金や家賃補助のご提案がございました。強い問題意識のあらわれだと提案

をありがたく頂戴したいなと思っておりますが、その実施は難しいものと考えてございます。といいますのも、かつて城川町で同様の政策をされた時期があったようでございますが、効果がないためやめたと伺っております。また、財政基盤の大変弱い本市におきまして、Ｕターンというくくりだけで奨励金や家賃補助といった形で安易に市単独で多額の支出をすることは財政破綻への近道にも通じ、既に試してみても効果の乏しい政策をもう一度実施するといったことは避けなければならないとこのように思っているところでございます。

私どもといたしましては、地域おこし協力隊や農業後継者育成事業などといった国や県の支援制度を活用しながら、知恵を絞り、少ない予算で複数の政策目的を達成すべきだと考えてございます。例えば、増加しています空き家問題の解決を図りつつ、空き家を移住希望者の居住確保の一手段としたいと考えております。特に、県外からの移住者に対して、空き家へ移住する場合に空き家改修に係る経費の一部を支援する補助制度を県が開始するのに合わせまして、今回その事業に関しての補正予算案を計上しているところでございます。

また、事業者の後継ぎ問題や起業、創業の促進といった課題の解決を図りつつ、移住者の働く場の確保へ支援を検討しているところであります。

また、悩ましい問題といたしまして、家賃相場の問題がございます。宇和町中心部の家賃相場が松山市と同程度となっておりまして、これにより、ただでさえ地理的に不利な条件である西予市には住む生活上の利点が都市部と比べまして少なく、車で１時間程度のところに家賃も同じぐらいの住みやすい松山があるわけですので、人口流出の要因になっているのではないのかともいえます。

一方で、貸し出したり、売り出したりしない空き家が増加しているといった社会構造の矛盾も生じてきてございます。このため、家賃そのものの相場の引き下げに係る政策を検討する必要があるのではないかと個人的には考えているところでございます。例えば、都市計画区域は本来発展すべき区域でございますが、その区域にあって利活用できるのに貸し出しも売り出しもせず、健全な町の発展を阻害している空き家の所有者等に対し

して固定資産税の上乗せ課税を実施し、経年に応じて割り増ししていくことで空き家所有者に対する利活用への早期の意識を促進し、借り入れ可能な空き家物件数の増加に伴う全体的な家賃相場の引き下げなども一つの手法ではないかと考えられます。これは予算措置をほぼ伴わず、場合には増収になる対策だと考えているところでございます。市民に対する増税だとか批判があるかもしれませんが、空き家の所有者等の半数以上は市外の方となっています上、積極的に貸し出したり、売り出したりしようとすれば非課税とするといったところでご理解いただけるのではないかというふうに考えてございます。

いずれにしても短絡的な政策とならないよう十分な成果が期待できる制度設計が今後必要であると、このように考えているところである。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、私のほうから若者が暮らせるまちづくりの雇用確保について答弁をさせていただきます。

ご質問にございましたとおり、株式会社ちぬやホールディングスに工場立地を進めていただいております。新工場では２００人を超える雇用が見込めることから、大変期待もしているところでございます。企業の誘致には立地における条件面や規制上のハードルが高い案件もございまして、企業の誘致は大変難しいのが現状でございます。また、各自治体がさまざまな特典、優遇措置を打ち出しておりまして、その中から当市を選んでいただくというのは、これもなかなか苦慮をしているところでございます。

そのような中ですが、現在、西予市企業誘致条例に基づき審議予定案件として上がっている件数は、増設を含めまして３件でございます。今後も行政面で可能なバックアップをしっかりとしていきながら円滑に立地が進むよう対応してまいりたいと思います。ただ、協議の状況をお示しするには大変デリケートな部分も含んでおりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

次に、商店街への支援であります。多くの方が加入をしていただいております西予市商工会への育成補助金として平成２７年度も約３，９００万円を交付し、商工会を通じて商工業、建設・建築業、観光などの振興事業や金融対策、経営対策、税務対策、労務対策など経営改善指導事業な

どを実施をいたしております。また、融資を受けた資金に対する利子の一部や保証料の一部に対する補給事業も継続して取り組んでおりまして、平成27年度においては293件、約823万円も実施をしているところでございます。

なお、平成29年度からは国の地方創生推進交付金を活用し、西予市の商いプロジェクト、西予市商店街空洞化対策事業において補助制度を準備をいたしているところでございます。この制度は、商店街エリアの空き家や空き店舗を活用して新たに起業される方や事業承継、第二創業をお考えの方への店舗改装費や店舗運営管理費の一部などを補助するもので、市といたしましてもこれまで以上に商店街の振興、支援に力を入れてまいりたいというふうに思っております。地元企業に活力を取り戻していただけるよう、経済振興なくして地域振興なしを合い言葉に創業支援事業計画の策定、環境循環モデル事業の創設、経済循環モデル事業の創設、事業承継の推進など積極的な支援を打ち出しているところでございます。その一つといたしまして、今月16日、あさってになりますけれども、中小企業、小規模事業者のための総合相談所、愛媛県よろず支援拠点のサテライト相談拠点を西予市内の市役所内に設置する覚書の締結をえひめ産業振興財団と取り交わすことといたしております。

市内の雇用状況に少し触れさせていただきたいと思いますが、平成24年度までは有効求人倍率は1.0倍を下回り続け、働く場所がない非常に厳しい時期がございました。しかしながら、平成25年度以降は徐々に好転しておりまして、昨年度で1万2,904人の有効求職者数に対しまして、1万5,099人の有効求人数がございました。有効求人倍率は1.17倍となっております。人材不足が起こっている状況でございます。実感といたしましても、当市が3月に実施いたしました西予市合同就職面接会では、22社の事業者様におよそ150人の求人を出していただきました。そのうち正社員の求人を70人以上頂戴をいたしたところでございますけれども、参加求職者、実際に参加をしていただきました方は20名でございまして、マッチングの難しさと人材不足の問題を痛感したところでございます。

そのようなことも踏まえ、ご指摘のように若者の確保、若者の所得向上につきましても対策が必

要ということから、本年度ふるさと就業創出奨励事業を新規事業として立ち上げ、当初予算に240万円を計上させていただいております。これは、西予市内に就職する新規卒業者の確保と地域による賃金格差の解消を図るため、新規卒業者を対象に1カ月当たり1万円、最大で3年間奨励金を交付するものであります。要綱が固まり次第、広報等で周知をしてまいりたいというふうに考えております。

ご指摘いただきましたように、まずは地元出身者が帰ってきたくなる魅力あるまちづくり、体制づくりそれらをどんどんアピールしていくことが必要だというふうに思っております。

次に、後継ぎ問題についてお答えをさせていただきます。

まず、市外に出ていってしまった後継者の引き戻しに有効な方法は考えられないかということでございますけれども、正直申しまして、この条件をクリアすればというような妙案はございません。人々の欲求は非常に多様化しております。人間の根幹をなす欲求、基本的な欲求、生理的な欲求につきましては、現代社会においてはおよそ満たされてきておりますけれども、人々が求める欲求はより複雑に高度化、多様化しているのが現状でございます。本人が自由に仕事を選べるのも基本でございます。したがって、どのような部分をどう解決すればよいのかという部分も非常に多岐にわたってくるというふうに思われます。

ただ、そういった後継者になり得る世代の方々が何を求めているのかを今後リサーチしていくことは、後継者づくり、まちづくり、地域づくりにも共通する重要なポイントではないかというふうに認識をいたしております。今後、できる限り多くの方の意見を伺えるよう、場を少しでも設けていきたいというふうに思っております。

次に、マッチング事業、いわゆる事業承継問題ですけれども、地域にとりまして必要な事業でありながら後継者がいないことにより廃業を考えている企業、事業所に対する事業承継支援の問題ですが、これは当市だけではなく、国全体、特に愛媛の南予地域においての共通の課題でもございます。

そのため、昨年度より南予地域9市町と愛媛県、商工会、金融機関、人材派遣会社等の民間事業者で構成する南予地域官民連携事業承継推進本

部を立ち上げ、官民連携して事業承継の支援に取り組んでおります。既に何件かのご相談もいただいておりますけれども、なかなか右と左、1番と2番というような単純な部分だけではございませんので、事業の資産、相続人の関係などなど解決しなければならない問題も多くございます。これらはこれまで行政が踏み込んでこなかった経営の内容にまで関係してくることでございますので、専門家の意見も聞きながら慎重に進めていきたいというふうに考えております。

以上、雇用の確保、後継ぎ問題に関する答弁とさせていただきます。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 男女共同政策室のこれまでの成果と今後の展望についてのお尋ねがございました。その取り組みの一例でございますけれども、まずは職員みずからが職場や家庭、地域において男女共同参画の視点で積極的に活動できる体制づくりを目的といたしまして、市役所内に西予市男女共同参画推進委員会を設置したところでございます。行政として諸所の政策を総合的かつ効果的に推進することで男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に参画する機会が確保されるものと取り組みを継続しているところでございます。

女性の豊かな感性や生活に密着した意見を市政に反映させる市民参加型の機関組織としてせいよ女性の会を立ち上げ、市民が主体的にかかわることができますよう、行政としてサポートしてまいりました。残念ながらまだ目に見えた形での成果はございませんが、この会での提言が西予市の新たな政策につながることを目標として取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

西予市その他のところにおきまして、具体的には、職場や地域における男女共同参画意識の向上、女性のスキルアップなどをテーマにした数多くの研修や講演会も実施しているところでございます。これらの活動によりまして、審議会における女性の割合の上昇や市民アンケートでの意識の変化なども徐々にではございますが見られ、固定された男女の役割や性差による考え方も変わりつつあるものと認識しているところでございます。

一方で、急速な少子・高齢化による働き手の減少や経済の停滞を受けまして、女性の活躍推進が

国の成長戦略の柱として位置づけられまして、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が成立したことによりまして、職業を持つ女性の活躍がクローズアップされていると認識しております。

人口減少が進んでいる当市においては、あらゆる面で人手不足になっていることから、女性の活躍の場は職業においては当然でございますけれども、地域づくり組織、自治会、防災、子育て支援など多岐にわたると考えられ、今後は地域課題の解決において女性の参画が重要であり、女性の潜在力の発揮は地域活性化の鍵であると認識しております。地域と連携、協働した取り組みのもと、牽引役となるリーダーの育成やさまざまな取り組みへの女性の参画を促しつつ、女性が力を発揮できるよう推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 私のほうからは宇都宮議員の質問のうち女性の管理職の登用関連のご質問についてお答えをいたします。

まず、西予市における女性管理職の登用状況でございますけれども、一般行政事務職員を初め消防士、医療職、保育士、保健師などの専門職を加えた全ての職種におきましては、女性の管理職登用率は21.4%となっております。しかしながら、専門職を除いた一般行政事務職員のみで見ますと、28年4月現在で一般行政職で課長補佐以上の管理職、これ114人おりますけれども、そのうち女性の管理職は課長が2人、課長補佐が6名の計8名となっております、管理職の登用率は7.0%となっております。職員数で比較してみますと、一般行政事務職員全体で440人おりますけれども、その中で女性職員は95人、21.5%ですので、管理職の登用率7.0%は一見低い数値に見えますが、特に管理職となり得るのにふさわしい経験や能力を有すると思われる45歳以上の職員で比較してみますと、全体で155人の職員に対しまして女性職員数は20人で12.9%、50歳以上になりますと全体で95人の職員に対して女性職員はわずか8人で8.4%となっている現状がございます。このように、管理職候補世代における女性職員数の割合が低いということも女性管理職登用が進んでいない一因であろうと、そのように考えているところ

でございます。

次に、西予市における職員研修の取り組みについてお答えをさせていただきます。

職員で組織する研修委員会では、人材育成基本方針に定める目指すべき職員像の達成に向けて管理職が日常業務を通じて指導を行う職場内研修、専門研修機関等へ派遣する職場外研修、さらに自主的な研究を助成する自主研修制度等年間の研修計画を策定し、計画的な実地に努めているところでございます。

まず、職場内研修では、職場環境の醸成が重要であることから、昨年度は特に管理職に対する人材育成、メンタルヘルス研修等を中心に実施し、部下指導の充実を図ってきたところでございます。

次に、職場外研修では、公務員倫理やコミュニケーション能力、政策形成、法制執務など職務を遂行するために必要な専門的能力の向上を目的に研修を実施をいたしております。具体的には、公的機関への長期派遣、愛媛県研修所等研修機関への計画的な入所、県外アカデミーへの自己申告参加制度など自学意欲の育成に努めるなど積極的に研修の機会を設けて、職員の人材育成に努めているところでございます。

女性の管理職登用にに向けた研修につきましては、平成27年に成立いたしました国の女性活躍推進法に伴い、西予市特定事業主行動計画を策定し、管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修等を行うなど、女性職員のキャリア形成も支援をするようにいたしております。

今後も研修への積極的な参加を促すなど職員研修が女性職員の効果的な人材育成に結びつくよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 次に、観光施策、現状と今後の展望についてというご質問にお答えをさせていただきます。

日本航空の関連では、昨年9月から11月までの3カ月間、同社の国際線機内食におきまして本市のジオの恵みであるハーブ媛ひらめ、ハーブ媛たい、うにしょうゆの3品を食材として使用をしていただいたところでございます。

ご質問の中で触れられました機内誌の関係でございますけれども、5月は南予博の開催周知のた

め機内誌で南予特集が掲載されておりました。西予市につきましても宇和町の町並みを中心に芸能人が訪れて体験したり、紹介したりする模様が同月の機内ビデオとして放送をされておりました。雑誌と映像という2つの媒体によりそれぞれ情報量に限りがございましたので、南予各市町が雑誌、映像で重複しないように配慮されていたことを報告をさせていただきます。

まず、西予市を売り込む活動につきましては、県外では本市の観光ポスターの掲示、出張物産販売や商談会等への出展、広域連携による九州地方への出張宣伝活動、県内では松山市内の電車での広告掲示や広報まつやまへの観光情報提供、そのほかフェイスブックやブログの運営などを通じて、観光物産とにもある程度の手応えを得られるような取り組みを進めてまいりました。

また、このたび、本年から3カ年間の計画で四国の西の玄関口でございます八幡浜・大洲圏域、西予市も含まれます、大分県中部地域との間で地域間交流促進をするための協議会が組織をされたところでございます。このことで両地域間の情報発信が活発化されますので、この機会を生かして、本市も積極的な取り組みを講じてまいりたいというふうにも思っております。

市といたしましても、引き続き観光宣伝活動に積極的に取り組んでまいりますけれども、内容が伴わなければ来てみてがっかりの町になってしまいます。昨今は、観光施設を目指す観光からその地域ならではの体験や交流を求める観光など観光客が求める内容も非常に多様化してきております。開明学校での明治の授業体験などのような他の市町にない独自のメニューが市全体に充実していければ、メディアに取り上げられるほか、SNSなどを介したいわゆる口コミによりリアルな情報や評判が拡散されることとなります。このようなことから、今後は外部へのPRと合わせて魅力的なものを生み、磨き、育てていくことにも注力し、あわせて外部へのPRをバランスよく展開してまいりたいというふうに思っております。

また、現在開催中のえひめいやしの南予博2016での市民グループにより自主企画イベント等につきましては、南予博終了後も継続が期待されるものが大変多くございます。そのようなものに対しまして支援をしてまいりたいと思っておりますし、体験型事業をふやして長期滞在につなげてい

きたいというふうにも思っております。

次に、ジオパークでの観光経済効果についてでございますけれども、ジオパークに直接結びつく観光としての経済効果は、ジオガイド、まちなみガイド、各種のガイド料、ジオツアー参加料、体験料、飲食代、交通費、お土産代、宿泊費などに推察をされるところでございます。少なくとも、平成27年度全体で約1,500万円程度はあったものと推測をしているところでございます。先ほども申しましたとおり、今後体験型事業や宿泊施設の整備により長期滞在のプランが作成できましたら経済効果の向上にダイレクトにつながっていくのではないかとこのように認識をしております。

以上、観光施策の2点について私のほうから答弁をさせていただきました。

○議長 管家市長。

○管家市長 私の観光施策の指針やアイデア、展望についてのご質問がございましたので、そのことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成25年9月に四国西予ジオパークが日本ジオパークに認定されまして、四国では2件目、愛媛県では初めてのことで大いなる話題を呼びました。これを機会としまして、市内外からのジオツアーとしての交流人口が現在ふえております。この熱が冷めないうちに観光施設に取り組む必要があると思っております。私の招集のご挨拶及び所信表明の中でも少し触れさせていただきましたが、テーマパークのようなハード事業で集客を求めるのではなく、西予全体がジオというテーマパークだと認識をしております。現在実施している体験事業のジオをテーマとした新しい体験事業の洗い出し及び発掘を行いたいと思っております。西予市に來なければできないこと、そして買えないものを売り出し、そして西予市をPRしていかなければいけないと考えているところでございます。

また、積極的に愛媛県及び近隣市町との連携も図りまして、広域な観光にも取り組む必要があると実感をしているところでございます。今開催中の南予博の中の自主企画プログラムが次年度以降も継続して実施されまして、恒久的な観光客誘致を図りたいと思ひますし、その経済活動の一つといたしまして地域活性化となり、旅行商品となる

ことにも期待をしているところでございます。先ほど二宮部長の答弁にもあったように、現在はこのような形を進めているところでございますけれども、観光施策をこれまで以上に戦略的、そして計画的に推し進めれるよう総合計画に基づきましてその実施計画としてジオパーク推進計画と連携、調整を図りながら西予市観光戦略、西予市観光計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 宇都宮選挙管理委員会書記長。

○宇都宮総務課長 それでは、ご質問にありました18歳選挙対策について回答させていただきます。

まず、今回の法改正により満18歳以上に選挙権が引き下げられたことに対する新有権者へのPRや啓発活動、これについてですけれども、選挙管理委員会では、市内各高等学校の授業に合わせまして選挙制度の説明、模擬投票の実施等を行っております。既に、三瓶高校、宇和高校で5月のうちに全校生徒を対象にして模擬投票等を行わせていただきました。野村高校でも6月23日に予定をしておるところでありまして、選挙啓発と投票への呼びかけを行っていくところとしております。また、成人式等では、新有権者向けの選挙啓発パンフレット等を配布するなど若者の投票率改善に向けて努めているところであります。

次に、投票率アップの効果についてでありますけれども、西予市での新有権者は、現時点で男性が292名、女性が299名の合わせて591名ということで増加することが見込まれております。このため投票者数が増加することは推測できますけれども、投票率、こちらにつきましては、新有権者の動向がどうなるのか予測困難で、今回の選挙で投票率アップにつながるのか判断が難しいのが現状でございます。

今後も模擬投票を伴う啓発事業等を継続的に行うということで選挙に関心を持つ若者がふえ、今後の投票率向上につながるものと期待をしておるところであります。

次に、満18歳以上に選挙権が引き下げられたことに関する問題点等につきましてですけれども、選挙違反に問われるリスクがあるということが上げられると考えております。公職選挙法によりさまざまな選挙運動に関する禁止行為が定められておりますけれども、未成年であっても選挙に

関する事前運動に加担をしたり、買収でありますとか供応、接待を受けると法律に触れるということになります。このため、選挙に対する正しい知識を身につけ、選挙や政治に関心を持って投票率を向上させるためにも、将来を担う若い世代への啓発活動に努めるよう考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 答弁最後になりますが、学校給食についてのご質問がございました。

まず、宇和学校給食センターの人員確保、食材及び運搬状況についてご答弁を申し上げます。

現在の宇和学校給食センターは、所長1名、業務員1名、調理員12名の計14名の職員が勤務をしております。配送につきましては、配送車2台で業務員と調理員1名が宇和地区の小・中学校に配送を行っております。

新しく整備しております宇和学校給食センターは、作業区域を汚染作業区域、非汚染作業区域、また準備区域等と区域を厳格化し、徹底した衛生管理を行える施設として整備をし、また配送に関しましては、配送車を2台ふやし4台体制として宇和地区小・中学校及び明浜小学校、明浜中学校に配食する予定といたしております。現在、来年4月の供用開始を目指し、作業ラインに応じた人員の配置や適正人数等の調整、検討を進めているところでございます。

食材につきましては、安全な食材での給食の提供はもちろんであります。食育の観点からも地産地消にも努めているところであります。本年1月の調査では、市内小・中学校における西予市産食材の使用割合は全体で14.1%となっておりまして、今年度におきましては、今後より一層の地産地消の推進を図るため、生産者団体、流通機関、行政等関係機関で構成する何らかの組織を立ち上げ、地元産品の利用率向上に向けての検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

新給食センター施設になるに当たり、今後の新しい取り組み等についてのご質問がありました。

新センターの2階には調理実習室や会議室、また見学スペースを設置することとし、整備を行っております。こういった諸室等を利用して児童・生徒に限らず一般市民の方々にも広く食育の拠点

施設としての利用をしていただく施設として活用を図ってまいりたいと考えております。

また、大規模災害時における食糧供給施設としての役割も担うこととし、整備後は西予市における食糧供給施設として、改めて地域防災計画に位置づける予定としています。

次に、給食廃棄量の減少への取り組みですが、現在も食材を無駄なく大切に調理することに努めているところでありますが、宇和給食センターの廃棄物の量は、1日平均9キログラム程度でありまして、児童・生徒の食べ残しもほとんどありません。これは、食育の意識も浸透した結果であると感じておりますが、新センターが完成した後も食材の扱いや廃棄物の減少についてさらに徹底してまいりたいと考えております。

食育につきましてのご質問がございました。食育は、本来家庭が中心となっていくものですが、食生活の多様化が進む中で十分な指導を行うことが困難な状況も見受けられます。こうした状況の中、平成17年に食育基本法が、平成18年には食育推進基本計画が制定されました。学校、家庭、地域が連携して子供たちへの食育を推進することの重要性と子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校におきましても積極的に食育に取り組んでいくことの重要性がその計画の中に明記をされております。

西予市におきましては、第1次食育推進計画を平成21年3月に策定し、6年間にわたって市民とともにライフステージに応じた食育に取り組んできました。そして、本年3月にはこれまで6年間の成果や課題を整理した上で、コンセプトを周知から実践とし、今後10年間の計画期間として第2次食育推進計画を策定したところでございます。この計画には、家庭、生産者、事業者、保育所、幼稚園、学校、地域、行政等々でそれぞれ担うべき役割を示しているところであります。

議員ご質問の学校における食育に関する方針がありますが、各学校では、給食に限らず1年間の食に関する指導計画や給食指導推進計画を立て、児童・生徒の食育に力を入れております。この指導計画は、各学年に応じた食に関する指導目標、教科との関連で行う食育、地場産物の活用の方針、家庭、地域との連携等について具体的な内容を明示したものであり、その計画のもと規則正し

い食事、朝食の大切さ、バランスのよい食事、日本食のよさなどを学習し、食育の推進を図っているところでもあります。

児童参加型給食についてのご質問にお答えをします。子供たちが楽しみにしている給食につきましては、学校現場では主に栄養教諭もしくは学校栄養職員がその役割を担い、さまざまな取り組みを行っているところでもあります。栄養教諭等の配置につきましては、学校教育法で規定されておりまして、その定められた基準に基づき市内小・中学校に配置し、献立の作成、調理員への指導、食育などを行っています。

議員ご指摘の児童参加型給食についてですが、これも栄養教諭等の重要な業務の一つでありまして、具体的な取り組みの中で、1つ目には給食の食材調達のための参加、2つ目には給食調理作業工程への一部参加、3つ目としては献立作成への参加、4つ目に保護者参加型給食が主なものとして上げられます。

具体的にはと申しますと、1つ目の給食の食材調達のための参加につきましては、小学校1年、2年生の生活科や全校で栽培したミニトマト、キュウリ、大根、里芋、サツマイモ、ピーマン等々の野菜の給食食材への使用、特徴的な例を挙げますと、野村小学校におきましては、野村高校生と一緒につくった野菜を給食に使用することもあります。2つ目の給食調理作業工程への一部参加につきましては、衛生管理上の問題がありますので限られた作業になってしまいますが、給食の食材として使用するソラマメの皮むきを体験させ、その生産者の方の話を聞くなどの体験をさせた学校もございます。3つ目の献立作成への参加についてですが、子供たちみずから献立を考えるリクエスト献立を月に1回程度取り入れています。4つ目の保護者参加型給食では、保護者、児童と一緒に給食を食べる給食試食会等を行うことにより、食育について保護者への啓発を図っているところでございます。

今後におきましても、引き続きこういった取り組みを積極的に展開したいと考えておりますが、新たに整備しております宇和学校給食センターも十分に生かしながら、新たな児童参加型給食の展開を図り、食への関心を高めていきたいと考えているところでございます。

以上、給食に関しての答弁とさせていただきます。

す。

○議長 1 番宇都宮久見子君。

○1 番宇都宮久見子君 まず、男女が社会に対等な立場であると言われましたが、パーセンテージで見るのではなく、今後この議場に数名の女性管理職の方にも出席してもらいたいと思います。

観光についてです。来てみてがっかりという内容では困るということでしたが、私は地元商店街を筆頭に何名かの方からことしから中止になった卯のほたるをやめないでほしい、あればやめてはいけない、せっかく市外からも見に来てくれるようになったのにというのを聞きました。えひめいやし博開催中の本年に中止というのは非常に残念であります。西予市の取り上げられる魅力の一つとして卯のほたるを市として続けていくことはできないでしょうか。また、現在西予市として行っている行事やイベント事を2日にまたぐことで市外から宿泊してもらえるようにする、そういう人がふえることにより西予市が活性化し潤うと思うのですが、理事者の考えを伺います。

次に、児童参加型給食についてですが、答弁いただきました4点をまとめて、例えばどこかの学校をモデルケースとして取り組んでみる等のアプローチはできませんでしょうか。

以上です。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 ただいまの再質問の中で議場に女性の管理職を連れてきてほしいというご意見がございましたが、ここに出てくる理事者側の職員としましては、申し合わせでこのような形をとっておりますけれども、その職員でないと答弁ができないような質問があった場合は、議長に許可を取りながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 卯のほたるの関係についてのご質問がございましたけれども、卯のほたるの事業イベントにつきましては、地元のほうから今回、休止したいという申し出がございました。このイベントにつきましては、平成16年だったと記憶しておりますけれども、町並博の折に地元の有志の方々の取り組みで始まったものでございます。非常に評判もいい状況でございましたけれども、組織の中でのいろいろと問題もあって今回は

休止をされるというように伺っております。

その際に、行政のほうがすぐに、じゃ、行政でやりましょうという形というのは、いわゆる自主イベントとして今後継続していくためにはどういう形がいいのかということも協議をしていく必要があると思います。地元でやれなくなったから全て行政が抱え込んでイベントを実施していくということには、少し問題もあるというふうに私も認識しております。今後は、卵のほたるについてどういう形で地元から私どものほうに協議をしていただくのか、あるいは私どものほうからどういう形で今後の取り組みについて問いかけていくのかというようなことを現在模索をしているところでございます。

それから、イベントを継続することによって、宿泊していただける方もふえるのではないかとこの関係でございますけれども、先ほど答弁の中にも少し触れさせていただきましたが、各市町で連携していろんなことをやっていこうということをお互いが模索しております。1つの市で全てを完結するというのにはなかなか難しい部分もございます。私自身、自分に置きかえた場合にも、観光旅行に行ったときにどこかの町という形で尋ねていくのではなく、その辺あたりをという形で取り組んでいく場合が多いと思いますので、ぜひ南予地域全体で連携した中で、できれば宿泊も西予市にさせていただくという形が望ましいのではないかとこのような考えも持っております。また、その辺ご意見をいただけたらと思います。

以上でございます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 宇都宮議員からの追加質問についてご答弁を申し上げます。

児童参加型給食で学校を限定してモデル的な展開はできないかというご質問の趣旨だと思います。貴重なご意見として今後参考にさせていただきたいと思うところではありますが、西予市内、ゼロメートルから1,400メートルの間に18校の小・中学校が点在しております。海岸部には海岸部の特色ある学校運営がなされています。山間部におきましては山間部の特色ある学校運営がなされております。児童参加型の給食につきましても同様でございます。そういった中で、モデルケースとして取り組むことも一つの視野に入れたいとは思いますが、それぞれの18校でその地

域とのつながりを大切にした特色ある児童参加型の給食を展開していくほうがよりベターではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 児童参加型給食についてです。

海から山まで特色があるということでした。海にかかわっていない山の子たちが海に行く、海の子たちが山に行く、そういうことで交流を深め、給食に参加していく、体験していく、そういうことは政策としてできないものかお尋ねいたします。

以上です。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 鋭いご指摘ありがとうございます。十分そのことも視野に入れて、学校現場とも協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 以上で今回の質問を終わります。

○議長 暫時休憩といたします。（休憩 午前10時15分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時30分）

次に、15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ただいま議長より一般質問の機会をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

先ほどはフレッシュな一般質問を聞かせていただきまして、8年前の自分の初心を思い出さないといかんというふうな思いでおります。また、このたびの4月の選挙におきまして広い西予市を回らせていただいた中でたくさんいただいたお声をこれから4年間の一般質問の中で形にするべく、一般質問として生かしていきたいと思っておりますので、また理事者の皆様には価値観のすり合わせという意味でぜひご答弁をお願いしたいなと思っております。

まず、管家市長の政治姿勢について、今回トップの質問としてお伺いをしたいと思っております。

管家市長が三好市長の思いを受けて立候補をさ

れたときに思ったことと、立候補されてから選挙期間中広い西予市を回られて自分の目で見て感じたことと、多分多少の差はあったんじゃないのかなというふうに感じております。私自身が4年前に回らせていただいたときと今回回ったときとは、随分変わったなという印象を受けたわけでございます。市長が今後この西予市がどういう方向に向かうのかということで、まず最初に立候補の時点から今まで、現在まで、先日所信表明でも思いは言われましたけれども、西予市をどのような方向性に行っていきたいかと考えておられるのかをまず伺いをしたいと思います。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま二宮一朗議員から私が立候補をした時点から現在までの期間で西予市をどのようにしていきたいかということについてのご質問がございました。

特に立候補を表明して現在までの中で一番印象に残っているのは、立候補をして西予市内を回ったときに感じたことが一番今も心に残っているところでございます。その中で感じたのは、空き家の多さと、それと耕作を放棄された田畑の多いこと、そしてそれに比べ子供の元気な声を聞く機会が少なかったということ、この3つが私は一番印象深い。

そして、数字的に見てみますと、合併12年で7,000人の人口減、そして平成27年度どれぐらいの赤ちゃんの誕生があったのかなと数字を調べてみると、217名、それ以前は大体250から600ぐらいのお子さんが西予市内で誕生されていたわけですが、この数字等も調べました。その中で、人口減少、これは人口減少社会に入りましたので仕方ない面もありますけれども、このスピードを緩やかにさせる施策の必要性、そういうものを私は感じましたし、これからの私の市政の中で中心に考えていきたい。

そこで、子供を安心して産み育てる環境づくりや子育て支援というものをできることから見直していきたい。そして、市外からの移住者を積極的に受け入れる体制づくりによる移住定住促進、これにも力を入れていきたいということを思っております。

また、西予市市民5人に2人が高齢者という現状の中で、シニア世代の皆様にお力を出していただきたい。特に、中・小学校区での小規模多機能

自治構築の中心としての役割や多様な働き方ができる現役として第1次産業、そして誘致企業、地域での生活の不便さを抱えられている方への支援等にご活躍をいただきまして、私が掲げます暮らしで安心して体感できるまちづくりをつくり上げていきたい、そのように今現在考えているところでございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

所信表明で言われた6つの項目の中に多分市長の中には優先順位があるんだろうなというふうに理解をしております。先ほど言いましたように、私も今回回らせていただいて、同じように人口減少、高齢化、そして空き家が多いというふうな中で、今後新市長としてなかなかかじ取りは難しいだろうなと自分なりに考えた中での今回の質問なわけですが。

6つの項目を掲げられておりますけれども、全部を平均点でやるというのはなかなか難しいんじゃないかなと思うわけですよ。ですから、今回特に回って私自身が感じたのは、先ほど言われた空き家、そして高齢者のひとり暮らしがこの広い西予市の端々と言ったら失礼かもしれませんが、そういうところに以前は隣近所がおられたのに、今は1人で住んでおられるという方が本当にたくさんおられると。そこを何とかせないかんのやけども、西予市の今からの財政を考えたときに、全部手が回るのかなと、これは相当な費用がかかるというふうに感じるわけですね。そういうところの取捨選択というか、それが今からの西予市の方向性を市長がどういうふうに決断をしてというふうに考えておられるのかというところを今回お聞きしたかったわけですが、もう一度この6項目の中で、自分のそういう優先順位というか、もしありましたらもう一度お願いしたいなと思っております。

○議長 管家市長。

○管家市長 6つのいろんな人口減少に対することやいろんなことを所信で述べさせていただきました、防災のことや雇用のことや。これは総合的に1つの人口をふやすという意味、そして人口減少のスピードを緩めるという分については相互に絡み合ってくる問題であります。特に私が力を入れたいと思うのは、子育て支援という、そういう分野で力を入れて取り組みたい、そのように

思います。子育てをする人、そして移住者をふやすということはこの西予の町でそれなりの生活ができる環境が整わないといけない。そして、その中には教育、医療福祉という、そういういろんなものが絡まってまいらと思うわけでございますけれども、その出発は子供を育てていただけるという環境、そういうものにまず力を私を入れていきたいんだと、そのように考えております。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

先ほど言いましたように、平均点ではなかなかいい結果は生まれないと思います。市長の今言われた思いを短期集中といいますか、この項目については3年で集中的に投資するぞというぐらいな決断と実行を期待をしたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

2点目に、三好前市長の後継者として管家市長指名をされて、引き継がれた中で言われておるのは、三好前市長の取り組みを引き継いでいくというふうなことを再三今お聞きしたようにしておりますけれども、どういうところを引き継いでいくのかというところをもう一度お聞かせ願いたいなと思います。

○議長 管家市長。

○管家市長 前三好市長の取り組みの引き継ぎに関してであります。前三好市長は四国西予ジオパーク、そして宇和の中町の重伝建保存地区、そして地理的表示の伊予生糸の登録、今進めております狩浜の文化的景観保護推進事業の取り組みなど西予市に眠っていたというか、いろんな各地のよさ、その多様性、そういうものを生かした市全体の新たな価値観を創造されております。まだまだ西予市内にはそういうものがあると思っておりますので、そういうものをつけ加えていきたい。

また、行政や地域の課題をあらゆる機会を捉えられて積極的に県、そして国に提言し、制度を改正する努力をされました。特に、救急車への救急隊員同乗要件、3人を2人にすることに対しては市民の命にかかわることであり、城川、明浜地区の24時間365日の救急車配置へ明るい展望が開けようとしているところでございます。

そして、各地域で市民の皆さんと定期的に対話の機会をつくられておられました。市内全域でそういう皆さんの知恵、そしてお話を聞く中で地域の課題というものを集めておられたと思っております。

ます。そのような視点、そういうことを私は引き継ぎたい。ここのこれをという具体的なことなく、そういうもの全体を引き継ぎたいと私は今現在思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

2番目に入れております今までと違った方針や取り組みということで、先ほど言われた中とひょっとしたら重複するかもしれませんが、三好前市長と違った方針や取り組みというのがもしあれば、お答え願いたいと思います。

○議長 管家市長。

○管家市長 では、お答えをさせていただきます。

現在、私は今、各部課長を中心に西予市が取り組んでいる重要政策や各係の業務について説明を受けて勉強をさせていただいておりますが、その内容は複雑、多岐にわたっております。そのために今すぐこれを具体的に新しいことに取り組むという状況は難しいなと思いますが、議員各位、そして市民の皆さんや職員の声を聞きながら、先ほど言いましたが、皆さんの知恵を集め、その中から元気な町、田舎ではあるけれども魅力的で住んでみたいという町、そういうものをつくり上げていきたいと今考えております。子育て、先ほどからお話ししておりますが、子育て支援を中心に人口減少のスピードを緩めるといって、そして移住促進をするということを中心に行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ぜひご期待をしております。

1点、三好前市長は宇和町役場の職員から市長になられた方でありまして、管家市長は一時職員であったとはいえ、民間から今回市長になられたわけでありまして。西予市の学校、いろんなところを回らせていただくと、挨拶運動というのをよくやっております、小学校なんかどこへ行っても、地域でもそうですけれども、西予市の子供はよう挨拶できるなというふうなことを言っておりますし、私も感じます。私は、市長にまず市役所内から挨拶をしっかりとできるように取り組んでいただきたいというふうに思っております。

すので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3番目、福祉の国境論についてお伺ひをいたします。

福祉の国境論については、三好前市長の口癖と申しますか、いうことで私も再三再四福祉の質問をさせていただいた最後にはこの言葉を言われて、締めくくられた苦い経験がございます。

福祉を中心に今までやってこられた管家市長ですから、また今回三好市長とは違う福祉の取り組みになるのかなとは思っておりますけれども、三好前市長が言われた福祉の国境論、それについて管家市長のご所見と申しますか、それをまずお伺ひしたいなと思っております。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま二宮議員から福祉の国境論についてのご質問がありました。

私も国境論というのはなんだろうかなと思つたんですけれども、今年度第1回の3月定例議会において二宮議員から前三好市長にお尋ねになっておられます。その折に、三好市長が日本国憲法第25条に国は生活面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあるように、福祉の増進は国の責任であることが明記されている。社会福祉を必要とする人が公平なサービスを受けることができるよう、国に対して各方面から提言していくと答弁されたという議事録を読ませていただきました。

私は、基本的には前市長の政治姿勢を引き継ぎながら進めていきたいと思っております。その中でも福祉施策は乳児から高齢者まで全ての市民に直結するこれは重要な施策であると思っております。

しかしながら、今、西予市の予算規模で大体4分の1が民生費であります。一般財源においてもそのような状況でございます。どうしても福祉は財源と深く結びつき、しっかりした財政基盤がなければ成り立ちません。その中で、西予市は、今保育所の保育料についても市の負担というのは結構要っている現状があります。

市民の皆さんからいろんな福祉に対するご要望というものはたくさん出てくると思いますが、その中で市民の皆さんが今必要だという、そういうものについてそれを見きわめ、限りある財源を有効に使って福祉の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。福祉は今多方面にわ

たってかわらなければいけないところでございまして、あのときにも言われておりましたが、国である程度のことはやると、二宮議員、そして公明党の皆さんが地域での課題を取り上げて、それをいろんな市町村で政策として取り上げることによつて国を動かすという実績があるということも承知しておりますが、議員のほうからのそういうご提案なども真摯に受けとめながら市民の目線、そして今必要なということに財源等も考えながら取り組んでいきたいと。そして、国境というものをなくしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 福祉については私より市長のほうがよくわかりだと思ひますので、期待はしておるんですけども、そういう中で先ほど言われた子育てに今から力を入れていくと、こういうところから、例えば今から子育てで西予市でこれをしようと思つたときに、多分財政もそうですけども、今まで制度の中で難しい部分があつたりということが出てくるんだろうなと。そういうときに、これだからできないというのではなくて、こうするんだという気持ちでぜひ取り組んでいただきたいわけですね。そうすれば、市民の皆さんも我々議員も必ずついていけるんじゃないかなと、そういうところをしっかりとやっていただいて、先ほど言つていただいた地方から、この西予市から制度を変えていくということが、今先ほど言われた移住、それがよそから西予市違うぞというふうに思ってもらつて、西予市に住んでみようかなとか、興味を持ってもらえる第一歩になるんじゃないかというふうに思っておりますので、これも先ほどと同じですけども、ご期待をしておりますので、ぜひ頑張つていただきたいなと思っております。

続きまして、危機管理について、質問に移らせていただきます。

4月14日に発生をいたしました熊本地方の地震災害につきましては、多くの人的被害、また建物被害がありました。被害を受けられた皆様またお亡くなりになった皆様に対してはお悔やみまたはお見舞いとともにより早い復旧、復興ということをお祈りしたいと思っております。テレビで今回の地震を見させていただいて、今まで災害という東日本の津波というのが中心だったですけ

ども、今回の熊本のいろんな災害を見させてもら
うと、これが西予市やったらどうなるのかなとい
うふうな思いをしたしたのは私だけじゃないと思
っております。

そういう中で、西予市が今南海トラフもそうで
すし、今回の熊本のようなああいう構造的なもん
で地震が来たときに、本当に対応ができるんだろ
うかということで質問をしたいなというふうに思
っております。

一番最初に、災害時の要援護者支援プランとい
うことで上げておりますけども、これも数年前の
質問でもさせていただいたときに、できておりま
すという多分答弁をいただいたと思いますけど
も、今実際それが西予市に災害が起こった場合に
支援プランというのが実効性があるのかどうか、
まずお聞きしたいなと思っております。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 二宮議員のお尋ねの災害時
要援護者プランの実効性についてでございます
が、災害時要援護者避難支援プランは、平成22
年1月に作成をして運用をしているところでござ
います。このプランに基づき要援護者リストを作
成しており、対象者の移動や状況変化を把握し、
随時追加や修正を行い、常に情報を適正に保つよ
う努めておるところでございます。名簿情報を提
供することに同意を得られておる方につきましては、
災害の発生に備えて関係機関との間に限り情報
共有を図ることとしており、西予市災害時要支
援、要援護者登録一覧表の提出を求められた際
には、個人情報の取り扱いと管理の徹底をお願い
するために関係機関と西予市災害時要援護者避
難支援制度に関する覚書を交わして提供を行って
いるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

今の対象者はどういう方が対象になっているの
かということと、人数とかがもし把握できていた
らお願いしたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 お尋ねのリストの対象者で
ございますが、要件は7項目としております。1
つ、75歳以上のひとり暮らしの高齢者、それ
から2つ、75歳以上の高齢者のみで構成されて
いる世帯員、3つ目、介護認定を受けている者で要

介護3から5までの在宅の被保険者、4番目に身
体障害者手帳の交付を受けている者のうち障害の
程度が1級と2級の在宅者、5番目に療育手帳の
交付を受けている者のうち障害の程度がAである
在宅者、6番目に精神障害者福祉手帳の交付を受
けている者のうち1級である在宅者、7番目が難
病などその他支援が必要と認められるものと定め
ています。

それから、ご質問の人数についてですが、現在
登録をされている人数は、1,951人です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 先ほどの答弁の中で随時更
新をしているというふうな答弁だったと思うんで
すけれども、例えば今こういう時代ですから、先
ほども言ったように、熊本のああいう映像をテレ
ビ等で見て私どうなるんやろうかなというふう
にもし思われた人が、そういう人がもし万が一の
ときに助けてほしいなと、手伝ってほしいなと思
われたときに、どういうふうに、どこに言ってい
たらええのかというふうなことをまずお尋ねし
たいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 お尋ねの申請窓口につい
てでございますが、これは福祉課または各支所生
活福祉課が申請の窓口となっております。ただ、
地元民生委員さんに相談をいただくと、市に取り
次ぎをしていただくこととなっておりますので、わ
ざわざ市のほうへ足を運ばなくても顔見知りの民
生委員さんで対応ができると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

次に、自主防災組織とか消防団などそういうと
ころへ実際に情報提供されたのはあるのかどう
か、お伺いしたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議員お尋ねの情報提供につ
きましては、災害時要援護者避難支援制度登録
の際には、緊急の連絡先、避難行動要支援者の状
況、近隣協力者について登録をしておりますの
で、災害時には近隣協力者がすぐに対応できる体
制にあり、その協力者が自主防災組織や消防団に
も協力を要請されるものと考えております。

また、自主防災組織等につきましても、災害発生に備え名簿情報を提供することとなっております。折に触れて情報提供はできることをお伝えして対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 現在、提供されているところはございますか。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 現在、提供されている団体は、1番がもちろんのことですけど、各民生児童委員、それから高川地域づくり会、高山自主防災クラブ、俵津自主防災クラブ、三瓶4区自主防災会、これだけでございます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

次、3点目、被災者支援システムについてお伺いをします。

今回の熊本の地震の中でニュースを聞いておりますと、被災者支援システムが余り機能していないというか、おくれて住居とかそういうものがもらえないというふうな、実際のニュースで聞きましたけれども、以前これも大分前ですけども一般質問させていただいて、西宮の被災者支援システムというのをこの場でご紹介をして、研究するというふうなことを答弁いただいたと思うんですけども、西予市の場合、この被災者支援システムがどうなっているのかとまずお伺いしたいなと思っております。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 ただいまの被災者支援システムについてお答えをいたします。

議員からご指摘をいただき、またご提案もいただいたところでございますけれども、このシステムは阪神・淡路大震災で甚大な被害が起きた西宮市におきまして、地震直後から職員みずからが開発を行い、被災者台帳の作成から被災者証明書、罹災証明書の発行あるいは義援金の配付など災害発生後から必要となる各業務の管理等ができるシステムというふうになっております。既に汎用ウェブシステムというふうなものが全国の地方自治体に無償で公開して提供されているという状況になっておるところでございます。

平成23年の二宮議員の一般質問でご提案をいただきまして、その後西予市におきまして平成2

3年度に使用申請を行いました。そして、平成24年度に導入をいたしまして、当時の総合行政システムの世帯登録情報を記載した支援システムに取り組むことで運用が可能というふうな状態にしていたところでございます。

その後でございますけれども、ちょうどことし、新しい総合行政システムが任意公募されております。現在データの移行の検証を進めているところでございまして、新しいシステムの中での運用に向けてその準備をしておるというふうな状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 システムができておることに関しては安心したんですけども、今データの入れかえというお話があったんですが、災害の場合はいつどこで起こるかわからないということなので、データの入れかえ、どのくらいかかる予定なのか、もしわかれればお答えいただきたいと思いますが。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 データの入れかえの期間ということでございますけれども、これにつきましては新しいシステムの中で住民基本台帳あたりのデータがうまく稼働するかというふうなつき合わせといいますか、整合性をとるというふうな作業となっております。職員がこれに対応してあとやろうということでご進めておまして、できるだけ早い時期にということでございますけれども、遅くとも年内には完成をさせるといいますか、完全に附帯性をとりたいというふうなことで進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 年内はちょっと長いような気がするんですけども、できたら一日でも早くお願いしたいな思っております。

続きまして、災害時のボランティアについて、ボランティアの受け入れについて、質問を移させていただきます。

先ほども言いましたように、万が一この西予市にということ考えたときにですけれども、この西予市内、ボランティアを受け入れる体制というのがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 市内のボランティア体制につきましては、市は大規模な災害が発生し、ボランティア支援の必要があると認めたときは、災害対策本部に災害救援ボランティア支援本部を設置し、西予市社会福祉協議会と連携を図り、災害救援ボランティアセンターを社会福祉協議会に設置し、ボランティアの受け入れを行っていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 これも映像で見たわけですが、熊本の場合、全国からボランティアをしようというふうな人が来ていただけたけども、実際に現場はそういう体制が整っていなかったということで手持ち無沙汰でインタビューを受けておられる方も何人か見たわけでございますけども、例えば市外、県外からの受け入れについてはどのような体制になっているか伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 市外、県外からの受け入れについてでございますが、災害救援ボランティア支援本部において被災住民などからの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況を把握し、ボランティア不足の状況になった場合、県支援本部にボランティアのあっせんを要請し、連絡調整を行うこととしております。

また、西予市社会福祉協議会においても、愛媛県、市町社会福祉協議会における災害時支援協定に基づき、愛媛県社会福祉協議会において県内支援者や県外支援者との連絡調整を行っていただくこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ボランティアというのは、市民の思いというのが一番、そういう思いが強い人がいろんなリーダーシップを発揮していただくということが大事じゃないかなと思いますし、行政だけで全部やってしまうというのは限界があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう中で西予市もいろんなボランティア団体があるように理解をしておりますけども、そういう人たちのリーダーとしての育成とか、そういうふうなことはどういうふうになっているのかをお伺いをいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ボランティアリーダーの現状と育成の取り組みについてでございますが、市内には個人、団体を問わずさまざまな分野でボランティア活動が展開をされております。それぞれのボランティアグループには代表者がおられ、リーダーとして日々活動をされております。また、西予市ボランティア連絡協議会があり、加入されているボランティア団体で運営をされております。連絡協議会では、ボランティアに関する研修やそれぞれの活動を紹介し、交流を行うなどリーダー育成となる活動を活発に行われているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ボランティアについては、以前も一般質問でお話しさせていただいたんですが、ボランティア、今社会福祉協議会が大体中心だと思うんですけども、市民の人のボランティアでもいろんな種類があるわけですね。特に、来年は国体もこの西予市で2種目行われるということで、この際といたらおかしいかもしれませんが、西予市をボランティアの町というか、市民の皆さんのボランティアの思いを出していただくいい機会じゃないかなと思うわけですね。ですから、災害だけではなくて、いろんな国体なんかのボランティアもそうですし。いろんな団体に、あんたのところ何人出してなとかというふうにするようなボランティアも、PTAとか一つのボランティアかもしれませんけども、そうではなくて、自発的に私やりたいな、あれやりたいなというふうな思いが出てくるようなボランティアの町にできれば、西予市というのはもっともいい町になるんじゃないか、住みやすい町になるんじゃないかというふうなことで以前も質問をさせていただいて、ボランティア、専門の課というか係というか、ここへ言うたら西予市のボランティアのことが全部わかるぜというふうなのが必要じゃないかなというふうなことを質問をさせていただいたんですけども。

そういうことで、今回質問をするに当たっていろいろなところを調べてみたら、ボランティア条例というのを出しとるとこもあるんですけど、市によったら。要するに市民活動を本当にボランティアでしっかりやられている町が全国にたくさん

あるんですよね。

そういう中で、宮崎市がホームページを、宮崎市のボランティアというふうに検索すると、ホームページが出てきて、そこにいろんな宮崎市のボランティアについて載っとるわけですよ。そこでボランティアというところをクリックしたら、宮崎市内でやってるいろんな種類のボランティアが一目瞭然ということで、私こういうのをボランティアしたいわというふうなときにはそこへ言うたら、そこが全部手配をしてくれるみたいな、わかりやすいホームページがあるんですけども、できたら西予市もそういうふうな、このボランティアはあそこの課、このボランティアはこの課、このボランティアは社協とかじゃなくて、まとめて交通整理ができるような部門が欲しいのと、以前も質問をさせていただいたんですけども、部長が変わりましたので、今の部長にもう一回質問をしたいなと思っております。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 二宮議員がご指摘のとおり、西予市の現在のボランティア活動の受け入れ態勢は決して十分とは考えておりません。今後は、言われましたように他市の条例等やボランティア条例やシステムなども研究させていただきまして、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、このボランティアに対する対策については、財源の心配も要りません。自分らの力だけでできると考えておりますので、積極的に取りかかっていこうと考えております。

以上、答弁にさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 部長在任中にできましたよというふうにこの場で言うただけのように期待をしておりますので、ぜひよろしく願いしたいなと思っております。

最後の質問になります。

学校運営についてですけども、近年の異常気象ということでゲリラ豪雨等もそうなんですけども、特に猛暑の対策というのが、今、毎年いろんなニュースを見ると、熱中症とか脱水症状とか、そういうふうなことで私はいつも心配をするわけなんですけども、きょうも天気予報では30度ぐらいというところが全国的にたくさんあるということなんですけども、猛暑の対策について、学校の

中で熱中症とか暑さからの体調不良とか、この西予市の現状についてまず、近年のことですけども、お伺いをしたいと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

市内小・中学校におきまして、過去6年間の4月から10月にかけての熱中症及び熱中症の疑いによりまして保健室を利用した児童・生徒数を調べてみました。平成22年度は25人で、全児童・生徒数に占める割合は0.8%、23年度が30人で1.0%、24年度が89人で3.1%、平成25年度、66人で2.4%、平成26年度が46人で1.7%、昨年度、平成27年度は24人で1.0%という状況でございます。

以上、答弁とします。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今、部長、パーセントを言われましたけども、パーセントは余り関係ないと思うんですよね。一人でも重症の人が出たら、これは大変なわけですから。そういうふうな中で暑さの対策、どんな取り組みを今学校のほうではされているのかをお伺いをしたいと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

学校現場におけます暑さの対策としましては、家庭から水筒を持参させ定期的に飲ませる、また屋外では帽子を着用させる、暑い時期には各教室に扇風機を設置する、運動会練習中や部活動ではミストシャワーを用意する、保健室のエアコンを使用しすぐ休めるような体制を整え、屋外での活動では適宜休憩を入れる等の対策を講じております。

また、職員研修や児童・生徒への保健指導、家庭、保護者への連絡などで熱中症予防の呼びかけとその対策についての周知を各学校で行っているという状況でございます。

以上、答弁とします。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 いろんな対策をされとるなと思うんですけども、三瓶小学校が統合したときに、委員会で視察へ行かせていただいて校長先生とお話ししたときに、クーラーがあったらええわいなというような話をされて、たしか委員会でも質問をしたかなと思うんですけども、今全国的に、特に都会のほうは窓をあけれんとかというの

もあるんでしょうけども、クーラーを入れておられる学校がふえておると。宇和高校なんかは私がPTAしようするときですから、もう相当前ですけどもクーラーが今入つると多分記憶にあるんですけども。

特に子供の場合は、先ほど熱中症とかでも、なかなか私こうですとかなんか言いにくいというのが大人と違ってあるんじゃないかなというふうなことで、より先生等もご注意が必要なんだろうなと思うんですけども、クーラーを一遍に入れると言っても財政のことがあるかもしれませんが、クーラーを入れるというような計画はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

二宮議員おっしゃるとおり、昨今の異常気象によりまして最高気温の上昇などで児童・生徒の学校施設での学習効率や身体機能への影響が大変懸念されております。

現在の状況でございますが、市内学校施設におけますエアコンの設置状況は、小学校におきましては2.8%、小学校13校、普通教室107教室のうち3教室に設置をしている、設置率では2.8%という状況になっております。次に、中学校5校では、普通教室37教室全て未設置の状況でございます。少し古いデータになりますが、平成26年度の調査結果では、愛媛県内の公立小学校におけます空調設備の設置状況は、小学校が普通教室で3.1%、中学校が8.1%という状況でございます。

西予市教育委員会では、平成26年9月に市長部局との意見交換会等の中で教育行政における諸課題について学校施設への空調設備設置の方向性について大きな課題と位置づけまして、主に財政面を中心に協議を行った経緯もございます。決して横並びということではございませんが、現在の県内の状況などを勘案しながら温度差によりまして子供自身の体温調節などの身体的機能や健康面、学習効率を重視した上で、保護者の皆様や教職員の意見を聞くなどして、子供たちの取り巻く教育環境を十分把握、分析し、財政面におきましても関係部局との継続的な連携を図りつつ、調査研究を進めてまいりたいと現在考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 よく答弁に出てくるよその比較というか、そういうのもお聞きするわけですけども。というよりも、教室によって温度差が日陰があることか違うと思うんですよ。そういうところをしっかりと見ていただいて、優先順位をつけていただいて、ここは必要やなというところから順次取り入れていただきたいなというふうに思います。

時間の配分がまた下手くそで急ぎたいんですけども、答弁を短くできたらお願いしたいと思います。

次、洋式トイレですけども、小・中学校の洋式トイレについて。今の生活様式が変化をしておって、家庭でも洋式のおうちが多いんじゃないかなと思うんですけども、それと災害時等も高齢者等が行かれたときに避難場所としてトイレの問題というのはニュース等でもいつも出てきますけれども。今現在、小・中学校での洋式トイレの設置率、教えていただきたいと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 現在の市内18小・中学校の洋式トイレの設置率は41.3%でございます。小・中学校別に申しますと、小学校が51.5%、中学校が26.2%でございます。小学校におきましては、学校再編に伴いまして統合拠点校等の整備が進んだことによりまして設置率が上昇したという状況でございます。

以上、答弁とします。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 統合して新しい学校になったんでというのものもあるのかなと思うんですけども、私が思ってたよりも結構高い設置率でよかったかなと思いますが、もう少しこれも災害とかも含めてですけども、順次計画的に設置率を上げていただいたほうがいいんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次の緊急避難場所としてのトイレという分は次に回させていただきたいなと思います。

3番目の子供の貧困対策について、最後の質問をさせていただきます。

子供の貧困対策については、これも前々回だったですか、一般質問をさせていただいて、国もこの方向を今出しているいろんな補助政策といいますか、補助金を出していただいたりしていると思う

んですけども、西予市も前回計画してますという話はお伺いしたんですが、今現在の学習支援の現状について、簡単にお伺いしたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 子供の貧困対策についての学習支援の現状についてでございますが、今年度からまさにタイムリーな事業を始めますので、説明をさせていただきます。

生活困窮者自立支援事業の任意事業であります学習支援事業費国庫補助を活用し、生活困窮者である子供に対して学習等の援助を行う事業を実施するため、現在要綱を制定し、準備を進めているところでございます。支援対象者は小学1年生から中学3年生で生活困窮者世帯とし、事業内容といたしましては、支援員が家庭訪問を行って、子供が学習習慣を身につけるための支援、子供の進学に関する支援、子供、保護者及び家族が日常生活習慣を身につけるための支援を進めていくように準備をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 その支援する先ですけども、どういう世帯というか、どういう子供さんというか、その選別というか、その判断の基準というのはどういうところでしょうか。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 今年度から初めてする事業でございますので、どの程度の人数が必要かということも把握するのも難しいと思いますが、今現在福祉課のほうで支援センターがありますけど、そこで言う要保護児童の協議会のほうで数名の方がその世帯であろうかなということがわかっておりますので、その方々に声をかけて事業を進めていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 子供さんのことですから学校のほうですけども、多分連携はされるんでしょうけども、学校現場としてそういう支援が必要な児童とか生徒をどのように把握されているのかお伺いをいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

学校教育法第19条に基づき、経済的に就学が困難で支援が必要な児童・生徒の保護者を対象と

して、所得が認定基準以下の世帯に学用品や給食費等の支援を行い、教育機会の均等を図っているところでございます。

二宮議員お尋ねのその児童・生徒をどのように把握しているかということでございますが、この制度は該当するのではと判断された保護者からの申請に基づき、学校長を経由して、教育委員会での認定の可否について審査を行っておりまして、この制度の周知につきましては、毎年度文書にて保護者全世帯に周知を行っているところでございます。また、学級費や給食費の納付状況、多少おくれたりするなというような状況や家庭訪問等で家庭状況を考慮して該当するであろうと思われる世帯につきましては、各学校において申請の働きかけを行ったりしまして、支援が必要な家庭の把握、また支援が必要な家庭に漏れないように努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 時間もないので最後の質問かなと思うんですが、3番、4番はカットさせていただいて、今の答弁に関してですけども、ということは、例えば生活保護の世帯だけではないというふうに理解したほうがいいわけですね。先生とかそういう家庭訪問とか、日ごろの実態を見て判断をされるということではないのでしょうか。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

この学習支援制度につきましては、要保護世帯及び準要保護世帯という位置づけで学習援助をしております。二宮議員がおっしゃった生活保護世帯というのは要保護世帯という区分で当然のことながら認定をしております。生活保護に準じる世帯、準要保護という位置づけで支援をしているところでございますが、それにつきましては認定基準額というものがあまして、その基準額を上回る、下回るを判断基準として援助をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 ありがとうございます。

国も今回、子供の貧困について本気で取り組んでいるようでありますし、以前から言っておりますように貧困の連鎖というふうなことはもう長い間懸案事項としてあったわけで、今回やっとそれ

が日の目を見てきて、実際に子供たちが、給付型の……

（「奨学金」と呼ぶ者あり）

そうそうそう。それも給付型ということで今このほうも進めておりますので、そういうことでぜひ貧困の連鎖をこの際断ち切るような西予市の教育行政であってほしいな、また福祉行政であってほしいなと思っておりますので、ぜひ取り組みをよろしくお願いしたいなと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前11時30分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時40分）

次に、7番佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 議員番号7番佐藤恒夫です。議長より発言の許可を得ましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項等に従い、一般質問をいたします。

質問に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。さきの西予市市議会議員選挙において市民の皆様にお力添えをいただき、当選させていただきました。皆様の声をしっかり市政に反映できるように全力で取り組みたいと思います。また、市長を初め理事者の皆様、先輩議員の皆様にはご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いをいたします。

財政改革について。

先般、西予市議会新議員の学習会において、平成28年度西予市予算の概要について説明を受けました。その説明を聞いた上で私が感じたこと、疑問に思ったことを質問いたします。

西予市では、平成29年度以降は収入が不足して財政調整基金の取り崩しで補填する対応になるとの説明がありました。この状態が続けば、数年後には予算が組めない財政再建団体になるのではないかと懸念いたします。西予市が健全な行政運営ができるように財政改革を加速させることが重要だと考えます。西予市職員の中には優秀な方が大勢いらっしゃると思います。また、行政運営のかなめでもある総務省から赴任された部長もいらっしゃると思います。その方々が最大限の能力を発揮できるような体制整備も重要なことです。今後、財政がさらに悪化しないように次のことについてお伺いをいたします。

1番目として、財政の今後の見通しについて。

財政の大原則は、収入を的確に計算して、それに見合う支出をすることです。しかし、収入の半数を占める地方交付金の削減や市の自主財源も人口の減少で一般財源の減少が見込まれます。収入が減るのであれば支出を見直す必要があります。健全な行政運営ができるように事業の見直しや統合、廃止を進める体制が確立されているかをお伺いをいたします。

次に、第三セクターについてお尋ねをいたします。

現在、第三セクターで運営している会社があけまシーサイドサンパーク、どんぶり館、野村町地域振興センター、グリーンヒル、城川ファクトリー、エフシー、西予CATV、土地開発公社等々があります。この会社に財政支援及び指定管理施設管理委託料を歳出しています。長年の不況で厳しい経営状態が続いていることは十分承知をしていますが、厳しい経営状態を把握しながら市として改善策を全く講じていないようです。この状態を続けると破綻状態になっても補助金や財政支援をするため、破綻したときは負債額も大きくなり、手のつけられない状態になるのではないのでしょうか。財政支援のあり方や指定管理施設委託料の考え方を検討する必要があるのではないのでしょうか。この問題について今後の対応をお伺いをいたします。

次に、小学校再編計画についてお伺いをいたします。

宇和地区では、小学校再編は、宇和上——仮称ではありますが、石城、中川、多田小学校、宇和下、明間、皆田、田之筋小学校と宇和町小学校の3校で計画をされています。

平成29年から平成30年度に宇和上、平成31年から平成32年に宇和下の校舎を新築建設予定と聞いております。5年後、平成33年には、児童数の予測を見ると、宇和下、明間、皆田、田之筋小学校で全校児童が147名、宇和上、石城、中川、多田で255名、宇和町小学校で452名となります。この児童数で宇和地区で3校の小学校が必要でしょうか。今後、5年、10年後の児童数を考慮すると再編計画の見直しが必要だと思いますが、なぜ3校体制が必要なのかをお伺いをいたします。

また、平成29年4月1日に明間小学校が皆田

小学校に段階統合されますが、統合に関する諸問題、通学方法とか小学校跡地の問題など多くの問題が発生すると思います。その協議には明間小学校保護者、明間地域住民の意見をできる限り尊重していただき、統合を進めていただきたい。また、段階統合に向けて、明間、皆田小学校再編推進委員会を設立するようになっていますが、再編推進委員会での現在の進捗状況をお伺いいたします。

以上のことについて質問をいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 佐藤議員から財政の今後の見通しについてお尋ねがございました。議員も西予市の将来がどうなるのだろうとの心配から、不安からのご質問だと拝察いたします。市民にとって大変重要なお話ですので、この際しばしお時間を頂戴いたしまして丁寧にご説明申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、今後の歳入見通しにつきましては非常に厳しい状況が見込まれてございます。合併に伴う財政支援措置、いわゆる地方交付税の算定がえの特例期間も平成31年度で終了することに加えて、交付税の算定基礎となります人口の減少により32年度以降の地方交付税は、ざっと概算ではございますが15億円ほどの金額が大きく目減りするといったようなことになります。では、税収等の自主財源という話になるわけでございますが、これにつきましても、上向く材料は乏しい状況にございます。

現在、一般会計は約300億円でございますから、歳出をこのままの状態で推移させますと、15億円の歳入の穴をどこからか確保するか、どこからかとってくるか、節約して予算を圧縮するかしかありませんが、そのめどは立ってございません。いずれにしましても、厳しい財政運営を強いられることは間違いございません。

過去を振り返ってみますと、当市ではこれまで健全財政を維持しつつ、合併協議に基づく西予市建設計画に記載された主要事業を着実に実行し、おおむね市の基礎基盤となる主要インフラの整備が終了したところでございます。

しかしながら、当然その反動はあるわけでございまして、建設事業の実施に伴う財源として国、県の補助金はもとより合併特例債、過疎債など可能な限り有利な起債を充ててまいりましたが、今

後その償還が市の財政の大きな負担としてのしかかってまいります。現在、当市の起債残高、つまり借金の総額は普通会計で約350億円に上回り、今のまま推移いたしますと平成31年度から平成35年度にかけては毎年度40億円前後の返済をしなければならない償還のピークを迎えることと見込まれてございます。これを乗り切るためには、今後建設事業など投資的経費における歳出抑制はもちろんのことでございますが、それ以外にも何ら策を講じないままでは、まさに借金の返済で首が回らない状態になりかねないこととなります。

一方、将来の財源不足や財政出動の備えとして基金、つまり貯金でございますけれども、積み立ても堅実に行ってまいりました。合併当初約17億円程度であった財政調整基金も平成27年度末には約48億円までになり、基金全体でも約43億円から現在130億円まで積み立ててまいりました。

冒頭で申し上げましたとおり、今後の厳しい歳入見通しの中で建設事業費を抑制したとしても、社会保障などに係る義務的経費の増加が見込まれる以上、現状のまま推移すると基金の取り崩しを議員ご指摘のとおり加速度的に行わざるを得ません。財政調整基金のみならず、その他の基金もそう遠くない将来に枯渇してしまう可能性がございました。

基金として貯金をふやしているのだから金が残っているはずだと、だから事業を拡大せよ、サービスをふやせなどと、私がこちらに着任したときにはそのようなご指摘も多々いただいたこともございましたが、金余りどころか将来には金がなくなってしまうだろうとの予測をしているところでございます。このような状況で基金を使ってしまうと、例えば、それで終わり、安定財源には当然なり得ません。貯金を取り崩して生活しているようなもので、どのようにしていくのか容易に想像ができるものと思います。したがって、議員がおっしゃられますように事業の見直しや統廃合を進め、重要かつ必要な事業を精選し、的確、適正な支出を徹底していかなければなりません。

当市では、このような状況もございましたので、平成19年度から行政評価システムを導入し、成果主義的な視点から施策や事務事業を評価するというによりまして、計画、実行、評

価、改善というPDCAサイクルを確立し、計画性を持った事業管理に努めてまいりました。これとともに限られた財源を効果的、効率的に有効活用するコスト意識を徹底することなど職員の意識改革も図ってまいりました。その結果、無駄を排除した経常的な事務経費の削減については一定の成果を上げることができ、また予算編成においては、事業成果に基づく事業の縮小、廃止や補助金、負担金の見直し等を進めてきたところでございます。

今後の厳しい財政状況の中にあっても、広範多岐にわたる行政需要への対応、積み残しの事業や今後計画されています建設事業は山積してございますが、地方交付税や自主財源に期待ができない中でこれらの事業を実施するための財源を捻出していかなければなりません。

地方債を発行、つまり借金でございますけれども、借金をして建設事業を実施することは可能でございますけれども、既に借り過ぎ、オーバーローンとも言える状態の上、これ以上の後年度負担、つまり将来の返済でございますが、それがどのような結果をもたらすのかは日を見るより明らかでございます。

歳出全般に係る一層の見直しと削減の取り組みが必要となる中で、職員の人件費も例外ではなくなるかもしれません。これを回避しつつ、事業を実施するためには、余り夕張市の例を申し上げるのも失礼なところではありますが、最後は国が何とかしてくれるはずだというわけにはならなかったわけでございます。そういうような甘い幻想は捨て、そうなったらそれまでだと諦めず、この事業を廃止して新たな事業を実施するというスクラップ・アンド・ビルドによる財源調達が必要となってくるものと考えております。

このためには、職員のさらなる意識改革を行いながら、一方で市民の皆さんにもこういった状況についてご理解いただき、西予市の生き残りをかけた事業以外の事業などについて大幅な縮小または廃止を受け入れていただき、我慢していただくを得ません。

したがって、今後は従来の行政評価から一歩踏み込んだ事業の精査のスタイルの構築が必要であり、行政評価の結果に加えて税金を投入して実施する事業として西予市の生き残りをかけた事業として適切であるか否か、事業の必要性、緊急

性、計画性、費用対効果、妥当性について市民目線での確、明確であることを重視した予算編成に取り組む必要があると認識しております。

事業も職員らの能力とやる気を引き出し、その知恵により市民らの活動とも連携しながら、少ない予算で複数の政策目的を達成できるものを考え出していかなければなりません。そのためにも全庁的な政策推進の方針を決定し、これに係る事務事業の総合的な調整を行う組織、言い換えれば、市の行政の経営戦略を打ち立てる組織の設置も視野に入れ、今後の健全な行財政運営に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、第三セクターについてのお尋ねがございました。

現在、市内には第三セクターが9社、指定管理者施設が38施設ございます。そのうち第三セクターが運営しています施設が18施設ございます。平成27年度の指定管理施設委託料につきましては、38施設のうち24施設に対しまして1億5,084万8,000円を支出している状況でございます。

第三セクターにつきましては、民間活力の脆弱な本市における官民協働の事業体として雇用機会の確保や産業の振興など地域の活性化に貢献することが一つの目的だったわけでございます。

また、指定管理者制度については、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を株式会社を始めとした営利企業、非営利法人など法人その他の団体に包括的に代行させる制度でございまして、民間のノウハウにより施設整備費や維持管理費の圧縮につなげていくものとして導入を目指したものでございます。

この制度の利点を生かしまして施設の管理運営について第三セクターや民間企業らみずから主体的で効率的な運営に努め、経営改善に取り組まれているところもございます。一方で、そうでない施設も存在します。

この結果、営業がうまくいっている団体には市が指定管理委託料を支払っていない状態であるのに対し、営業がうまく残念ながらいかず、指定管理委託料の支払いが生じているものもあるのは事実でございます。

また、市が施設を所有しているため、これらの施設は修繕が生じた際には市と指定管理者との費

用分担により市に費用負担が発生するだけではなく、事業者にとっても自由に設備投資をして、事業を拡大するといったようなことは難しく、適正な競争環境にあるとはいいがたい状況にあります。特に、市が出資しています第三セクターの場合、設立出資者としての有限責任があることもございまして、厳しい経営悪化により当市が損失補償を行っている第三セクターもございます。これは、総務省が示しています第三セクター等に係るガイドラインで地方公共団体が第三セクター等の損失補償をすべきではないと示されていることからその深刻さはご理解いただけるものと思います。

第三セクター等はこれまで地域の経済と雇用の確保に貢献してまいりましたが、このような状況にあっては、先ほども財政の厳しさを申し上げているわけでございますけれども、現状のまま財政支援等々を続けることは不可能です。これまでのように旧町単位かつ個別の団体ごとに改善策を考えているようではもはや答えは出ないと、このように私は考えているところでございます。将来の西予市の生き残りをかけ、市全体として抜本的な経営改革や指定管理の委託内容の見直しについて早急に検討を進めまして、時間をかけて改善していく必要があるものと強く認識しているところでございます。

○議長 保木教育長。

○保木教育長 佐藤恒夫議員の小学校再編計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、宇和地域になぜ3校体制が必要なのかというご質問でございます。

現在進めております西予市小学校再編計画は平成21年10月に策定、公表したものでありますが、長い期間と多くの皆様方の意見等を集約した計画であると認識をしております。そして、宇和地域を除く明浜、野村、城川、三瓶地域におきましては、この再編計画に基づき再編が既に完了し、市全体で西予市発足時に27校ありました小学校が現在は13校となり、統合された小学校におきましても順調な学校運営がなされているという状況であります。

再編計画の中で宇和地域がなぜ3校体制になったのかということですが、西予市におきましては、西予市の特性や地域の実情を考慮しつつ、西予市小学校再編計画の中で学校の適正規模

を明記しております。これは、生徒、保護者、教員対象にアンケートを実施した結果をもとに設定したものでありますけれども、具体的には、まずできるだけ複式学級を解消する学校規模とすること、次に1学年が1学級から3学級程度までとすることとされておまして、国が定めております小学校の適正規模、12学級以上、18学級以下を標準とすると定めておりますけれども、それと重なる部分もございます。

宇和地域におきまして計画どおり再編をした場合に、宇和下地区では各学年1学級で6学級となります。これは既に統合をいたしました明浜小学校、城川小学校と学級数で同程度の規模となります。宇和上地区は、各学年2学級で12学級となり、三瓶小学校と同程度の規模となります。また、宇和町小学校におきましては、適正規模の18学級を超えない範囲で今後も推移をしていくものと見込まれます。このように、いずれも市内の小学校と類似する学校規模となり、かつ全校で18学級以下の適正規模に納まるよう計画をされたものであります。また、宇和上地区、宇和下地区、宇和町小学校区において各地域の特性を生かした教育を進めることが可能であり、この3校や市内の各小学校がお互いに切磋琢磨していける教育環境を確保できると考えたものでございます。

なお、計画の推進に当たりましては、複式学級が複数ある地域の再編を優先して取り組んできたがために、宇和地域の再編、これが最後となっておりますけれども、昨年度から改めて就学前児童の保護者も含めて保護者説明会を開催し、ご理解を深めていただくよう努めているところであります。今後とも、保護者、住民のご意見を十分拝聴しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、宇和地域の再編計画における明間小学校と皆田小学校の段階統合について進捗状況はどうかとお尋ねでございます。

宇和下地区におきましては、皆田、明間、田之筋小学校を再編して1校とする計画となっておりますが、明間小学校で生じております複式学級の早期解消のため、まず明間小学校と皆田小学校との統合を先行させる2段階の統合案となっております。現在、明間、皆田、両小学校の統合に取り組んでいるところであります。今般、両校区におきまして保護者、また地域の皆様方のご理解を頂戴することができましたので、平成29年4月1日

に明間小学校が皆田小学校に統合するというところで現在諸準備を進めてるところであります。

議員のご質問にございました両校区の保護者と地域住民の代表者による再編推進委員会ですけれども、これは来月上旬には設立する運びとしておりまして、今後さまざまな諸課題についてはこの再編推進委員会で協議しながら調整をしてまいります。統合するまでの間の両校の交流や閉校となります明間小学校の学校運営、さらに児童、地域の皆様方への支援等に十分配慮しながらよりよい統合になりますよう対応していきたいと考えております。

なお、宇和下地区における今後の統合に向けましては、現在組織されております関係3校の代表者による宇和下地区小学校統合検討会において協議、調整を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 先ほど財政改革について大平部長のほうから答弁をいただきました。その中で、PDCAをしっかりと回して市民と市全体で意識改革をして取り組むという話がありました。しっかりと対応していただけるということを聞いて、少々私も安堵したところではあります。

次に、第三セクターについて答弁をいただきました。第三セクターと自治体の関係というのは、企業と出資者の関係として割り切れないところがありますし、複雑な側面があり、再生に向けた取り組みというのは非常に難しいと思うのですが、損失補償契約等があるから難しいのではないかと思います。ただ、自治体が抱えた負の遺産というのは納税者の負担、我々の負担というのを最小限に抑えてほしいというのが私の思いであります。

次、明間小学校、学校の統合のことで答弁をいただきました。小学校の編成で明間小学校と皆田小学校の編成委員会というのを来月にとかというふうなお話がありましたが、私自身が考えておりますのは、理事者側の判断としたら4月だからまだ10カ月あるからとかという考えではないかと思うんです。でも、当事者、明間小学校としたらもう10カ月しかないんですよ。そういったところをもう少ししっかりと考えていただいて、こういう段階統合というのは明間小学校自体はなくなってしまふわけですので、そのあたりをしっかりと

り早期に対応をしていただきたいと思います。そのあたりをお伺いをいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 私のほうからご答弁申し上げます。

明間小学校、皆田小学校との統合についての質問でございますが、具体的には本年の5月の末の段階で最終的な地域の皆様の確認をとったということでございます。27年度末に地域説明会を開催し、明間公民館のほうで開催をし、ご理解をいただいた上で進めておりましたところ、もろもろそれから以降におきましてもご意見等を賜った中でもっともっと丁寧に説明し、ご理解を得る必要があると判断した上で、5月だったと思いますが、改めて地域の皆様、それぞれの部会等の代表者の方々も交えましてご説明をし、最終的なご理解を得たと判断しております。

佐藤議員おっしゃるとおり、明間の方々はまだ10カ月というご認識であられるかと思いますが、教育委員会も決してまだ10カ月と思っているわけではございません。明間地区におきましてご理解をいただく中で、出席者の中から今度の運動会が最後の運動会だから教育委員会としてもいろいろ考えてみてくださいやというようなご意見もいただきました。

そういった中で、主体性は再編推進委員会、7月上旬に立ち上げていただきます再編推進委員会のときまで具体的な協議を行っていき、この1年間、もう10カ月しかありませんが、明間小学校にとりまして記憶に残る、思い出に残る最後の年になるよう、教育委員会としましても十分支援をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君 先ほど教育部長から答弁をいただきました。私も明間小学校の出身であります。小学校がなくなるというのはさみしい思いをしております。統合に関する諸問題は早期に協議ができるように調整をしてほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後0時16分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時20分）

次に、12番井関陽一君。

○12番井関陽一君 本日最後の質問者となりました。議席番号12番井関陽一でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

本日は、農林業の活性化についてと市職員の処遇について、大きく分けてこの2つについて質問をさせていただきます。

まず、家畜伝染病に対する防疫体制についてお伺いいたします。

宮崎の口蹄疫発生から6年になりますが、訪日外国人が急増する中、人や物を介して家畜伝染病ウイルスが侵入するリスクが非常に高くなっています。近隣諸国、中国、韓国、台湾では断続的に発生が確認されております。

このような中、西予市においても四国八十八カ所めぐりやジオパークの推進により少しずつ外国人を見かけるようになりました。

6年前のときには、八幡浜港でJ A、行政、家畜保健所などの協力により消毒を徹底し、侵入を防ぐことができました。しかし、人や物による侵入に対する対策は難しく、さらなる連携と情報の共有化が必要ではないかと考えております。西予市の体制がどのようになっているのか、外国人観光客がどの国から多く来ているのか、各関係機関との連携の体制はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 農林業の活性化、家畜伝染病に対する防疫体制についてのご質問でございますけれども、ご質問の中に外国人の入込み客の状況等についてのご質問がございましたので、まずその点をお答えをしたいと思いますけれども。

現状では、西予市では外国人観光客の入込み調査は実施しておりません。そういうことで、観光客の国別での客数を把握する方法はございません。ただ、県の国際交流課が調査した外国人延べ宿泊者数の集計がされておりますので、ご紹介をしたいと思います。

観光目的以外の宿泊者数も含まれますけれども、平成27年度の数値で、台湾、3万人、韓国、2万1,000人、香港、1万3,000人、中国、1万1,000人、アメリカ、5,600人、シンガポール、1,200人などとなっております。その他の地域も合わせまして、約県内に10万人の方が宿泊をされておられます。

そのうちアジア圏域が90%以上を占めておりまして、こういった数値からも西予市に訪れている外国人についても同様の状況であろうというふうに推察をいたします。

ご指摘ございましたように、こういった状況からアジア圏域の方が多いわけですので、口蹄疫が発生している地域からの入込み客も、年々、少しずつではございますけれども、増加傾向にあるものだろうと認識をいたしております。

さて、ご質問ございました口蹄疫についてのごでございますけれども、口蹄疫は国際連合食糧農業機関などの国際機関が国境を越えて蔓延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障にかかわる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病と定義する越境性動物疾病の代表例であり、一たび蔓延すれば長期にわたり畜産業の生産性を低下させ、国民への畜産物の安定供給を脅かし、地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、国際的にも口蹄疫の非洗浄国として信用を失うなどのおそれがございます。

ご指摘がありました現在我が国の近隣諸国においては、口蹄疫の発生が断続的に確認されておまして、人、物の往来が増加していることから、今後も我が国に口蹄疫が侵入する可能性は高いと思われるます。

その対応といたしまして、国において指針が示され、国、県、市、関係団体とが綿密に連携し、実効ある防疫体制をとり、即座に対応できる状況がつけられております。市において口蹄疫が発生した場合は、県ではすぐさま対策本部が設置され、また同様に南予地方局にも現地対策本部が設置をされます。市においても対策本部設置要綱に基づきまして現地対策本部を設置し、県と連携して口蹄疫の防疫に関すること、牛、綿羊、ヤギ、豚、鹿など一般に食用に供する偶蹄類の肉及び生乳の安全、衛生に関すること、偶蹄類動物の肉及び生乳の生産者等の支援に関すること、口蹄疫に関する情報の収集及び分析に関すること、口蹄疫に関する情報の市民への正確な情報提供に関すること、その他口蹄疫に関する各種対策を行うということになっております。

一たび発生いたしますと地域全体が壊滅的な状況に陥ることとなりますので、日ごろから県家畜保健衛生所とともに定期的に各農場への立入検査

や指導を行っており、各農場への部外者の立入禁止や消毒の徹底を依頼しております。

また、畜産業の各部会の会合等でも家畜保健所の指導を仰ぐなど侵入防止に向けての意識の啓発も行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 国、県を初め設置要綱において対策室をつくり事を進めていくという説明がありましたが、先ほど言われましたように、アジアから訪れる客がほとんどで90%以上であるという答弁もございました。

そのような中、今ほど言っていましたように、外部の人が入ってこないというのが一番の条件になってくるのではないかなと思いますので、各農場における注意書きの要項が今のところは日本語だけでしか書いてないのが現状でございます。各国においての注意事項等々を書いた看板を上げることによって、またその人らの意識が変わってくるんじゃないかなと思いますので、この点について、各農場における対策として各国に対する看板の設置等をどのように考えられているか、お伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ご指摘の関係、ごもっともだと思います。だんだんと訪れる方がふえてくる中で、観光案内板等についても昨今韓国語で書かれていたり、英語で書かれたりというようなことでふえてきておりますように、この関係につきましても先ほど申しました関係機関あるいは各部会等とも相談をしながら、できる限りそういう形で周知をしていくということが非常に大切なことだと思いますので、対応できるかどうか、どういう形で対応することが一番威力がある言いますか、意識の啓発につながるのかという部分も相談しながらやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ありがとうございます。

これ、情報の共有化というのが一番大事なことでないかなと思いますので、初期行動というのが一番大事になってくると思います。なるべく早く見つけ、なるべく早い対策を打つということが肝要かなと思いますので、ぜひともその辺をもう一度関係機関とよく相談していただきまして、対応

をお願いしたらと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、森林の活用についてお伺いしたいと思います。

西予市は、ご存じのように514.79平方キロメートルの面積を持っておりますが、その75%が森林であります。今回、二宮さんの質問でも言われておりましたが、選挙におきまして各地域を回らせていただきましたとき、ある方が言われました。西予市の中の緑の砂漠を何とかせよということでした。緑の砂漠というのが、森林のことです。森林は緑色なのに何で砂漠かということなんですけども、これは森林が活用されていないという意味だと私は受けとめました。

そこで、地方創生が叫ばれる中、75%を占める森林に目を向けなければならないと思います。そこで今回、自伐型林業を取り上げて質問をさせていただきます。

先ほど、10日ぐらい前ですか、新聞に出てあったわけなんですけども、高知県の佐川町では、自伐林業推進課をつくり、地域おこし協力隊9名にて自伐林業を推進されております。また、最先端の工作機械を導入され、さかわ発明ラボというものをつくれ、木材とのコラボに取り組まれております。そこで、自伐林業育成目的で昨年9月に林業木材関連産業連絡協議会、これは仮称でございましたが、それが予算化されております。その後、その経過がどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 まず最初に、昨年9月の補正で組まれた予算のその後の経過でございますけれども、林業につきましては、木材価格の低迷は依然として続いておりますけれども、木材の加工技術等の発展によりまして利用拡大が図られてきております。まだまだ可能性がある産業だというふうに考えております。

西予市の森林の状況を見ますと、森林面積約3万8,000ヘクタールのうち67%の2万5,000ヘクタールが杉、ヒノキの人工林であります。そのうち伐期を迎えている8齢級以上の森林は85%を占め、約2万1,000ヘクタールという資源の宝庫となっております。森林資源

の有効活用を図っていく必要があると認識をいたしております。

その取り組みの一つといたしまして、ご質問いただきましたように、活性化の取り組みに関する予算を昨年度9月にお願ひしたところでございます。その後、情報共有体制の構築、林業のICT活用に向けて検討を進めておりまして、その取り組みの中で事前の準備会として西予市林業木材関連産業連絡協議会を立ち上げ、川上から川下の関連業者、また専門的見地から愛大の農学博士の笠松先生にもご出席を賜り検討を進め、森林情報の共有化の重要性の確認、また先進的取り組みを行っております岡山県真庭市の林業ICT活用事例の視察研修等を行い、総合的な判断のもと森林ICTプラットホームを活用した地域活性化事業に取り組みうということになりました。

総務省のICT、まち・ひと・しごと創生事業に取り組みということですが、今回その取り組みの予算につきましては、本議会でお願ひもしているところでございます。この事業は、ことし4月20日に総務省が公募をいたしまして、5月24日に企画提案書の提出をいたしました。先週6月7日に総務省でのプレゼンテーションを行いまして、総務省からの結果報告を現在待っている状況となっております。

そして、もう一点、自伐林家の推進ということですが佐川町の推進状況あたりもご質問の中で触れていただきましたけれども、当市の林業が直面している課題といたしまして、担い手不足が一番に上がってくる問題でございます。担当課としましては、林業事業体の体質強化及び自伐林家の育成など労働力の確保を念頭に置いて取り組みを進めているところでございます。自伐林家では、多くの方が地域の林業研究会に在籍をされておられまして、林業研究会、西予市の場合、非常に活発に活動をされておられます。そういった研究会等と相談しながら講習会等にも取り組んでまいりたいと思います。

また、起業支援、会社を起こすことにつきましては、各補助事業を見ましてもなかなか難しい状況ではございますけれども、就業支援、技術支援等を含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

また、森林整備では、県単事業の自伐林家支援事業等の制度の周知を先ほど申しました研究会等

にも紹介しながら広く取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

ご存じのように、市が単独事業として取り組んでおります間伐材の出荷補助金1立米当たり800円の補助は、個人の材に対しての支援でございまして、まさに自伐林家の支援につながっているのではないかとこのように思います。

ご質問にございました協力隊の起用でございすけれども、当市の協力隊の方の中にも自伐林家に興味を持たれている方がおられまして、林業をやってみたいけれど、持ち山がないのでできないというご意見をいただきました。まさにそのとおりだろうと思います。これはあくまでも構想の域を出ておりませんが、幸い当市の場合には多くの市有林を持っております。一部を管理委託して自身の山のように管理を行えるような受け皿をつくり、林業技術及び知識の向上を図ってもらいながら林業後継者の育成も一つの方策ではないかなと現在考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ありがとうございます。

2番目の講習会、企業支援等々のところまで一緒に答弁していただきましたが、答弁の中で森林ICTプラットフォームシステムの構築という言葉が出てきましたが、ことし3,024万1,000円の予算がなされておりますが、この内容といたものはどのようなものになっているのかお伺いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 井関議員からICTのまち・ひと・しごと創生推進事業の紹介をさせていただく時間を与えていただいてまことにありがとうございます。今回、先ほど申しましたように、本議会で提案をさせていただいておりますので、簡単にご説明をさせていただこうと思います。

正式名称、ICTまち・ひと・しごと創生推進事業という事業でございますけれども、これは平成24年度に岡山県真庭市でICTまちづくり推進事業として実施をいたしました真庭の森林を生かすICT地域づくりプロジェクトが成功したことを受けまして、翌25年に岡山県の1市2町、美作、鏡野、美咲町、先ほどの真庭市の周辺部になりますけれども、そちらで森林ICTプラットフォームを導入し、同様の効果が確認され、さら

に翌年、平成26年度には全国に展開をしてみようということで北海道の中川町、福井県高浜町、兵庫県佐用町、鳥取県三朝町で導入が行われました。同じように、森林林業による地方創生を目指す全国地域への普及に資することが検証されたことから、今回、四国では初めてになりますけれども、西予市のほうで導入の申請を行ったところでございます。

事業の目的ですけれども、これは森林管理の効率化、高度化並びに木材需要者が求める木材供給情報の提供を通じて、集約化の推進、森林施業面積、木材生産量の増大を目指すものであります。

今年度の取り組みは、プラットフォーム構築のための業務委託料、先ほど申しましたようにこれまで3カ年間の事業の中でこういうふうな情報を集約していくことがいいということが検証されておりますので、そういった業務の委託料、これが2,870万円でございます。それと合わせましてパソコン等の機器の購入費100万円、事業を推進していくための旅費等の36万円、合わせたものが今回の計上というふうになっております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ICTのプラットフォームシステムを構築することによって林業の活性化につながっていくという説明でございましたが、現場で働く人がいなければ計画だけがさきに進んでもなかなか前へ向いて進まないところがあると思いますので、先ほど申しましたが、自伐林業は今から林業を進めていく中ではものすごく大事な位置に位置するんじゃないかなと思っております。

西予市の中でも菊池さんが自伐林家として有名な方でございますが、その方の話を聞かしても、先ほど部長の答弁にもございましたが、2万1,000ヘクタールにおいてはもう既に伐採することができる財産となっているということ先ほど言われました。もう既に伐採するだけで財産にすることができるというところまで来ているのだから、これを切れば資産にすることができるということでございまして、菊池さんも言われておりましたが、とりあえずチェーンソーと運搬車、これがあれば何とかできるということでございまして、当然作業道は入れなければならないわけなんですけれども、作業道を入れるということはまず素人ではなかなか最初はできないと思いますので、

その辺は業者に頼んだとしても、これを搬出することができる自伐林家を進めていくということが大事になるんじゃないかなと思います。

全国のフォーラムの後に愛大の名誉教授である泉さんがまとめられた中で、課題が明確になったことというやつの中で最後にまとめられている文章がございまして。それは、1つ、新規参入希望者への講習体制の整備、要は体験あるいはどういったことをしなければならないかということをお教えるということでございます。2つ目に新規参入者への機械購入等の助成、3つ目に新規参入者に山のフィールドが提供されないので市町村の有林等を活用するという、要は市の財産の分を自伐林家の人に当たっていただいて伐採をしていくということだと思います。それから4つ目に、木質バイオマスの活用ということでございます。それから5つ目に、森林組合のあり方を行政請負型から組合サポート型へ返還するといった点が上げられております。こういったことを一つ一つ確実に進めていくことによって自伐林家を育てることができるんじゃないかなと思っております。

自伐型林業の最大の利点というのは、皆伐するわけじゃありませんので、間伐を中心として行っていくので、1つの山について7回ぐらいの間伐をしていくのが今一般的になってきつつあるそうです。そうすることによって、その自然災害を防ぐという意味にもなりますし、皆伐すると、地肌が見えるようになりますと大雨のときに自然災害が起こるということにもなりますが、小規模な自伐林業というものを進めていくことによって山を守り、森を守ることができるんじゃないかなと思いますので、ぜひとも講習会、それから機械の購入等に対して市からの講習会の開催とか、それから導入機械に対する助成とか、こういうことを考えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 まさに議員、ご質問の中でふれていただきましたように、担い手、いわゆる施業をしていただく方がどんどんふえていかなければ材が出てこないということになります。

ご質問の部分とは少しずれるかもしれませんが、現在の西予市の年間の素材生産量でございますけれども、森林組合で1万5,000立米、エフシーで1万2,155立米、山之内林業

さんという会社がございますけれども、3,000立米、キクチ観光さんで2,160立米、その他で2,700ということになっておりまして、その他の中には自伐林家が含まれるわけですが、西予市全体でまだまだ3万5,000立米程度しか材が出ておりません。実際にもっともつと倍以上の材が出てくる必要があるわけですが、そういった意味からもいわゆる林業事業体を育成していくこと、それと加えて議員ご質問がございました自伐林家を育てていくこと、この両方大切なことだろうというふうに思っております。

自伐林家の講習等につきましては、先ほども少し答弁をさせていただきましたが、林業研究会あたりと協議をしながら進めていきたいと思っておりますけれども、現在自伐林家の講習については林業就業支援講習というのがございまして、厚生労働省の委託事業として森林組合連合会が各都道府県で実施をいたしております。講習内容につきましては、基礎知識ですとか林業体験、現場研修を行いまして、必要な知識や資格を身につけていただくというもので、一般的には20日間のコースで行われております。これには、チェーンソーの資格講習であるとか、小型車両系の建設機械の運転業務の講習であるとか、林業全般にかかわるものの講習を受けれるようなものがございます。こういったものも実際にありますよということを我々も広報していく必要があると思っておりますし、今後は強く紹介をしていきたいというふうに考えております。

また、自伐林家支援事業としての県単独の事業がございまして、これは、森林所有者みずからが実施する植栽、下刈り、枝打ち、切り捨て間伐、搬出間伐等に対する補助でございしますが、切り捨て間伐の場合にはヘクタール当たり6万4,000円、搬出間伐の場合にはヘクタール当たり18万円というようなものがございまして、こういったものも紹介をしていきたいというふうに考えます。

また、機械等の購入につきましても、林野庁の林業・木材産業改善資金という部分がございまして、これは資金の貸し付けでございしますが、個人の場合1,500万円まで無利子での貸し付け等もございまして、こういったものも紹介しながら進めていきたいというふうに考えております。

す。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 県において20日間ぐらいの講習があるということでございまして、私も全然そういうのを知っていなかったもので、こういう質問をさせていただいたんですが、今後こういうことがありますよということを広く市民の方にも言っていただきまして、今後、土曜、日曜だけ林業をやるといような形が出てきてもいいんじゃないかなと考えますので、グループをつくって、五、六人のグループが土日だけ林業をやってみようかというようなことに進んでいけば、またこの山を切り開いていくことができるんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いしたらと思います。

最後に、もう一点だけお願いしたいんですけども、今、間伐に対して立米当たり800円の支援をしているという話が出ておりましたが、これは西予市在住の方だけですか。西予市に山はあるんだけど、自分は松山に出ているという方等々に関してもこの助成はつくんですか。1点だけお願いします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 間伐出荷対策事業は市単独で取り組んでおります事業でございまして、補助対象は市内の民有林で市内在住の森林所有者が40歳以上の杉、ヒノキの間伐を行い、指定の市場に出荷した場合、出荷した資産材の材積1立米に対して800円の補助を行うものでございます。

ちなみに、平成27年度、118件、1,450万円の利用をいただいておりますが、平成24年、102件で650万円とかなり落ち込んでおりましたけれども、25、26と件数、それから金額ともに徐々にふえている状況にはございます。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 このことを松山に出られる方から言われたので今お聞きしたわけなんですけど、今西予市には住んでいないんだが西予市に所有林があるということで、そういうところにも助成を出していただければ私も間伐してみるんだがなという方もおられましたので、その辺またご検討のほどよろしく願いしたらと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今まで何度かお伺いしましたが、温浴施設のボイラーを木質エネルギーのものにできないかということは何度も申し上げてきました。今回、鬼北町のぽっぽ温泉のほうでまきボイラーにして山に放置されている間伐材の受け入れをしているということが新聞にも大きく報じられました。

今ボイラーの更新時期ではないということで、先ほどから第三セクター等々で行われているものとか、こういう施設に対しての赤字対策がなされているということでございましてなかなか難しいとは思いますが、これを林業支援ということで考えてボイラーの更新ができないものかお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま井関議員ご質問の中でも、更新の時期が来ないとなかなか難しいのではないかということでそこも触れていただいたわけですが、現在温浴施設でペレットボイラーを導入しておりますのは、游の里温泉ユートピア宇和の1施設だけでございます。年間に244トンのペレットを利用いただいているわけですが、株式会社エフシーのほうに委託をしまして現在生産をしておりますペレットは全量で約365トンでございますので、この施設が使っているペレットの量がいかに多いかということがおわかりいただけると思うんですが、ご指摘のとおり市内にはユートピア宇和のほか、明浜、野村、城川に3つの温浴施設がございます。

林業サイド、私どもペレットを製造している立場といたしましては、ペレットボイラーは非常に多くのペレットを使っていただく施設です。ぜひペレットボイラーの導入を図っていただきたいというふうにも考えますし、先ほど佐藤議員さんの第三セクターのご質問がございましたけれども、経済振興課、第三セクターを所管しております、多くの施設を持っております所管も私どもの所管でございますが、そちらからのサイドでいいますと、投資に大きな額はかけられないよというのもまた現実でございます。初期費用にペレットボイラー導入ということになりますと大きな経費が必要となりますし、またペレットボイラーの場合には設置の場所あるいは燃料保管場所もかなり広く構えなければならない状況も起こってまいりま

す。

ただ、限りある燃料の活用よりは林地残材の有効利用、また地球に優しい環境づくりの観点から再生可能エネルギーへシフトチェンジしていくことは必要だというふうに認識しております。これまでの答弁と同じようなことになりますけれども、今後それぞれの施設のボイラー更新時期と合わせて各施設管理部局と相談し、補助事業等を活用して取り組めるものは取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ぜひとも林業の立場から材が使われる確率が多い木質エネルギーのものに変えていく方向でご検討を願ったと思います。

また、大体同じ理由ではございますが、ペレットストーブの助成金がありますが、これはもう少しふやせないか、あるいはまきストーブについては今助成措置はないと思うんですが、まきストーブに対する助成措置はできないか、これをお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 まきストーブ、ペレットストーブの補助金の関係でございしますが、現在、ペレットストーブ購入費用の補助金として購入及び設置に要する費用の2分の1以内、1台当たり22万5,000円を限度として補助をいたしております。そのうちの2分の1、11万2,500円が市の持ち出し部分、一般財源となっております。

この事業は、バイオマスペレット生産利活用促進事業としてペレット燃料及びペレットストーブの購入補助を県の公募事業であります森林環境保全基金公募事業に申請したものが認められて、補助事業として取り組んでいるものであります。補助があるとは言いながら、1台当たりの自己負担額は約20万円強ということでございまして、まだまだ一般の暖房器具と比べて高価な物となっております。ご質問で触れていただきましたこれ以上の上乗せ補助でございしますが、大変厳しい現状でございしますので、当面はこの補助要綱で取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、まきストーブへの補助制度は現在ございません。市では、ご質問の中でも触れていただき

ましたようにペレット製造を行っておりまして、その需要拡大を図りたいということで取り組みをしております。そのため、当面はペレットストーブへの補助のみというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 今回、まきストーブ、新たな助成措置がとれないかという意見を出させていただいたんですが、これは徳島県の神山町に行ったときに、その地域におきましては行くところに行くところにまきストーブが用意されておりまして、軒先にはまきがたくさん積んであるという状況ができておりました。それを見ると、田舎といいですか、景観上もここはまきストーブがたくさんできているんだなというのが目にとって見ることができます。あるいはペレットストーブでもそうですが、煙突があって、そこから煙が出ているという状況というのはこの田舎にとってふさわしい環境ではないかなと思いますので、ペレットストーブのペレットを使わなければならないというところもありますが、まきストーブのほうが後のランニングコストがかからないのではないかなという気もいたしますので、その辺の検討もよろしくお願いしとったと思います。これは、あくまでも要望としてお願いしとったと思います。

では、林業活性化についての最後の質問になりますが、現在、四国では高知に3カ所あるようでございますが、直交集成板、CLT、これは新しい技術としても十何年前から徐々に広がってきているんですが、これは非常に強度があるということで中層建築においても対応できるということで、今後利用が格段にふえてくるのではないかなということが言われております。この新しい技術に対する西予市への誘致あるいは森林組合等々でこういう新しい技術を使った製品づくりというものを推進できないか、お伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ご質問にございました直交集成材、CLTですけれども、新たな構造用建築材料として木材需要の拡大に寄与し、産業として林業の経営安定を図る可能性を大変秘めているというふうに私も認識をしております。このCLTの製造施設につきましては、愛媛県も非常に推進をしております、既に株式会社サイプレス・スナダヤが薄い板をつくるラミナ製造ライン

から乾燥等の施設整備をいたしたところでございます。県産材CLTの国内外への販路拡大を愛媛県CLT普及協議会と連携し、進めていくという一大プロジェクトとなっております。

県内の森林整備で搬出されました木材につきましては、製造施設のサイプレス・スナダヤに流れる木材流通体制整備も行われております。本市としましては、木材生産の増産を図れるよう取り組み、愛媛県のCLTの普及拡大に貢献できるよう、木材の供給が図られればというふうに考えております。

ご質問にございましたように現状ではこれら製造ラインの取り組み等はある程度広域での取り組みが必要と思われます。1市では大変難しいのではないかと考えておりますし、森林組合におきましても現時点としましては、できる限り県の今進めております関係に材を出していくという形での体制をつくっていくことが非常に重要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 新しい技術といいましても十何年たっておるわけなんでございますが、高知県がこれに先んじて取り組まれて3カ所ほどできておるようでございますが、今お聞きしますと愛媛県にも1つできたということでございますので、二番煎じ、三番煎じになって材が集まらなくてもいけませんので、そこは余り強くは推しませんが、こういった新しいことができてくるというときにはアンテナを張っておいて、できれば愛媛県で一番最初に取り組むというようなことが今後大事になってくるんじゃないかなと思いますので、常に新しい技術とかそういうものが出たときには、それをどうすればいいのかという検討をお願いしたと思います。

以上で農林業の活性については終わりたいと思います。

次に、最後の質問になるわけなんです、市職員の処遇についてということでございますが、臨時職員の採用受験資格についてということでございますけれども、これはどういう意味かといいますと、今現在市の臨時職員として働いている方が、例えば正規採用の試験を受けたいと思ったときには、今年齢制限があるようでございまして、各部

署によって多少年齢差が、ここには29と書いてありますが、29歳、30歳というような年齢制限があるようでございますが、一般的に看護師以外におきましてはなかなか年齢を上げることができないというのが今現状だというふうにお聞きいたしております。

県の教員採用試験におきましても年齢がどんどんどんどん上がってきている状態でございます。また経験者ならば59歳まで受けることができるというような状況になっている中、西予市においても採用の有無は別としまして、受験をする資格は与えてあげるべきではないでしょうかと思っております。仕事の内容が特に正規職員と同等の内容のことをされている職員でありましたら、採用試験の受験資格を大幅にアップしても構わないのじゃないかなと思うんですが、この点について伺いをいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 ただいまのご質問の臨時職員等の採用受験資格はということでございますけれども、西予市の職員採用に当たりましては、受験資格年齢は一般行政職あるいは技術職、医療職と職種によって異なっております。臨時職員におきましても、受験希望がございましたら、それぞれの受験資格年齢に基づいた受験をしているところでございます。

これらの要件につきましては、上限年齢を高くするほど応募可能な対象者がふえてくるわけでございますけれども、余り上限を高くしますと、場合によっては新卒者もしくは若年層の採用者が減少するというふうなことも考えられまして、職員全体の年齢構成バランスが崩れていくことも考えられます。各年度における退職者の数あるいは募集人数とのバランス等を考慮しながら長期的な視点で慎重に検討してまいりたいというふうなことを考えているところでございます。

しかしながら、近年、特に医療職におきましては、専門職種では募集をしても応募者が募集人員を下回るというふうな状況も多く見られておりまして、そういう年齢の上限をさらに高くするなどの要件を緩和しておりまして、応募者の確保をするよう努めておるところでございます。

今後におきましても、職種に応じた状況を見ながら受験年齢要件につきましては、検討してまいりたいというふうにご考えているところでございま

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 職種に応じたということは、当然、私もわかるんですけども、受験をされる人数にもよって集まりが悪いようであれば年齢を上げていくという形になるんだろうとは思いますが、今現在、実際に市の臨時職員として働いている方、若い方でそういう方が正規職員になりたいと思ったときに受験資格がないということになると、ずっとそしたら臨時職員で西予市職員を務めていくのかということになりますと、なかなか若い子の中では大変なことだと思うんですけども。それを受けることができないのであれば、その時点で通達をして、その方が別の職に変わられるとか、そういうことも考えてあげないと、いつまでもずるずるとしていたんでは、家庭を持ち、子供ができたという話になったときに、非常に困るんじゃないかなと思いますので、その点を含んでもう一度この点についてお願いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、相対的には受験年齢をここ数年、いろんな分野で引き上げをしてまいりました。一般行政職はもちろんでございますけれども、医療職等についても引き上げをしておるという状況でございます。その中で、今までにも臨時職員の方が応募をしていただくというふうなこともございました。ですから、年齢制限はもちろんでございますけれども、その範囲の中で希望すれば受験資格があって、希望すればふるってその試験をしていただくというふうな体制をとっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 井関陽一君。

○12番井関陽一君 ぜひとも、臨時職員の方にも光を当てていただきまして、採用試験が受けられるような体制づくりを今後ともお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上で本日の一般質問を終結といたします。

あす6月15日は午前9時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時07分

平成28年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成28年6月15日 | 城 川 支 所 長 | 田 村 剛 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 三 瓶 支 所 長 | 西 本 喜代人 |
| 1. 開 議 | 平成28年6月15日 | 消防本部消防長 | 西 川 傳 |
| | 午前9時00分 | 総 務 課 長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 散 会 | 平成28年6月15日 | 財 政 課 長 | 山 岡 薫 彦 |
| | 午後2時37分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
-
- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1. 出 席 議 員 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 1 番 宇都宮 久見子 | 事 務 局 長 浅 野 信 也 |
| 2 番 信 宮 徹 也 | 議 事 係 長 原井川 英 一 |
| 3 番 宇都宮 俊 文 | 1. 議 事 日 程 別紙のとおり |
| 4 番 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり |
| 5 番 中 村 一 雅 | 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり |
| 6 番 河 野 清 一 | |
| 7 番 佐 藤 恒 夫 | |
| 8 番 山 本 英 明 | |
| 9 番 竹 崎 幸 仁 | |
| 10 番 小 玉 忠 重 | |
| 11 番 源 正 樹 | |
| 12 番 井 関 陽 一 | |
| 13 番 菊 池 純 一 | |
| 14 番 中 村 敬 治 | |
| 15 番 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 兵 頭 学 | |
| 17 番 小 野 正 昭 | |
| 18 番 宇都宮 明 宏 | |
| 19 番 森 川 一 義 | |
| 20 番 藤 井 朝 廣 | |
| 21 番 酒 井 宇之吉 | |
-
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総 務 部 長 | 宗 正 弘 |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 |
| 公 営 企 業 部 長 | 三 好 敏 也 |
| 企 画 財 務 部 長 | 大 平 利 幸 |
| 産 業 建 設 部 長 | 二 宮 紀 夫 |
| 生 活 福 祉 部 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明 浜 支 所 長 | 道 山 升 文 |
| 野 村 支 所 長 | 尾 下 孝 二 |

- | 議 事 日 程 | |
|---------|---|
| 1 | 一般質問 |
| 2 | 議案第 96号 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 97号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 98号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 99号 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 議案第 100号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について |
| | 議案第 101号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について |
| 4 | 議案第 102号 市道路線の認定について |
| | 議案第 103号 市道路線の変更について |
| 5 | 議案第 104号 平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号） |
| 6 | 議案第 105号 平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第 106号 平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第 107号 平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第 108号 平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 7 | 請願第 1号 中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の7月再稼働を止めることを求める請願 |
| | 請願第 2号 熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願 |

- 8 陳情第 1号 「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）」採択の陳情について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 96号 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 97号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について
議案第 98号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について
議案第 99号 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第100号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について
議案第101号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
- 4 議案第102号 市道路線の認定について
議案第103号 市道路線の変更について
- 5 議案第104号 平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号）
- 6 議案第105号 平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）
議案第106号 平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第107号 平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第108号 平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 請願第 1号 中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の7月再稼働を止めることを求める請願
請願第 2号 熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願

- 8 陳情第 1号 「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）」採択の陳情について

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言をしてください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、9番竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 皆様、改めましておはようございます。

議席番号9番竹崎幸仁です。

まず初めに、私事でございますが、一言ご挨拶申し上げます。

去る4月24日の市議会議員選挙におきまして市民の皆様方から多大なるご支援を賜りまして、本日この場に立たせていただきました。決断いたしましたところの気持ちを忘れず、市民の皆様方の思いや考えをしっかりと受けとめさせていただき、私たちの西予市が明るい元気のある、そして誇れる町となるよう、粉骨砕身努力いたします。

管家市長を初めとする理事者の皆様、諸先輩議員及び新人議員の皆様、そして傍聴席の皆様、4年間一生懸命頑張りますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従いまして2つの質問をさせていただきます。

1つ目です。

西予市においては小学校の児童数の減少に伴い、平成26年度の三瓶町を皮切りとし、明浜町、野村町、城川町と統廃合が次々と進み、宇和町の一部の統合を待っている現在、数年前の27校が13校へと大幅に減少しています。廃校となった小学校は当然のごとく子供たちの姿が消え、閑散としている状況だと推察されますが、これら多数の跡地の活用に関しては昨年度西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針が出されたと聞いています。この跡地利活用のための基本方針についての説明を求めます。

2つ目です。

4億年を超える歴史を持つ須崎海岸に数年前の認定から訪れる人が増加している今日、興味関心を抱く人には誰でも現地を散策できるようにと、地域審議会の委員の最後の質問として提示しましたが、いまだにその回答はないままです。合併10年をもって会が閉じられたとはいえ、地域を代表して参加している立場の者が問いかけた内容をそのままにしておくことに不信感を抱かざるを得ません。

さて、半世紀以上の昔、私が小学生だったころ、八幡浜市から来られた当時若手の故袋瀬六松先生、この方は三瓶町史に須崎海岸について掲載されておられます。その方が須崎海岸のすごさ、すばらしさを当時説いておられました。ジオパークの認定を受けた今、故袋瀬六松先生の言動がしのばれます。

高齢者や障害のある方々も現地を訪ね、散策したい気持ちは足腰に問題のない人々と同様であり、現状の300段近い階段の利用は困難であるため諦めざるを得ない状況である。そこで、希望する誰もが当地を散策できるよう、階段以外の遊歩道の整備についての考えをお聞きしたい。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 竹崎議員から西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針についてお尋ねがございました。

西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針につきましては、廃校、廃園となった跡地施設の円滑な利活用を推進するため、昨年6月に策定しております。市の広報やホームページにおいて広報しているところでございます。現在、その学校施設等が立地しています地域において、利活用の要望がないかをご検討いただいているという段階でございます。

この基本方針の利活用に向けた基本的な考え方でございますけれども、学校施設等々は地域住民の共通の財産であるという認識のもと、まず地域においてその活用をご検討いただき、活用の意向がない場合、公共施設または民間の施設としての活用を検討することとしてございます。なお、活用が見込まれないと判断した施設につきましては、存在することによる経費の支出を抑制する観点から、必要性から、解体、除却を行うこととしております。

また、貸し付ける場合の主な条件といたしまし

ては、施設は無償貸し付け、利活用の申請については活用主体が健全に運営するための計画書を出していただく、施設は現状のまま貸し付ける、施設に対する補助等の助成は行わないと、施設の部分貸し付けはしないというところ、利活用に対して地域の理解を得ていただくということ、敷地内の立木、遊具については活用主体が管理しない場合は市で伐採、撤去する、以上のことを前提としてございます。

しかしながら、学校施設は消防法的には他の施設と比べて緩い基準で建てられていることが多かったわけですが、集会場や宿泊施設、福祉施設など、ほかの用途に転用する場合は、規模も大きく、老朽化も進展していることからかなりの経費をこういった場合にはかけて改修する必要があるということとなってしまいます。

このような状況ではありますが、昨日も佐藤議員の質問に対して答弁させていただいたとおり、現状非常に厳しい財政事情ということもございまして、また将来の人口減少を考慮に入れますと、無理に有効活用の名のもとに安易な延命措置をとるということよりは勇気ある撤退を念頭に置いて進めていくことこそが西予市の生き残る道と考えているところでございまして、提案された内容に関しましてもその内容を厳正に確認、審査させていただきまして市の財政負担にならないように努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長 西本三瓶支所長。

○西本三瓶支所長 須崎海岸遊歩道の整備についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、四国西予ジオパークの一番の見どころであります須崎海岸は海側から見ることでできるジオクルーズや陸側からは約280段の階段を下り、遊歩道を約300メートル歩いて直接地層に触れることができる2つの見学方法がございまして。

認定から3年、須崎海岸を訪れる観光客は年間約6,000人超えて推移しており、三瓶本館が運営する屋形船の運航には年間約1,500人が利用し、ほかに海上タクシーの運航もございまして、須崎海岸の縦じま地層及び穏やかな三瓶湾を楽しみ、四国西予ジオパークを知る重要なきっかけとなり、他のジオポイントへの周知、送客を担う重要な拠点であると認識をいたしております。

議員ご指摘のとおり、現在利用している遊歩道に接続する階段は急峻な坂道であり、若い人でも息を切らしながら上り下りしている現状であり、高齢者や足腰が弱い方は階段を使つての見学は断念をされております。何か方策があれば見学を希望される全ての方に須崎海岸のすばらしい景観を見て、感じていただき、四国西予ジオパークへの関心が高まるものと思っております。

ジオパーク推進計画ではジオポイントの整備、補修を行うことで誰でも安心・安全に見学できる環境整備を進めることになっております。しかし、須崎海岸は佐田岬半島宇和海県立自然公園に指定されているため、愛媛県との協議、工事申請手続が必要となり、事業着手にはかなりの期間を要すると考えています。

また、新たな遊歩道、駐車場の設置整備は新規の誘客戦略として大変魅力的ではありますが、莫大な建設費用、海上タクシー等のお客様の減少も懸念をされます。階段以外の方法となると遊歩道の延伸が考えられますが、現在ある遊歩道の近くには民間業者が施設を保有しており、私有地であることから進入道路や土地を観光客と共有することは難しいと考えます。しかし、この場所を使用しなければ現状の改善になりません。仮に承諾をいただいて民間業者の進入道路を使用して、その周辺を整備、利活用する方策が可能性は高いと思われそうですが、業者の車両と観光客の車両が混在する可能性もあり、危険性が高いと思われますので、今後関係機関、関係者との協議、調整が必要でございまして。

ジオパークの理念でもあります保全の観点から考えますと、自然にはできるだけ負荷をかけないで、自然のままの状態を見ていただくことが大切ではないかと考えます。須崎海岸の地表の状態を保全したまま工事が可能かどうかなどの調査も必要でございまして。いずれにいたしましても、ジオパークの保全と経済面を考慮し、今後の検討課題としてさまざまな立場の方々のご意見を伺いながら協議を行いたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 まず、遊歩道の整備について今お答えいただきましたが、自然公園であるということ、つまり保存か開発かということの問題も含まれているように感じました。ましてやそこに

民間の経営者、私有地、観光客との混在が予想され、非常に私、今お聞きしていて即決は困難だと感じました。そこで、今後は国や県とも連携を深めていただいて、さらに前進するように期待します。

それから、次に1つ目の基本方針の説明です。

地域で検討、民間、公共、それから見込まれない場合は解体、それからそれ以外のさまざまな条件、説明していただきました。要は安易な存続は控えたいと、勇気ある撤退ということを述べられたと思います。

統廃合問題に関しての対応なんです、個人的な見解です。例えば先に跡地の利活用を地域住民の同意を受け、その内容の決定後に統合を行った地域さえあります。つまり西予市の対応はどちらかといいますと後手を踏んでいるように感じます。

再質問です。西予市内の跡地の利活用の現状、そのものをお伺いしたい。

以上です。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 現在の利活用の状況についてお尋ねがございました。

基本方針が作成されてから明浜地区において旧田之浜小学校でございますけれども、地域づくり団体の大崎の光様のほうで活用されているという事例、旧狩江小学校で無茶々園様を代表とする複数団体に貸し付けられているというふうに伺っております。また、三瓶地区においては旧蔵貫保育園が西予総合福祉会の障害児通所支援事業に貸し付けられているというふうに聞いております。

なお、方針の策定前の状況からしますと、下泊小学校に関しましては下泊診療所として、遊子川保育所に関しましては遊子川地域活性化プロジェクトチームに木工所として、惣川中学校は惣川自治振興会の農業施設として、それぞれ貸し付けられているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長 竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 最初の質問、そして今の質問、これらの問題は西予市にとって重要案件だと認識しています。特に跡地利活用に関しては今後さらなる調査研究し、西予市にとってプラスとなるよう私もしっかり勉強します。チャンスがあれば、

次回はいくぶん詳しく質問したいとも考えています。

これにて竹崎幸仁の一般質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時20分）

○議長 再開いたします。（再開 午前9時35分）

次に、4番加藤美香君。

○4番加藤美香君 おはようございます。

議席番号4番加藤美香です。

議長より発言の許可を得ましたので、議員として初めて一般質問をさせていただきます。

私は女性の目線で女性の声を議会に伝えていこうと思っています。本日の私の質問は、昨日の一般質問と重複しているところがありますが、宇和地区の小学校の再編計画について、2点目に子供の食育と給食センターの人員配置について、3点目に西予市職員の女性管理職の登用について、この3点でございます。

1番目に、宇和地区の小学校の再編計画についてお伺いします。

平成21年10月に西予市小学校再編計画が策定され、現在までに三瓶、明浜、野村、城川の各地区においては惣川、大野ヶ原を除き各旧町で各1校の小学校に統廃合されました。これから宇和地区において計画されている再編案では、平成33年までとして3校の小学校に再編するとしています。3校とは、多田、中川、石城地区1校、旧宇和町地区1校、田之筋、皆田、明間地区1校の3校です。

そして、予定されているこれらの3校を児童数で見ると、宇和小が450人程度、多田、中川、石城小が250人程度、田之筋、皆田、明間小が145人程度と推定されています。6学年で145人ですから、1学年当たり24名程度になるため、1学年1クラス編制ということになります。1学年に2クラス以上のクラスがあるほうがよいことは教育上の面からも指摘されていることであり、望ましいとは言えない状況です。ほかに選抜校がないというのであればやむを得ないところですが、宇和地区の場合には合計児童数的に足りるのですから、どう再編するかの工夫次第で望ましい全校児童数やクラス数、クラスの児童数などの検討は可能なはずです。現状に示されている再編案には大いに疑問を感じるところです。

また、これに関連して、宇和町は南予地区での地理的条件に優等性があるため西予市外からも宇和地区に住宅を求めて子育てをしようと考えられる方が多くあります。これらの方々にとっても小学校の校区は重要な関心事、場合によっては条件の一つとされます。

事実、かつては宇和町小学校区を求める方が多くあったと聞いています。このような観点から見たときも規模の小さ過ぎる小学校ではその校区での住宅購入のモチベーションも低下するのではないのでしょうか。そして、そのような面からは小学校の再編について考えるとき、小学校の保護者の問題だけでなく、地域住民に影響を与えることになるのですから、さまざまな観点から検討を加えて、できるだけよい未来につながるようにと、保護者会とあわせて地域住民への説明会を繰り返し開催することにより、よりよい合意が得られるべく取り組む必要があると考えます。この小学校再編の方向性についてお聞かせください。

2番目に、子供の食育と給食センターの人員配置について伺います。

現在、宇和学校給食センターの新築工事が行われていますが、三好前市長はこのセンターを食育センターとしての機能を含むことを示唆しておられました。朝食抜き、孤食といった食の乱れが問題になり、平成17年に食育基本法が施行されました。ここに朝食抜きに関する西予市の子供たちのデータがあります。中学生、中1対象、朝食を食べる93.2%、朝食を食べないときがある6.8%、小学生、小4対象、朝食を食べる91.1%、朝食を食べないときがある8.9%という結果が出ております。

そして、学校における給食が重要であることから、栄養教諭制度が制定され、食育を推進する教員として位置づけられました。その職務は、給食の管理とともに児童・生徒への食育の授業や個別指導等となっております。栄養教諭の給食の管理とは、献立づくり、地域の児童・生徒の実態に応じた栄養管理、地産地消の食材の発注などです。

さて、現在宇和給食センターで宇和町全ての小学校8校と中学校1校の約1,600食の給食を調理、配送しております。宇和給食センターの事務室の配置は、所長1名、事務兼運転手1名、栄養教諭1名です。以前は事務員が専任でしたが、今は兼業になっており、栄養教諭が食育の指導に

各学校に出向く際には事務室が手薄になり、授業に出ていけない状態です。また、栄養教諭にかかる事務的な負担も多くなっています。栄養教諭が安心して食育の指導ができるよう、専任の事務職員の配置する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

そして、現在の給食は以前と比べて衛生管理、アレルギー食対応等、その業務も複雑になっております。現在の宇和給食センターの調理員の数は11人で、1人当たりに対する給食数も他の学校に比べてかなり多くなっています。ここに南予の給食センターにおける調理員1人当たりの給食数のデータがあります。八幡浜センター143食、伊方99食、瀬戸40食、三瓶59食、宇和144食、宇和島127食、鬼北94食、松野61食、愛南102食。もう一度申し上げますが、宇和は144食です。このデータからもおわかりいただけたと思いますが、安心・安全な給食を子供たちに提供するために給食調理員の数も確保しなければならないと思いますが、理事者のお考えをお伺いします。

来年の4月に新しくできます給食センターにおいても食は生命の源ですから、繰り返しになりますが、安心・安全でおいしい学校給食を提供されるよう、付言しておきます。

最後になりましたが、西予市職員の女性管理職の登用について伺います。

現在の西予市に女性管理職は何名いらっしゃいますか。その割合は何%になるのでしょうか。安倍内閣が掲げる一億総活躍社会の中ですぐれた女性の力を生かすことが大きな柱となっており、行政職の中でも女性管理職の割合をふやす方向と聞いております。ついては、この女性職員の登用にどのようなお考えを持たれているのか、具体的な目標や方針などがありましたらお答えください。

以上です。的確なお答えをお願いいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

宇和地域における小学校再編についてのご質問にまずご答弁をさせていただきます。

西予市全体の再編計画の策定経過、また宇和地域の現状につきましては、昨日の佐藤議員に教育長のほうからご答弁申し上げたとおりでありまして、加藤議員におかれましても十分ご認識のことと存じます。

加藤議員ご質問の焦点、趣旨は今後の方向性ということでありますので、このことについてご答弁を申し上げたいと思いますが、昨日の佐藤議員への答弁と重複する部分が多々あると思います。まずはその点、ご理解をいただきたいと存じます。

宇和地域の再編計画は、石城、中川、多田小学校を宇和上地区として1つに、皆田、明間、田之筋小学校を宇和下地区として1つに、宇和町小学校は現状のままということで3校に再編するという計画でございます。

目標年度どおり再編を終えることができた場合に、平成33年度、宇和下地区は現在の明浜小学校や城川小学校と学級数で同程度の規模となります。また、31年度、宇和上地区では現在の三瓶小学校と同程度の規模となります。児童数や学級数の差は生じますが、いずれも市内の小学校と類似する学校規模であり、西予市小学校再編計画で求めています各学年1から3学級、全校で18学級程度以内の適正規模におさまる計画になっております。このことは昨日佐藤議員にご答弁申し上げましたとおりでございます。

加藤議員おっしゃるとおり、児童数や学級数による学校のあり方を検討することも方法の一つとは考えますが、児童数や学級数の差はあるものの、これまで各地域で培われてきました地域の教育力を基盤として宇和地区3校においてそれぞれ地域に根差した地域の特性を生かした教育を進め、それぞれの環境や教育風土の中でこの3校や市内の各小学校がお互いに切磋琢磨できる教育環境が確保できるものと考えております。この計画は各校区説明会でいただきました意見やパブリックコメントの意見も含め、策定したものでありまして、尊重すべき重要な計画として説明を重ねてまいりました。

宇和地域以外の再編推進においては、再編計画で示しておりますように原則保護者の同意を得た後に地域の同意を得ていくという手順を踏んでまいりました。宇和地域におきましては、改めて昨年度から直接児童に結びつく保護者の皆様を対象とした保護者説明会を各校区ごとに開催しましたところ、宇和地区は1校でいいのではといった意見や、また2校に再編したほうがよいのでは等のご意見や、統合には絶対反対であるといった厳しい意見等も拝聴したところであります。計画策定

時に開催しました地域懇談会から6年余りが経過していることもあり、地域の皆様方のご意見も少しずつ変化していると感じております。そして、学校再編に関しての関心度の違い、温度差も感じているところでございます。

今後におきましても、保護者及び地域の皆様方にこの再編計画についてのご理解を深めていただくよう丁寧に説明していかなければならないと思っております。場合によっては保護者説明会と地域説明会を一緒に行うとか、地域の代表者であります区長さん等にご相談を申し上げまして、その地域地域の実情に応じた説明会を行うなど、説明会のあり方についても教育委員会で十分に協議検討し、決定したいと考えております。

子供の食育と給食センターに関連してのご質問がございました。

この件に関しまして、昨日の宇都宮久見子議員へのお答えと繰り返しになり、重なる部分もありますが、ご答弁申し上げます。

子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要である等の理念のもと、平成17年に食育基本法が制定をされました。今改めて食育を生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てます食育を推進することが求められております。

現在、市内の小・中学校のにおきまして三瓶小学校、宇和中学校及び野村中学校に栄養教諭を、また明浜小学校と城川中学校に学校栄養職員を配置し、食育の推進、献立の作成、調理員の指導等を行っています。

加藤議員ご質問の専任事務職員の配置につきましては、議員ご指摘のとおり現在宇和学校給食センターに専任の事務職員は配置をしておりません。そのため栄養教諭におきましては、本来の仕事であります学校での食育授業や給食センターでの調理指導等に加えて、以前と比べて栄養教諭にかかる事務的な負担も多くなっているのも現実であります。今後は教育委員会事務局、学校現場及び給食センターと事務分担等について再度検討を行い、専任の事務職員の配置も含めて、栄養教諭の負担軽減に努めていきたいと考えております。

給食調理員の確保についてでございますが、現

状の宇和学校給食センターでは12人で調理作業を行っております。老朽化した施設を使用しておりますので、調理にかかる負担も大きいことも否めません。本年度におきましては、作業工程、作業内容を再度見直し、調理員の負担軽減に努めていきたいと考えております。

新宇和学校給食センターの職員配置についてですが、ドライシステムの導入と調理における重要な工程を連続的に監視することによって一つ一つの総菜等の食品の安全性を保障しようとする食品衛生管理手法の一つでありますHACCPの概念に基づき、徹底した衛生管理、また調理員等の安全確保等を行うためにも適正な人員を確保する必要があると考えております。

参考までに、近年整備されました同規模の給食センターの状況を見ますと、調理員1人当たりの調理食数は100食から130食程度となっておりますので、一概にこのことを参照するわけにはいきませんが、当給食センターの作業ライン等も勘案しながら、安全・安心な給食を子供たちに提供していくことを第一義に人的体制を整えていきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 私のほうからは、議員質問のうち西予市職員の女性管理職の登用についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

女性管理職の登用につきましては、昨日の宇都宮久見子議員の答弁でもお答えをさせていただいたとおりでございますけれども、一般行政事務職員におきましては職員数441人に対して女性の管理職は課長2人、課長補佐6人の計8人となり、登用率は7.0%でございます。女性の管理職登用が進んでいない一因といたしましては、管理職となり得るにふさわしい経験や能力を有する年齢の女性職員の割合が低いことが上げられると思っております。

西予市におきましては、平成27年に成立した国の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、すなわち女性活躍推進法の成立に伴い28年4月に西予市特定事業主行動計画を策定しております。

具体的には、一般女性職員には仕事と育児におけるワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、管理職に必要なマネジメント能力を付与する

ための研修等を実施することでより一層のキャリア形成を図り、また管理職である女性職員には管理職としての活躍を支援する取り組みを行うなど、目標を早く達成するために必要な環境整備について取り組みを始めたところでございます。

これらの取り組みを通じ、一刻も早く多くの女性管理職員が誕生するとともに、この議場に出席する女性部長の誕生を期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 加藤美香君。

○4番加藤美香君 2番目の給食のことについて、西予市は第1次産業中心の食の生産地だということです。おいしい米があり、おいしいミカンがあり、魚があり、食肉があり、野菜があります。これらのすぐれた地元の食材を使って、さすが西予といわれるような給食をつくってくださることをここに希望します。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時59分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時20分）

次に、5番中村一雅君。

○5番中村一雅君 改めまして、おはようございます。

議席番号5番中村一雅です。

議長より発言の許可を得ましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従い、3点、分割質問をさせていただきます。

1点目は、西予市宇和町郷内3558番地に設置された産業廃棄物焼却施設についてであります。

私は、今回の西予市議会議員選挙に当たり、三瓶の水を守る会からの要請を受けて立候補を決意し、会の推薦を受けてこの議席に加えていただきました。私自身も会の一員であり、選挙公約にもまず三瓶の水を守る、ふるさとの水、空気、土、海を汚染する事業を断じて許さないと訴えてまいりました。このことについて、事情をご存じでない方もおられるかもしれませんので、前段として私たちの3年4カ月にわたる不安と苦しみをまず述べさせていただいたらいと思います。

それは去る平成25年2月16日の愛媛新聞に掲載された小さな困み記事から始まりました。記

事の内容は、平成25年2月15日、愛媛県が宇和町郷内地区内に産業廃棄物焼却施設設置許可を行ったというものであり、私たち三瓶の住民が初めて知らされたことであります。調べてみますと、地番は郷内となっておりますが、郷内集落から山を越えた三瓶町側に設置されることを知り、三瓶の住民にとっては寝耳に水のことであり、私たちは大変な驚きと怒りを覚えました。

なぜ境界から300メートル下流域の三瓶町津布理地区住民には何も知らせず、説明すら行わないで許可されたのでしょうか。施設を含む下流域は谷道川が流れ、三瓶住民の8割に当たる約6,000人が利用している上水道の水源地があります。私の地元三瓶町津布理地区は緊急部落総会を開き、断固反対を決議し、建設反対委員会を設置し、その後三瓶町全域での三瓶の水を守る会を結成して、チラシを配布し、知事、西予市長宛への反対署名、県、市、業者の説明会、街宣運動など、設置反対運動を展開いたしました。講師をお招きしての勉強会なども行いました。平成25年5月13日には130名を結集して、三瓶町民5,771名の反対署名を西予市長に持参し、県知事には5,903名の署名を手渡し、業者に対しては全区長不同意書、西予市議会議長には請願書を提出いたしました。

三瓶の水を守る会が県の設置許可の経緯について調べる過程で重大なことが判明いたしました。愛媛県は許可に当たり、2回文書で事前協議書として西予市長の意見聴取をいたしておりました。1回目は平成24年11月28日、施設の立地上の見地からの意見聴取について、2回目は12月28日、生活環境保全上の見地からの意見聴取についてでありました。

市長からの意見は支障なし、関係法令を遵守し、周辺地域の環境、特に宇和町郷内地区及び三瓶町津布理地区に十分配慮されますようお願いいたしますというものでした。聴取からわずか2週間での県への回答でした。どのような調査、意見聴取の上での意見書であったか疑問であります。

西予市は郷内地区には説明し、同意書を求め、なぜ津布理地区には説明もされなかったのでしょうか。もし三瓶でも説明されていたら、年配の方なら昭和18年の水害で土砂災害の起きた場所であるということ、三瓶町民全員が水源地であるということは知っておりますので、すぐさま反対を表

明したはずであります。とにかくあの設置場所がだめなのです。

平成25年6月9日、三瓶住民1,000人が三瓶文化会館に集まり、県、市、業者からの説明会を開催いたしました。この席上、市長は法的な手続に問題や誤りがない以上、支障なしとする以外なかったとの説明でありました。三瓶市民の水源地であることを知りながら、市民の安全・安心を軽視した発言に参加者は愕然となりました。このとき有識者からは県からの意見書に三瓶市民の意見を反映させていればこの事業は推進されていなかったはずだと、市長はわかっておりながらやらなかったのは行政の不作為である、まだ今なら間に合う、中止させるアクションを起こしていただきたいと、業者と8,000人の市民、どちらが大事なのですかと問い詰める一幕もありました。

とにかく西予市長の意見書、支障なしは後日の裁判でも県は許可理由として上げておりますし、私たちから市への抗議の発端となっております。裁判の申し出期間が6カ月以内のため、8月14日、県を被告とする行政裁判を申し立てました。裁判は現在も係争中です。私たちの反対運動にもかかわらず、業者は施設を完成させ、試験操業を開始いたしました。ところが、26年6月22日の試験操業の測定で国が定める基準値以上のダイオキシンが検出されたのです。県は直ちに許可判断を保留して原因調査をいたしました。試験の段階から有害なダイオキシン類が国の基準値を超えるということは前代未聞のことです。施設の構造的な欠陥が暴露されたと考えております。業者はダイオキシンの検出は運転管理上の問題があったとした改善計画書を県に提出し、再試験を行いました。昨年7月16日、三瓶の水を守る会には業者に対しても民事裁判を起こしております。現在も係争中です。施設の稼働ではありますが、昨年11月22日を最後にこの6カ月間中止の状態で、うわさでは電力の引き込み線も切られているようです。

以上、大変長くなりましたが、現在までの経緯について説明をさせていただきました。

そこで、管家市長に質問をさせていただきます。

これらの現状を踏まえ、前三好市長から何らかの申し送りをお受けになられましたでしょうか。

現在の市長の所管とともに伺います。

続いて、担当部長さんに質問をいたします。

この愛媛県への支障なしとの回答書はどのような審査過程を経て行われましたか、また判断されたのか、お答えください。

また、現在休止中の本施設について、休止の理由、現在の状況及び今後の対応についてご説明をお願いいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま中村一雅議員からご質問がありました前市長からの申し送りを受けての感想についてお答えをさせていただきたいと思えます。

この問題につきましては、私自身も一市民の立場として気にかけていた問題であります。そして、三瓶住民の皆さんが不安を抱かれているお気持ちは十分理解をいたしております。一方で、ご指摘の産業廃棄物焼却施設につきましては、国からの法定受託事務により県が立地上及び生活環境の保全と慎重な審査をして法令等の基準に適合していると認められた施設であったことから、県による設置許可がなされたものであるとも私理解をしているところであります。

近年、社会全体で廃棄物の減量化や再利用あるいは再資源化などの取り組みが進められている中、全国でも環境汚染に対する不安や立地、建設段階での合意形成での不十分さなど、複数の要因が絡み合ひまして、施設の設置運営をめぐる地域住民の方と行政などの紛争が生じることも珍しくなく、事業者と地域社会との間に良好な関係を構築できるかが重要な課題となっていると思っております。

今後は事業者に対して法で定める手続に入る前に周辺住民の皆さんへの計画の公開や説明等を義務づけるような仕組みづくりが必要になってくるのではないかと、そのように思っております。

先ほどのご質問の中にもありました平成25年8月に三瓶住民の皆さんから県に対して施設設置許可取り消し訴訟が提起され、現在係争中でございますので、個別の事案についてのお答えは差し控えさせていただきたいと思えます。私はこのことを踏まえまして、三瓶住民の皆さんの不安解消に引き続き努力をしてまいりたいと考えている次第でございます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ただいま中村議員のお尋ねの三瓶住民への不安解消のための方策についてでございますが、まず議員ご指摘のとおり設置許可手続の中で県から市に2回の意見照会がありました。1回目は県指導要綱に基づき産業廃棄物処理施設設置等事前協議に係る意見照会でありまして、施設の立地上の支障の有無に関して意見を求めるものでございました。

県では指導要綱の中で特に立地に関する基準を別に定め、事業者が施設の設置や変更をする際にはこの立地の基準を遵守することを求めています。県が定めた保管、積みかえ施設及び処理施設の立地に関する基準では、立地に関して自然環境の保全や災害防止などのために保全を図る必要があるため、設置除外指定地区及び地域が示されております。

このことから、市といたしましてはこの基準により1、自然公園特別地域、2、保安林及び保安林予定森林、3、保安施設地域及び保安施設地区予定地区、4、河川区域、5、急傾斜地崩壊危険区域、6、砂防指定地、7、地すべり防止区域などの確認を約2週間をかけて行った上で、施設の立地上の支障はないと考えます。なお、関係法令を遵守し、周辺地域の環境、特に宇和町郷内地区及び三瓶町津布理地区に十分配慮されるようお願いいたしますと回答をいたしました。

2回目は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る意見照会でありまして、生活環境保全上の見地から意見を求められるものでございました。それに対しましては、事業者が自主的に関係法令を遵守することはもとより、周辺地域の生活環境、特に宇和町郷内地区及び三瓶町津布理地区の生活環境が適正に保全され、良好な状況に保持されることを求めますと回答をしております。

また、議員ご質問の中の、市が郷内地区に説明をし、同意書を求めたとのことですが、市が事前に郷内地区に説明したことはございません。事業者が県の定めた指導要綱に基づき独自で郷内地区に説明され、同意書を求められたものでありまして、市は関与をいたしておりません。津布理地区に説明がなかった理由といたしましては、これまで県及び事業者が説明されてきたとおり、県の指導要綱における関係地域は施設の立地する郷内地区であるとの判断が県にあったものと

考えられます。

これまでの方策としましては、ご質問の中にもありましており県主催の説明会への出席、地元団体主催の説明会での市長の説明、三瓶住民の皆様へ文書により許可に至る経緯や市の立場、考え方についてお伝えをしております。また、関係住民の不安解消に向け、指導監督の徹底及び市への迅速な情報伝達を強く愛媛県にも要望をしてきたところでございます。

さらに、事業者に対しましても、地域住民の皆様の意見はお伝えしているところであります。また、昨年の8月には三瓶の水を守る会と三瓶の水と命を守る女性の会から市道の路面排水の不良により施設等への水の流入を防ぐ要望書が提出されました。市も緊急に9月の補正予算を計上いたしまして、道路側溝側の整備をいたしました。今年度も引き続き工事を進めることとしております。

今後も市の権限により対応できることについては努力するとともに、住民サイドに立って厳しい目で監視し、三瓶住民の皆様の不安解消に努めていきたいと考えております。

次に、中村議員お尋ねの休止についてでございますが、ご指摘のとおり現在施設は休止中で稼働しておりません。6月上旬に事業者へ直接問い合わせをしましたところ、休止の理由については明らかにされませんでしたが、6月1日付で県へ休止届を提出されているそうです。ついでにこのときにまたいつから焼却を行うのかということも尋ねさせていただきました。そのことにつきましては、現在めどが立っていないということであり、再開の時期も未定ということで回答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 管家市長に再質問をさせていただきます。

三好幹二前市長より申し送りは受けられているということで、そういうご答弁でございました。私、今手元に本年5月12日付で三瓶の水を守る会会長松木泰名で西予市長三好幹二様に宛てた要望書をここに持参してきております。ご紹介させていただいたと思います。

今回、市長職の退任に当たり、私たち三瓶の水を守る会として過去4年間の不安、苦しみを解消するべき次のとおり要望いたします。1つ、次期

市長管家氏に対し、しっかりと申し送りをお願いいたします。2、県知事、三好市長は三瓶住民に対して親切丁寧の説明を行うとの約束をしておきながら、私たちには満足のできるものではありませんでした。つきましては、最後の話し合いの場の設定をお願いいたします。3、現在まで県に対しての行政訴訟、業者に対しての民事訴訟を行ってまいりました。添付の準備書面、三好康彦氏の意見書、裁判判例にも記載のとおり、人格権、立証責任が今後の争点であると考えております。つきましては、市としての今後のあり方を後輩に伝授しておいてくださいと、こういう内容でございました。

毎週木曜日に西予市役所の前に朝、三瓶の水を守る会会長松木泰初め数名がこの3年ずっと座り込みを続けております。三瓶住民としても非常に気にかけておることでございます。何とか前向きに行く方法はないものであろうかと、私もそういう思いがございます。

そこで、管家市長、こういう座り込みをしている者たちに声かけをするあるいは何かしら話し合いの場を持つ、そういうことはございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま中村議員がお読みになった3点、要望書、私もこのように三好市長から預かっております。この内容について、全て読んでおるわけではございませんが、これ読まさせていただいて、先ほど言われましたことも含めて検討をさせていただきたい、そのように考えております。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 管家市長、誠実な答弁ありがとうございました。

続きまして、担当部長に再質問させていただきます。

業者は現在6月1日付で休止届を出されているとの答弁でございました。これが万が一再稼働される場合、あるいは転売をされるケースを含めて、再試運転に対するチェックはどのようになされるのでしょうか。愛媛県への対応とともに、市側の対応についてお伺いいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 今ほどのお尋ねの前に1つ、先ほどの質問の中で言い落としておることが

ありますので、説明をさせていただきます。

業者と市の対応についてでございますけど、市としまして設置許可の取り消しや施設の撤去などを求めることはできませんが、かねてから勇退をされました三好市長が提案されておりますとおり、地域住民と事業者が良好な環境の維持及び向上に関する事など、施設稼働に係る安全管理の協定を結ばれるということでありましたら、双方の間に入り、調整をさせていただくことは可能かと思えます。そのことによって市も市民と事業者との間に介入することが可能になるのではないかと考えております。

それから、先ほどの再稼働の場合のご質問でございますが、事業者は休止期間の長さに関係なく、再稼働する場合は再開に関する届け出を県に提出しなければなりません。その際、法律上の規定はありませんが、県としては現地を立会し、維持管理状況などの確認を行うと聞いております。市としては、その際には県に対し立会の申し入れを行う考えでございます。

また、施設が転売される場合でございますが、事業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4に基づき、施設の譲り受けの許可申請を県に提出し、許可を受けなければなりません。なお、このことについては県の許可権限となりますので、詳細な手続及び審査については把握は市のほうではしてはおりませんが、必要であれば愛媛県に問い合わせをすることは可能であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 今後は三瓶住民の不安解消に向けて努力していただくとのお約束をいただきましたので、この件に関する質問を終わらせていただきます。

次に、生活困窮者自立支援制度について質問をさせていただきます。

今般、安倍政権下のもと消費税の増税が見送られ、社会保障に充てられるはずであった財源が期待できないことから、福祉の切り捨てが行われるのではないかという危惧がございます。先月23日の愛媛新聞におきましては、生活困窮者自立支援制度1年、県内の相談目標の半数との記事がありました。西予市は相談受け付け件数65件、人口10万人当たりの件数14.1人、県下で4番

目の順位でありました。断トツに多い東温市においては市社協に相談窓口の運営を委託、市社会福祉課は相談の多い理由は関係機関のスムーズな連携を上げ、高齢者に関する相談を受ける地域包括支援センター、障害者の基幹相談支援センターなど、情報共有しやすい環境できめ細やかな対応しやすい背景があるのではという説明でありました。

県下で相談件数が4番目に位置することは、ややもすれば潜在相談者はまだ多いのではないかというふうに私なりに感じております。また、最近の生活保護者の増加にはお年寄りの単身世帯が多くなったことが原因の一つであり、西予市におきましても65歳以上のお年寄りが人口に占める割合、いわゆる高齢化率が40%を超えたとの記事も目にいたしました。

今後ますます高齢化するであろう西予市での本制度の相談窓口、制度のPR方法、潜在支援者の把握についてご説明をお願いいたします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 西予市の相談受け付けの窓口、制度の説明、PR方法、潜在支援者の把握についてお答えをいたします。

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行され、当市においても平成27年度より生活困窮者の支援窓口、また福祉の総合窓口として福祉事務所福祉課に福祉総合相談センターを設置しております。

制度のPR方法といたしましては、ハローワーク等関係機関へチラシを配布、広報紙へ掲載、市内の公民館に出向いて巡回相談、また各民生児童委員さんを訪問し、制度の説明を行っておるところでございます。

潜在支援者の把握につきましては、各民生児童委員さんを訪問したときや要保護児童対策地域協議会からも情報を提供をいただいて、潜在支援者把握に努めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 ご答弁ありがとうございます。

これでこの件に関する質問を終わります。

最後に、今月号広報せいでマニフェスト2012最終評価の公表がなされておりました。42の政策提言、内部評価、市民評価がされ、市政運

営においてはどれも欠かすことのできない案件であり、前三好市長さんを初め、関係者並びに担当職員の方々の４年間のご努力に対し、深く敬意を表するものであります。

この中から何点か質問をさせていただきます。

まず、５番の国道３７８号線整備、道路拡張、蔵貫三瓶バイパスの要望活動についてであります。

市民評価２．４、内部評価３．０の箇所です。道路拡張につきましては逐次理解できますが、蔵貫三瓶バイパスの要望は町村合併からの要望でありますし、大型活魚車の通行などすれ違い時の回避に不便を来しております。１１番の防災道路の整備とも関連し、地震、津波、万が一の伊方原発の過酷事故における避難道路としましても早急な整備が必要と考えております。隣の八幡浜市の要望は県を通して国への要望がよく報道されております。三瓶町は伊方原子力発電所半径２０キロ圏内に位置しており、ぜひ避難道路としての早急な対応をお願いしたいと考えております。

そこでの質問であります、４年間の要望活動の状況についてお伺いいたします。

また、２３番の宇和海水産構想の推進、マリノイノベーション、環境保全、人材育成についてもお伺いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま中村一雅議員からマニフェスト２０１２の最終評価についてのご質問がございました。

質問要旨１、２でご質問がありました国道３７８号の整備に係る蔵貫三瓶バイパスの要望活動、防災道路の整備についてお答えをさせていただきます。

現在、西予市分の改良率は６８．６％となっております。国道３７８号の整備促進につきましては、八幡浜市、西予市、宇和島市で組織をしております国道３７８号八幡浜宇和島間整備促進期成同盟会がございします。現在、八幡浜市長が会長、西予市長が副会長、西予市議会議員が会計監事、西予市議会産業建設常任委員長が委員、建設課長が監事の役職にそれぞれ就任し、毎年要望活動を行っております。また、この会には南予地域の７名の県議会議員の方々も顧問となっていていただいております。

同盟会の活動内容でございますけれども、例年

７月の下旬に定期総会を開催し、その後、県知事及び県議会議員への要望、国土交通省四国地方整備局への要望活動等を行っております。１０月から１１月にかけては毎年２回、全国的な大会に参加をいたしまして、予算配分の拡充も訴えているところでございます。

同盟会の要望事項といたしましては、ご質問にございました蔵貫バイパス（仮称）の新規採択を掲げて活動を展開中でございます。この事業の新規採択につきましては、平成２０年度の同盟会の要望事項として正式に取り上げていただいております。西予市の三瓶町の有網代から蔵貫の間が台風時に高波被害や長雨による裏山の崩壊などでたびたび通行に支障を来しております。

ご質問の中でご指摘がございましたように、原発事故及び南海トラフ巨大地震を想定した際の早期避難や病院搬送、物資輸送等の面でも防災道路としての位置づけ、役割が大きいことなどから必要性を訴えているところでございます。現在のところ、県当局の財政事情もあり、残念ながら事業の採択には至っておりませんが、引き続き今後も連携して要望活動を継続していくこととしております。

なお、西予市では愛媛県市町道路整備促進期成同盟会を初めといたしまして、９つの同盟会に加入をいたしまして、それぞれ要望活動も展開しているところでございます。

また、ご質問いただきました防災道路、車道、いわゆる車が通行する道路とは違いまして、少し趣旨とは違うかもしれませんが、関連があると思われますのでご紹介をいたしますと、東北大地震における津波対策として平成２４年、２５年、県のほうから２カ年の事業ではございましたけれども、２分の１の補助を受け、３９件、約５、１００万円の避難道路等の整備を行っております。

これにつきましては、県の補助２分の１でございますけれども、残りの２分の１につきましては市のほうが負担をして実施をしたところでございますけれども、避難道路ということで里道の舗装ですとか避難をしやすいように手すりをつけたりですとか、それから避難所の拡張を行ったりですとかというような形で取り組みを実施したところでございます。県の事業は２カ年で終わりましたが、その後、市単独で継続して事業のほう

を多少ではございますけれども実施をしております、26、27で15件、600万円程度の事業を実際に実施をしております。関連があらうと思われまので、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 再質問をさせていただきます。

平成28年度の国道378号線の事業計画と西予市の要望予定はどのようになっていますでしょうか。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 再質問がございました国道378の改良計画でございますけれども、平成28年度今年度、宇和土木管内の工事は現在のところ23件、工事金額にいたしまして約2億6,400万円が計上されている状況となっております。そのうち378に係るもの4路線、5,076万円の予定となっているようでございます。

先ほどの質問とも関連いたしますけれども、378の改良につきましては今後とも市としても県のほうにも強く要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 失礼します。先ほど最初に質問させていただきました23番の宇和海水産構想の推進の推進、マリンイノベーション、環境保全、人材育成、これについてのご回答をいただいていないようでございますので、お願いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 申しわけございません。

マニフェスト2012の最終評価の分の宇和海水産構想の関係について答弁を抜かしておりましたので、改めてお答えをさせていただきます。

現在、水産業が抱える課題として水産物の国内消費の減少、漁業従事者の減少、高齢化、若い世代の魚離れなど、宇和海地域においても漁獲量の減少が起きております。魚価の低迷など、水産業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。

こういったことから、水産物の安定供給、所得向上を目指すことを目的といたしまして、宇和海に面している関係者で宇和海水産構想の策定を行

いました。平成23年8月に推進協議会を設置し、ご質問にございましたようにマリンイノベーション、環境保全、人材育成の3本の柱により活動を行っているところでございます。この推進協議会の会員構成は宇和島市、宿毛市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町、各漁業協同組合、各商工会等、水産関係事業所となっております。

主要施策のうち、マリンイノベーションは生産、地域資源の再評価、加工場の発展、流通システムの開発、販売促進、漁村と都市の交流、産学官民連携の推進、研究開発の一貫したシステムの構築、宇和海水産構想の推進機構の設立を目的としておりまして、平成27年度の活動実績といたしましては水産イノベーションの創出と水産クラスターの形成としての講演、講義、第13回シーフードショー大阪への参加を実施いたしております。

次に、環境保全については、宇和海環境の維持保全と漁場再生、森、川、海の一帯管理、エコタウン宇和海づくり、災害に強い沿岸域の整備となっております。平成27年度活動実績といたしましては宇和海沿岸清掃を行い、その漂着物による創作品を展示し、環境の維持として取り組みをしたところでございます。

次に、人材育成といたしましては、専門教育の推進、地域還元型人材育成、魚食教育、食育の推進、自然学校の設置を目的としておりまして、平成27年度の活動実績といたしまして水産イノベーションスキル習得講座の開催、お魚のさばき方教室の開催などを行っております。

以上のように、それぞれの活動を見ましてもまだまだ未熟でございますし、目的といたします産学官民一体となった取り組みを行うことで低迷する水産業の苦境を打破し、宇和海水産構想の実現に向けた取り組みを展開しているところでございます。

直接的に目に見えた効果はまだまだ出ておりませんが、今後も全体的な底上げのために、また宇和海沿岸域に携わります一自治体として継続して参加をしていきたいと思っておりますし、また活動も続けていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 3点の分割質問についてお答

えをいただき、まことにありがとうございました。

西予市議に選ばれました以上、西予市全体の発展に資すること、お役に立てることが使命だと考えております。しかしながら、新人でございますので、知識、経験ともに不足いたしております。今後一日一日学びつつ、糧として頑張っていきたい所存でございます。

市長を初め理事者の方々、他の西予市議の皆様、そして傍聴に来られているの方々、西予ケーブルテレビをごらんの方々、今後ともご指導、ご鞭撻をいただけたらと思います。これで一般質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前11時05分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、17番小野正昭君。

○17番小野正昭君 午前中の傍聴の方がたくさんおられましたけども、昼からは3名の方が残っていただきまして、傍聴していただきますことをまず感謝とお礼を申し上げたいと思います。

質問の前に、先般松山市議会は熊本と交流があるということで定例議会の前に全員で黙祷されたことがマスコミに報道されておりました。西予市もさきのお伊ネさんウオークでは熊本県庁を訪れ、蒲島郁夫知事みずから、またくまモンにも出迎えの歓迎を受け、またその後、平成25年7月9日はご多忙にもかかわらず本市に来市をされ、文化会館でご講演をいただき、その内容も今回の惨事を予期されたように逆境を乗り越えるにはとか、120%の努力と言われたことが印象に残っております。お伊ネさんウオークに参加した一員、また市議会議員の一員として、亡くなられた方々にまずもって心から哀悼のまことを申し上げたいとともに、被災をされました多くの方々に謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復興を祈念をしてみません。

議長の許可をいただきましたので、今回は大きく分けて市長の市政について、選挙について、活性化についての3点につき、通告に準じて質問いたします。

今回の選挙において念願でありました女性議員が2名当選をされ、昨日は宇都宮久見子議員、本日は加藤美香議員が女性の見地から、また華やか

に質問をされましたことは、議場に花が咲き、正直頼もしくもあり、かつうれしく存じた次第でありますと同時に今後の活躍を期待をいたしたいものであります。

今回の質問のトップバッターは最年少議員の宇都宮久見子議員が女性の立場から、また若者の代表として爽やかに質問されました。今回の質問のトリはいみじくも最年長の私となりました。したがって、重複する点が多少あるかと思えますけれども、ご容赦を、お許しをいただきたいと思います。

さて、管家市長、申しおくれましたが、このたびの西予市2代目の市長ご就任に対し、まずもって満腔の祝意を申し上げますとともに、そのことに英断をされ、さらにさまざまなご労苦に対しましても衷心より敬意を表したいと存じます。

また、余談になりますけれども、私たち市議会議員も早くは無投票か少数激戦かと言われておりましたけれども、最終的には25名の方々が立候補され、厳しい選挙戦を勝ち抜き、当選をされました私を含めて21名の新議員の方々に対しましても、まことに僭越ながら敬意と祝意を申し上げたいと思います。

中国の遼寧省大連旅順というところに水師営という場所があります。この地は111年前乃木大将と当時のロシアのステッセル将軍が会見されたところであることはご案内のとおりであります。そのことを記念して明治43年尋常小学校唱歌第10課の中に水師営の会見という唱歌があります。何が言いたいかと申しますと、激戦を勝ち抜かれて当選した21名はその唱歌の第4番目に歌われていますとおり、まさにきのうの敵はきょうの友であります。

私たち市議会議員の役割は行政のチェック並びにその行動に対して厳しい目を光らせるのは当然でありますけれども、議決とさらにまた地域の代弁者として行政の職員とともに市政の進展、福祉の向上、民生の安定だと私は思っております。そのことに対しましても、管家市長も我々も市議会議員も選良されたこの4年間、市民の方々の負託に応えるべく懸命の努力をせねばなりません。

そこで、まず市長にお伺いをいたします。

前三好市長から引き継いだ後援会の確認と、組織の拡充のために努力されたことと拝察いたしますが、現在の心境及び心構えについてまず西予

市面積514.8キロ平方及び約1万8,400戸の感想についてお伺いをしたいと思います。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま小野議員からのご質問で対しましてお答えをいたします。

514.8平方キロメートルという数字は愛媛県で久万高原町に次いで2番目に広い面積を誇る町でありまして、昨日もお話をしたわけですが、私は立候補を表明して市内を回らせていただきました。その中で感じたことが空き家、そして耕作を放棄された田畑の多さ、それと子供の元気な声を聞く機会が少ないなというものであります。

ずっと回っていますと、道路がいろんなところにめぐらされておりまして、聞くところによると市道の総延長は約1,200キロで、この距離というのは四国八十八カ所巡礼の距離とほぼ同じであると。そして、海拔ゼロメートルから1,400メートルの生活の厳しさも感じました。買い物に対する大変さ、買い物難民という言葉もありますが、それと医療、集落によりましては集落の自治そのものが困難な、そういう状態のところも見えてまいりました。

しかし、市内にはまだ元気な若者がおられる地域もございますし、そしてこの地域をどうにかしなければならぬとって頑張られている壮年世代、そして生き生きと、このままじゃいけんで、市長さん頑張んなはいよと励ましていただくご婦人にも私会いました。都会から帰ってきたんです、ふるさとはいいですね、すぐ地域の役員になりました、私たちを利用してくださいとの声も聞かせていただき、その声に応えなければならぬな、そういうふうに思った次第です。未来へ光をとすためにはそう長い時間はないな、早い段階でその声、そして今の西予市の未来へ向けていろんなことをしなければいけない、そのように感じた次第でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 まず市長に西予市を回っていただいた心境、心構えについてお聞きをしましたけれども、中でご婦人の方から頑張って入んなはいやという声を心に刻んだと言いますけれども、その方々の声を心としてこれからも市政の運営に当たっていただきたいなと、このように思います。

次に、2番目の質問でございますけれども、無

投票当選をされた心境と心構えについてお尋ねをいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 小野議員から無投票当選の心境と心構えについてのご質問でございましたが、今回私は無投票当選ということになりました。私をご支援、ご支持いただいた後援会を初めとする各種団体、そして機関、支持者の皆様の厚いご支援のおかげであると考えております。

無投票で当選させていただきまして、私に対するご期待と、それと私の能力を見きわめたいとお声をいただいたのかなとも思います。このことにより、私としては市民の皆様からの思いをしっかりと受けとめる大きな責任を感じるとともに、西予市政の維持発展に向けて、その負託にしっかりと応え、与えていただいた任期4年間の市長としての職責を全力で努めてまいる、そういう覚悟でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 無投票当選の心境と心構えについてお伺いしましたけれども、多くの方々から能力を見きわめていただいたという答弁でありましたけれども、私は昨日の6月10日の定例会の所信表明の冒頭の挨拶で無投票当選をさせていただいたことは声なき声を真摯に受けとめと市長は所信表明をされました。この無投票当選は私はまことに怖い選出であると思います。なぜならば、そのことは市民の信任、不信任の数字がわからないのです。ですから、その動向がわからない以上、まことに大変責任の重い当選だと私は自覚をし、思っております。

次に、5月27日の臨時議会で市長は二元代表制にも触れられました。議長も就任の挨拶で行政と議会は車の両輪としてと述べられておられました。日本国憲法第93条には地方公共団体の長、その議会の議員及び法律で定めるその他の議員はその地方公共団体の住民が直接これを選挙すると明記されております。また、その背景にはイギリスの君主制からなる一元代表制議員が首長を選ぶ仕組みが腐敗を生じたため、アメリカにおいて行政と政治の分断が議論をされ、生まれたのがこの二元代表制であります。

そこで、市長に二元代表制の理解と対応についてお伺いをいたします。

○議長 管家市長。

○**管家市長** 二元代表制に関しまして答弁をさせていただきます。

先ほど小野議員が言われたとおりでございます、二元代表制は地方公共団体においてともに住民の直接選挙で選ばれた議決機関である議会と執行機関である市長の2つの代表機関を示すものであると思います。

住民を代表する議会と市長が対等の機関としてそれぞれの機能と権限の中で相互に牽制と抑制を図りまして、均衡と調和を保ちながら、お互いの関係を保ちながら自治体の事務を公正、適切かつ円滑に遂行していくことが二元代表制の本旨であると理解しております。これは理事者及び補助機関たる職員も私は同様であると考えているところでございます。

○**議長** 小野正昭君。

○**17番小野正昭君** 私は二元代表について、さきの三好市長のときもたびたびこの質問をいたしました。二元代表で車の両輪、これは当たり前のお話ですけれども、同じ車ではなしに自転車の両輪のような感じがいたしてなりません。と申しますのが、自転車の前輪が行政、後輪が議会、しかもサーカスの自転車のように後輪が小さいんです。これでは我々の議員としての研さんもさることながら、やはり行政の市長以下職員の方々も議会の車の両輪のようにお互いの幅でお互いの大きさをスムーズに回るように、市政の運営、市議会のほうにも配慮していただきたいのと、このように申し添えておきます。

次に、市長の公約について質問をいたします。

さきの山本順三君を励ます会で口には出してはいませんでしたけども、恐らく山本代議士は懸念として地方にとって厳しくなるのは確かだと思うが、しかしながら福祉は政権与党としてしっかり守らなければならない、このように発言をされました。このことは福祉目的税として平成24年3月30日、当時の民主党内閣野田総理と自民党、公明党の間で社会保障の税の一体改革に関する3党合意で3年後引き上げと決定された消費税、これが27年4月10日、実施が2年半延長されたのはマスコミで報道されたとおりであります。

国民は市民は正直言って増税は反対であります。少子・高齢化は待ったなしであります。医療、介護、子育て、福祉の充実のための財源が困難である中、市長は講演会のチラシの中で福祉の

経験をまちづくりにと書かれておられますが、どのようにされるのか、福祉の経験をまちづくりにと具体的にはどのように考えられておるのか、2番目を先にお伺いをしたと思います。

○**議長** 管家市長。

○**管家市長** 最初に消費税のお話を小野議員さんのほうからしていただきましたが、確かに8%から10%に上がる上がらないで西予市に入る消費税の収入というものは違ってきますし、それを福祉に目的に使える使えんというのは大変大きな問題であるとは思いますが、国としても安倍首相が消費税を上げることによる税収の落ち込みをなくして、アベノミクス等によりまして税収を上げて、その上がった税収の中で社会保障関係に対しての手当てをするというようなお話もあったように記憶しておりますし、消費税としていただく分と交付税の中に含まれる部分がございまして、交付税の拡充、そういうことに対しまして市長会等を通じて要望をしていきたいのと、そのように思っております。

福祉の経験をまちづくりにとは具体的にどのように考えられているかというご質問でございますが、私が福祉現場で教わったのは利用者第一ということ、そして仕事はチームで行うということ、そして変化をキャッチするというものであります。やっぱりこのことを行政の中で生かしていきたい。利用者第一というのは市民第一、市民の目線であると思っておりますし、チームで行うということは職場内での報・連・相の徹底による情報の共有化というものが大切になってくると思っておりますし、変化というのは世の中の動向を、特に国、県が示します施策等の動向をつかむということが大切であると思っております。

また、民間であります社会福祉法人で私働いております、事業継承のためにはある程度の収益を考えておりました。西予市に置きかえると、市民の皆さんの要望は真摯に受けとめますが、財政負担能力や必要性を総合的に検討して、中・長期的な展望に立った物の考えの中で予算の計上に努めてまいりたい、そのように思う次第でございます。

まちづくりは住民の皆さんと行政の共同作業でもあると思っております。可能な限り行政は黒子に徹すべきであると思うわけでございますけれども、しかしながら自主財源の乏しい西予市は国、

県の補助金、そして交付金制度を活用してまちづくりを推し進めなければなりません。いつの間にか行政主体になることが危惧されます。そのようなときに少ない自主財源から地域交付金制度を今現在前市長からつくっていただいておりますので、この活用、これを生かした中で地域の独自性というものを出せる、出していただいたら、そういう働きかけを強めていったらというふうに考えている次第でございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 市長は福祉のプロですので、その辺のところはよく理解をし、またよくわかっていることだと拝察をいたします。

家庭につきましても、お父さんの収入がないのにあれもしたい、これもしたい、これもうわかり切ったことですので、まずやはりしっかりとした財源保障のもとで市長の経験豊富な福祉のほうに目を向けて、また推進をしていただいたらなと、このように思っております。

次に、市長の最後の質問ですけれども、市長の所信表明の4番目に企業誘致による産業の創出、稼ぐ力の向上、農林水産業の進展、第2次西予総合計画及び基本計画を中心に市政の進展に努めると、このように発言をされておりました。

そこで、3番目の当市の基幹産業は第1次産業が主体であると言っても過言ではありません。これらの感想と今後の施策としてどのようにこれに対応され、推進されるのか、お伺いをいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 ただいま第1次産業に関することでご質問がございましたが、市内で生産したものを市外で売って、その利益を市内で流通させる産業が基幹産業であると認識をしております。

ご質問で触れていただきましたように、当市におけるかつての基幹産業は紛れもなく第1次産業でありました。しかし、時代の変遷、世の中の仕組みが大きく変化し、かつての産業形態だけでは分類が難しい状況が起きていること、稼げる状況が揺らいでいることもまた事実であります。

現状を捉えたとき、第1次産業が置かれている状況は非常に難しいことはご承知のとおりであります。それは当市だけに限らず、第1次産業が国内全域で今置かれている状況が厳しいことにほかなりません。少子・高齢化、後継者不足、国の施

策の先行き見通し、どれを取り上げても非常に厳しいものがあります。しかし、この状況は第1次産業だけにとどまるのではなく、産業全体が抱えている問題でもあります。

さまざまな条件がそろわない小さな市が大きく仕組みを変えていくことは難しい側面がありますが、過去の第1次産業だけに頼る状況から都市との連携、企業との連携、流通や販売に関する部分の見直し、2次産業、3次産業、6次産業をも巻き込んだ新たな取り組みを模索しながら進めていくことにより第1次産業が本来の稼げる産業になることができるよう取り組みたいと思っております。

もちろん前途は厳しい状況にあることは申し上げるまでもございせんが、さまざまな情報を分析活用しながら推し進めたいと思っております。抽象的ではありますが、そういった目標を掲げて推進をしていく覚悟でございますので、議会におかれましてもよろしくご指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 市長の答弁で第1次産業を基盤として稼げる産業を興したい、2次、3次、6次と言われましたけれども、まさにそのとおりだと思います。

ご案内のように西予市はゼロメートルから1,400メートルの高低差があります。そこには古来からの伝統文化もありますし、産業形態もおのずから違います。その辺のところをよく周知をし、また職員の英知を結集して、まずは基幹産業である第1次産業に目を向けていただきたいなと。この件につきましては、また後日細かく各論的に質問させていただきます。

まことに僭越なことを言います。前市長は三好市長、愛称を親愛を込めてかんちゃん、このように言っておりました。先ほど言いましたが、まことに失礼ですけれども、市長新任に当たって私はかずさん、このように呼ばせたいと思います。どうかかずさん、ぜひ今の新鮮な頭脳でこの西予市の約4万人、1,400メートルからなる高地まで目を配って頑張ってくださいなと、まず最初にこのことを申し上げておきたいなと、このように思います。

それでは、次に選挙についてお伺いをいたします。

選挙についてでありますけれども、関連がありますので、平成16年、20年、24年に執行されました投票率と投票日直近の高齢化率並びに2番の今回執行された投票率及び直近の高齢化率についてまずお伺いをいたします。

○議長 宇都宮選挙管理委員会書記長。

○宇都宮総務課長 今ほどご質問のありました西予市議会議員選挙におけます過去の投票率と高齢化率についてお答えいたします。

合併直後でありました平成16年5月16日に執行されました市議会議員選挙、こちらの投票率は89.61%であります。その当時の高齢化率でありますけれども、こちらにつきましては32.9%でありました。以下、説明をいたします高齢化率ですけれども、それぞれの選挙年の4月末の高齢化率ということでご了解いただけたらと思っております。

次の平成20年4月27日に執行されました市議会議員選挙では、投票率83.93%、高齢化率は35.1%になっております。また、4年前の平成24年4月22日に執行されました市議会議員選挙におきましては、投票率76.81%、高齢化率36.7%となっております。また、今回の28年4月24日に執行されました市議会議員選挙、こちらの投票率であります、74.75%、高齢化率ですけれども40.7%となっております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 先ほど今書記長のほうから数字をお聞かせ願いましたけれども、皆さんお聞きのとおりやはり投票率と高齢化率は相反して投票率は下がり、高齢者率は上がっておるのがこの西予市の現状なんです。

そこでお伺いをしますけれども、もう一つ、今回執行された期日前における5町の全体の投票率、これをお伺いしたいと思います。

○議長 宇都宮選挙管理委員会書記長。

○宇都宮総務課長 今ほどご質問のありました期日前におけます5町及び全体の投票率でございますけれども、期日前投票期間におけます投票率、明浜町25.45%、宇和町が32.82%、野村町が24.99%、城川町が31.63%、三瓶町が34.41%となっております。西予市全体では30.61%となっております状況でございます。

す。

以上、回答とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 なぜこの件をお聞きしたかと申しますと、前に市長さんにもお尋ねをしたように西予市面積514.8平方キロメートル、約1万8,400、こういうふうな地域に市民の皆さんは点在をされているのであります。

高齢化率が年々上がっているのはもう先ほどの数字でご案内のとおりですし、またこの投票率が下がった大きな原因は、なぜか投票所の縮小、具体的に言えば人口の少ないところに臨時投票所を設けて、人口の多い地区に要望しても聞き入れてもらえなかった現状があります。

三瓶町はまだしも、野村町の方々の話を聞きますと顕著な地区で、議長もよくご存じだと思いますけれども、例えば貝吹の奥のほうの方々が投票するというと、大和田幼稚園、あそこへ行くわけです。そうすると、やはり高齢化世帯、特に独居老人の方々は行きたくても行けんです。そういうふうな現状があります。それは先ほどお聞きをしましたように投票率の低下と高齢化率が高くなっていること。これはもう年々こうなっていくのではないかと思います。

そこで、これもそういう意味からしますと、選挙に対する啓蒙と投票率向上が選挙管理委員会の使命だと思いますけれども、これについてどのようにお考えか、まず先にこれをお伺いをします。

○議長 宇都宮選挙管理委員会書記長。

○宇都宮総務課長 こちらにつきましては、ただいまそれぞれのところで現状高齢化率が進んでおるというところについては十分理解をしておるところであります。

そういうふうな中で高齢化率と今後の対応というところでもありますけれども、現在選挙管理委員会の事務局では書記長のもとに専任の書記兼選挙係長1名、そして兼務の書記7名、各支局に兼務の支局長と書記を1人ずつ配置をしておるところであります。合計17名の体制で事務を行っておりますというところでもあります。

選挙に関しましては公職選挙法に基づく専門的な知識が求められ、各事案には解釈に検討を要するようなものも多いということで理解をしておりますので、慎重に対応をしていく必要があります。事務の効率化につきましては、職員体制であ

りますとか事務分担について見直しをしながら、きめ細かな対応ができるように進めていきたいと考えておるところであります。

それぞれの高齢化に対する状況でありますけれども、これにつきましては今現在も通常のときから生活交通バスでありますとかデマンドタクシーのような運行を行っております。この期日前の期間中につきましては、期日の投票所、こちらのほうが次の参院選におきましては15カ所の期日前の投票所を準備するというようなところも考えておるところであります。こういうふうな期日前投票所の利用、また先ほど申しあげました交通バスでありますとかデマンドタクシー等のご利用も十分いただけたらと思っておるところであります。

また、投票所内におきましても、簡易スロープの設置でありますとか低い記載台の準備でありますとか、高齢者に配慮した投票所の運営を心がけておるところであります。また、ささいなことではございますけれども、高齢者の方々に対して親切丁寧な声かけの対応、例えばゆっくり話すでありますとか、また急がせないでありますとか、穏やかな口調で話すとか、そういうふうな具体的なところも指導をして選挙事務の従事者に徹底してまいっておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 そつのない答弁です。

前後しますけれども、このたび選挙管理委員会の委員の方が任命されましたけれども、この地区の内情をよく知っとるのは地域の区長さんや役員さんなんです。そこに選挙に限らず声なき声が潜んどるんです。これが真実です。ですから、これは今後選挙管理委員さんが機会があれば区長会なり役員会なり出向いて、そういう生の声をぜひ聞くように努力していただきたい。これが一つの投票率向上のアップの要因になるのではないかなと、私はこのように考えます。

それで、順序が逆になりましたけれども、選挙管理委員会の事務の効率化と今回の対応なんですけれども、先ほど書記長さんは上手言われましたけれども、今回の選挙をしまして、例えば押し問答のマニュアルがあるかどうかというふうなことをまず私思ったんです。こういうときにはこう答える、ああいうときにはこう答えるということが皆さん周知されているのかどうか。例えばいい例

が、体の不自由な人と足の不自由な方が車椅子を貸してくださいという問いかけがあって、選挙担当者に聞きますと、ちょっと待ってやんなはいやと。これでは本当に選挙に対する啓蒙が職員まで伝わってるのではないかなと、こういうときにはこうだという即座の対応をぜひしてもらいたいなと。

それと、市議会議員の選挙時にはふだんの人員よりか経験者を臨時的にそこへ配置をしていただいて、どういうことにでも対応できるようにしていただきたい。私は3回やりましたんで、町会議員はやっておりますので、大体のことはわかりませんが、それにしても様式、収支報告なんかでも年々変わります。ましてや新人の方々が立候補の手続、特に煩雑なのが大切なのがこの収支報告、これについてもなかなか煩雑で手間取った方が多いのではないかなと思うんです。それに対応する体制が果たして満足かなというたら恐らく不満な議員さんらがおいでになるのではないかなと、このように拝察をいたしておりますので、今後は選挙時には、普通の年は要りません。市議会議員の選挙時ぐらいには経験者を臨時にそこへ配置をするような配慮をしていただきたいなと、このように思いますが、いかがですか。

○議長 宇都宮選挙管理委員会書記長。

○宇都宮総務課長 先ほどおっしゃいました中の関係ですけれども、啓蒙の中の一つというところの中で各地元のほうのお声をというようなことがあったかと思います。

まず、その関係なんです、選挙管理委員会ですけれども、選挙管理委員会は選挙に関する事務の管理のほかに選挙が公明、そしてかつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通して有権者への啓発に努めることでありますとか、投票の方法、また選挙違反等について、選挙について必要と認める事項を有権者によく知らせるというようなことも重要な職務であります。そのため市内の状況を見聞きし、具体的な啓発活動についてそれを実際に具体的ににつなげていくということは重要なことだと考えております。区長会等の会合に出向きましてご意見等をお聞きする機会を持つよう、また選挙管理委員会の中でも検討を進めてまいりたいと考えております。

また、職員の対応の関係ですけれども、先ほど申しあげましたとおり通常の日々の中では兼務を

した職員が多いわけなんですけれども、そういうなかでも具体的なところでこういう場合にはというところは実際に説明をしたりというところをしておるところなんですけれども、具体的なものになりますと非常にその状況状況が法の中ではきっちりしたところがありますけれども、解釈等々を含めまして微妙なところもデリケートなところも多いかと考えております。そういうなかで確実に正しい判断ができるというところの中で確認をとりながら進めておるというところでもあります。

これから職員の増員等についてはどういうふうな形になるのか、そこにつきましては十分こちらのほうでも検討をさせていただいて、また調整をさせていただいたらと思います。人事の関係になりますので、ここで即答は申し上げることはできませんけれども、そういうご意見があったというところは受けとめておきたいと思います。

以上です。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 まだ申し上げたいことはあるんですけど、余り突っ込みよるとまた教育的指導が入るかもわかりませんので、努力をしていただくということで解釈をしておきます。

次に、さきのどなたが言われたんですか、重複するかもわかりませんけれども、今度の宇都宮議員ですね、6月22日公示、7月10日投票の参議院選挙、当市の新たな有権者数とその啓蒙及び投票率の向上にはどういう対策をされているのか、お伺いをします。

○議長 宇都宮選挙管理委員会書記長。

○宇都宮総務課長 公職選挙法の改正によりまして選挙権の18歳以上への引き下げに伴いまして、西予市では先般のご回答いたしましたけれども、新たに男女合わせまして591人の方が選挙人名簿に登録をされるというような見込みになっております。

新有権者に対する選挙啓発及び投票率向上のための施策につきましては、市内各高等学校の授業に合わせまして出前講座としまして県選管で作成しておりますリーフレットを利用した選挙制度の説明、また本物の投票箱や記載台を実際に学校に持ち込みまして、本番さながらに模擬投票の実施等をやっておるというところでもあります。

また、愛媛県選挙管理委員会では18歳選挙権に関します特設サイトも開設をされたというよう

に聞いております。ホームページ上での情報発信の強化を図りまして、全体的に申しますと成人式において明るい選挙推進協会が発行いたします新有権者向けのパンフレット等を配布するなど、啓発と投票率向上にも今後も努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 確かにそのとおりでありますけれども、ご案内のように今回から18歳以上ということになりましたら高校生、特に大学生もその数に入るわけです。そうすると、ここまでつかんどうかどうかわかりませんが、大学生の場合、籍は西予市に住民票を置いて体だけ大学へ通うという方が多々あるのではないかなと。

民法では住所は本人の生活本拠をもって住所とみなすと、このようになってますけれども、恐らく住所はそのままにして向こうで学校へ行ったり、こういう方の数があればあるほど投票もしにくいし、投票率が下がるのではないかなと思うんです。分母はふえますけれども、そういうことになりますので、その辺の対策はどうされるのか、1点だけお聞きをします。

○議長 宇都宮選挙管理委員会書記長。

○宇都宮総務課長 今ほど小野議員のほうからありましたとおり、実際例えばですけども、松山等西予市外のところに大学等行かれておるにもかかわらず、市内に住民票が置かれたままという方もいらっしゃるのかと思っております。そういうところも理解はしておるところですけども、学生の方で住民票を親元、西予市においたままの状態、それでいて西予市を離れて大学や専門学校等に就学のため、下宿でありますとか寮でありますとか、そういうところに居住している場合、こちらにつきましては選挙人名簿に登録されるべきでなかったものと扱われまして、西予市で投票はできないことになっております。これは学生の住所はその下宿等の所在地にあるものと認められるという最高裁の判例によるものであります。

選挙管理委員会といたしましては、選挙啓発チラシにおいてその旨を周知することとしております。そして、その中で住民票の異動もお願いしております。選挙権を行使していただくために継続してこの周知を進めていきたいと思

っておるところであります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 現在の日本の民主主義は間接的民主主義ですよね。ということは、政治に国民、市民が関与するのはこの選挙しかないわけですから、その選挙に十分自分の意見が述べられるように、清き一票が投ぜられるような方策をぜひ努力をしていただきたいなど、このように思います。

時間が11分、5分ずつになりました。最後の質問をいたします。

まず、活性化についての1番目、基本的な取り組みについて、現在実施している5町のそれぞれの催しと現状及びその評価と、時間がないので、あわせて今後の方針及び新たな計画はあるのか、この点について伺いをいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまご質問のそれぞれの代表的な催しの現状と評価につきまして、開催時期の早い順に回答させていただこうと思います。

まず、宇和町で行われております宇和れんげ祭りにつきましては、ことしは40回の節目を迎えまして、記念イベントといたしまして米俵担ぎダービーを取り入れ、好評を博したところであります。また、近年レンゲの花が咲かない状態が続いておりましたけれども、今回は一面に咲き誇りまして、来場者の方々にも喜んでいただきました。来場者は約4万5,000人と発表されております。前夜祭で行われます花火大会も非常に好評を得ているところでございます。

次に、城川で毎年7月の第1日曜日に行われますどろんこ祭りでは、泥まみれのユーモアな動きが笑いを誘い、多くのカメラマンの方々を初め、約3,500人の方々が来場していただいております。一時期、応募数が減少しておりました全国かまぼこ板の絵展覧会もことしは9,000点を超え、持ち直しを見せている状況です。

明浜の大早津海岸を会場にビーチバレーやカヤックで海を満喫できるかっぱ祭りは夜には花火大会もあり、来場者は約6,000人となっております。

三瓶町で行われます奥地の海のかーにばるは人間カーリングのほか、ことしで最後となる豚のロ

デオなど、ユニークなイベントが特徴で、夜には花火大会もあり、来場者は約1万5,000人となっております。豚のロデオにつきましては、さまざまな要因が重なりことしで最後となりますけれども、実行委員会で新たな企画を考案されると期待をしているところでございます。

野村町では相撲文化を代表する野村乙亥大相撲が開催され、2日間で6,300人の来場者が来ていただいております。このほか、朝霧湖マラソンは平成26年、27年の全国ランニング大会百選にも2年連続で選ばれるなど、全国的な知名度と高い評価を受けており、年々参加者がふえ、3,000人を超える申し込みがある状況です。また、野村町では定期的に開催される軽トラ市も非常に活発になっております。

このように各町を代表するイベントは市内はもちろん、県内外でも広く知られているものが多く、西予市をPRする上に欠かせないイベントであると評価をしております。今後もマンネリにならないよう実行委員会などで協議して、継続して実施していく考えでございます。

現在開催中の南予博において今後西予市で開催されるイベントといたしましては、SEA TO SUMMITあるいはプレミアムダイニングが予定をされております。昨日も言いましたけれども、市民による自主企画では野福峠でのそうめん流しチャレンジなど、地域色豊かなプログラムが用意されているところでございます。

次に、今後の方針、新たな計画についてでございますけれども、各町で開催されておりますイベント等につきましては大きな方針変更はございません。どの行事もどのイベントも地域の歴史を積み上げ今日まで継続をされてきております。地域が一体となり取り組みを行うためにはその開催範囲も大変重要な部分でございます。継続していくためには大きな変更は難しいのではないかと考えます。地域の方々の理解と協力を得て、よりよいものにしながら開催していきたいというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 市内のそれぞれの5町のイベントにつきましては、各担当者やそれにかかわる方々のご努力のもとにこれが運営され、継続されていることに対しましては敬意を払いいたいと思

います。

特に今度、今答弁がありました三瓶町のメインでありました豚のロデオがいろんな関係で来年から廃止ということは、市議会議員としてはいろいろな立場がありますのでコメントは避けますけれども、やはりそれに努力をされた関係者、特に養豚業者の方々には心からご慰労と感謝を申し上げたいと、このように思っております。

それで、次に関連がありますが、活性化のせいで地域づくり交付金事業について、最後の質問になります。

事業の経緯並びに現在の状況、これ手上げ方式、これが1番目との関連がありますので、あわせてお伺いをさせていただいたらと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 小野議員にお答えいたします。

時間が5分しかありませんので、コンパクトにご答弁申し上げたいと思います。

地域づくり活性化についての事業内容とこれまでの経緯に関するご質問がございましたが、平成23年度から始まりましたせいで地域づくり交付金は平成28年度から新たな制度設計のもと、地域初せいで地域づくり事業として再スタートしたわけでございます。

海、里、山のある多様な当市において一律の行政サービスだけではなかなか対応できない部分も当然多うございまして、住民の主体的な地域づくりが実践されることによりみずからで住みたい町を形成していく必要があるものと、こう考えております。また、住民から陳情、要望に対する行政依存体質を是正していくためにも協働による地域づくりが必要な時代となってきてまいります。さらに、国や県から施策の落とし込みといった行政主導のまちづくりの手法では、将来にわたって持続可能な地域社会を形成していくことは困難だと各方面からも指摘されていますし、私どももそのように認識しているところでございます。

そのような考えから、市内においても分権改革が必要であるという考え方に基きまして財源と権限の一部を地域に移譲することにより自分たちの地域を自分たちでつくり上げていく住民自治の形成を目指しているところでございます。今年度新たに見直した内容につきまして、手上げ型の交付金ということを新設させていただいたところで

ございますけれども、地域の声を聞いてみますともっと意欲的に地域づくりに取り組みたいという声が多かったことから、頑張る地域をさらに応援するという形でこういった制度を検討させて進めさせていただいてきたところでございます。

一方で、地域づくりって何ということは何をすればいいのかわからない、今までそういうことを余りやってこなかったというようなところもございました。どのように進めればよいのか教えてほしいといったような声もありました。このような場合に専門家を派遣することができるアドバイザー派遣制度なども準備させていただいているところでございます。

さて、現在の状況はどうなっているんだというお話でございますが、今年度は都合2回の申請を予定しておりますけれども、5月末と、もう既に終わりましたけれども、8月末の2回ということでございます。既に終わりました5月末の申請状況でございますけれども、12の地域から21の事業、交付金申請総額およそ3,500万円という状況でございます。1回目の予算は基本的に予算総額の半分、1,800万円を予定してございますけれども、事業内容いかんによっては2回目分などを流用しまして、予算の範囲内でこういった事業を採択していく、こういったことを考えているところでございます。

相談会も実施させていただいておりますけれども、地域の意欲や躍動感も感じ取れるような状況になってまいりました。そうでない地域もまだございますけれども、こういった動きがこれからの西予市の地域活性化、さらには地方創生につながればと期待しているところでございます。

○議長 小野正昭君。

○17番小野正昭君 配慮させていただいて、コンパクトに答弁していただきましたが、残りあと1分50秒です。

今後の方針もちょっと触れられたようですので、もう今回は済いませぬ、省略させていただきまして、さきの1次産業の件とこの活性化の手上げ方式については細かくまた機会がありました利用される立場に立って質問させていただきたいなと思います。

1分20秒ですか。最後に答弁いただきました大平部長、平成26年5月1日から総務省よりこの西予市に出向され、大変厳しい中でも持ち前の

頭脳と新鮮なりフレッシュな頭でいろいろなことをしていただきました。本年6月30日には約2年2カ月の在任期間を終えて中央へお帰りになります。こちらのほうに再見されたことを無論本庁で役に立てていただくと同時に、本庁でも西予市にはこういう困ったことがあったから西予市のために少し力になってやろうというふうなことをぜひお願いをして、ご慰労をさせていただいたらなと、このように思います。

また、市長にもいろいろ質問しましたがけれども、中国のことわざに水を飲むものは井戸を掘った人の恩を忘れてはいけないということわざがあります。後援会の方々のいろいろなご意見を拝聴して、その答弁もされましたけれども、そのことを肝に銘じて、在任期間、西予市民のために一層のご努力、ご奮発を期待をして、今回の一般質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後2時00分）

○議長 再開いたします。（再開 午後2時10分）

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

（日程2）

○議長 日程第2、議案第96号「西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について」から議案第99号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 それでは、議案第98号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」質問をさせていただきたいと思います。

このたび国体のためにということで宇和球場から西予市営球場の新たな球場ができたということの条例改正だと認識をしておりますけれども、ここにあります使用料なんですけれども、ここには宇和球場と野村球場の両方の使用料が記載をされておりますが、野村球場は今までどおりだと思うんですけれども、宇和球場について宇和高校は野球部が使っておるわけです。

その関係でちょっと質問させていただきたいん

ですけれども、部活動というのと大体17時以降かなと思うんですが、使用料が200円、野村球場の場合は80円ということの差がたくさんあるわけです。そのところ、部活動をする両校の野球部に対してこの差がどうなのかなというふうな思いをちょっとしておるところであります。以前の宇和球場の使用料と今回新たにできたこの使用料の差がどのぐらいあるのかということと、今ほど言った、例えば高校に対しての補助か免除かみたいな、そういう規定があるのかどうか、この1点をお伺いしたいと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ただいまのご質問、宇和球場の使用料、また高校野球部との関連ということでのご質問だと理解しております。

まず、本会議初日の提案理由の中で近隣の類似施設を参考にして使用料を設定しましたという提案理由を言わせていただきました。

具体的に申しますと、宇和島市営の丸山公園野球場を参考にして、同規模の施設でありますので、そこを参考にして使用料等を設定をいたしました。ただ、グラウンド、球場の部分につきましては、利用頻度を高めるために丸山球場よりかは低く設定をしているのが実情であります。おおむね8割程度を低く設定しております。日常的な利用方法につきましては、宇和高校の野球部、今まで同様に使用をしていただくという考えでございます。改築工事前のように日々の練習にグラウンドを利用していただきたいと考えております。また、あわせてグラウンド面における管理の協力もお願いしているところでございます。

宇和球場、野村球場とともに、高校野球部に対するグラウンドの徴収は免除をしております。負担をしていただいておりますのは夜間照明の利用料金、1時間当たりの利用料金の半額を負担をしていただくという形にしております。これにつきましても、何ら今までと変わったことはありません。ただ、今回宇和球場につきましては、1時間当たりの夜間照明の使用料を増額をしております。それにつきましては、今まで夜間照明、ナイター設備が4灯あったのを6灯に増設をしておりますし、照度も高まっております。そういった観点の中で1時間当たりのナイター使用料につきましては増額をさせていただいたわけなんです、その件につきましては宇和高校野球部監督部長の

ほうに事前にご説明をし、ご理解をいただいておりますというふうな状況であります。

明確な答弁になってないかもしれませんが、以上ご答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

21番酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 議案第97号「西予市宇和文化の里の条例の一部を改正する条例制定について」の大綱についてご質問を申し上げます。

宇和文化の里に新たな施設を加えるとともに指定管理者制度を導入するためとありますけれども、現在の指定管理者はあるのですか、ないのですか、お尋ねをまずします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 現在指定管理では行っておりません。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 ということは、行事をする申し込み等々につきましては現在は市のほうにしていたわけでございますけれども、これからは指定管理者のほうへ申し込んで、指定管理者の許可を得るということになるのでしょうか。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 その点でございますけれども、現在リノベーションを行うということで、米博物館につきましては一部修繕を行っております。指定管理がもし導入されたとしたしましても29年4月1日からでございます。それまでの間はこれまで同様、行政のほうでそれぞれの申し込みについては承っておるわけでございますけれども、指定管理につきましても公募をいたしまして、あるかないかということはまだ明確にはお答えできません。これまで非常に約800万円ぐらい人件費等含めて維持管理がかかっておりましたので、それ以内の形で指定管理を模索しているといくということで、今回条例を制定させていただきまして、指定管理募集が行える状態を整えていくということでございます。

以上でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 米博物館を使うにおきましても、非常に西予市の今観光でも名を売るにおきました全国的なZ-1がございます、グランプリが。こういうことに関しましても指定管理者の

許可を得ると、こういうことになってくると思います。そしてまた、文化の里休憩所につきましても、今着物着つけとかやっておりますけれども、このあたりにつきましても西予市のこれからの重伝建の中での形で、指定管理者に向かない部分が多々あると思いますが、そのあたりにつきましてもどのようにお考えでございますか。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ご指摘のとおり、雑巾がけ体験レース等、非常に好評を博しております。今後とも継続して続けていくということで私どもは考えておりますし、指定管理者に指定をする場合にも当然それはお互いの契約の中にきちんとうたい込んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 酒井宇之吉君。

○21番酒井宇之吉君 第19条における第3項に指定管理者は必要があると認めたときは教育委員会と協議して前条の利用料金を減額または免除することができる、という項目がありますが、ある程度対応できるような考え方があるかどうか、お聞きしておきます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

産業建設部長が答弁し、また私がご答弁申し上げますというのいろいろな実情がありまして、西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則において、文化の里振興の総括及び文化の里の施設の管理運営に関すること、そしてまた重伝建の保存地区の保存対策に関することとしましては、一部の事務を除き産業建設部長に事務補助執行をお願いしているところでございます。

そういった観点もございまして、私と産業建設部長のほうでご答弁をさせていただいているわけなんです、使用料等の勘案につきましても酒井議員おっしゃるとおり教育委員会に諮ってということがございます。補助執行の中でも非常に重要な部分でございますので、市長部局、教育委員会部局、そして今後想定されます米博物館指定管理者、そういった関係機関等々で十分に協議をして設定をしたいと考えております。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第100号「辺地

に係る公共的施設総合整備計画の策定について」及び議案第101号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議案第102号「市道路線の認定について」及び議案第103号「市道路線の変更について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程5）

○議長 次に、日程第5、議案第104号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番井関陽一君。

○12番井関陽一君 一般会計補正予算（第1号）の6ページになりますが、債務負担行為の補正ということで卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業、債務負担行為の金額が59億7,000万円となっておりますが、PFI手法ということで出ておりますけれども、PFIにつきまして市民の方もなかなか理解が難しいんじゃないかなと思いますが、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

それからもう一点、59億7,000万円の内訳でございますが、駅前周辺のどのくらいか、それから重伝建のほうにどのくらいを充てるのか、それから病院跡地、図書館を中心になるとは思いますが、その辺にどのくらいの金額の割り当てを行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答え申し上げたいと思います。

まずはPFI方法による調達ということでございますけれども、なかなか非常に市民にわかりやすくという、すごく難しいハードルの高いお話で

ございますが、そもそも行政機関が政策を執行する場合に自前でできない部分が当然ございます。工事にしかり、システムをつくるのもしかりなわけでございますが、そうすると外部に委託ないしは請負といった形で仕事を発注せざるを得なくなります。それをどういう形で契約していくのか、調達していくのかというお話でございますが、一般的には競争入札というのと随意契約という方法がございます。

一般競争入札、これは最低落札方式とか総合評価落札方式とか、細かいことを言うと切りがないんですけれども、価格競争に基づいてやっていくタイプのもの、これの別のやり方で指名競争入札というものもあるんですが、これは指名した業者さんだけで価格を競い合ってもらおうといったような内容でございます。一方、随意契約でございますけれども、特別な理由がある場合に随意契約、つまり競争をしないで個別に交渉して、業務委託する内容とか請け負う作業内容とかを決めていくといった方式でございます。

これに加えてましてPFI方式というものが導入されております。それは何でなんだという話なんですけれども、PFI方式というのは民間の創意工夫に基づきまして、なかなか行政で細かいことまで決められないところ、そういったところを包括的に発注する、これも抽象的な物の言い方になりますが、先ほど上げた随意契約や競争入札なんかの例と比較しますと、これまで競争入札、随意契約といった場合には細かい仕様、つまり行政側がこのようなしなさいというような内容を具体的に示して、それに基づいて業者さんがこのくらいですという形で見積もって、そして施行していただくとといったような内容になるわけでございますが、なかなか行政がすべからく何事まで決めていくといったようなことが時代背景的にもすごく難しくなっております。

こういったこともございまして、やっぱり民間でトータル的に考えてもらったほうがよいといったような案件がイギリスを中心にやってきたといったところ。行政改革の流れでそういった方式がとられてきた。それがまさにPFI方式でございます。

ですので、役所側で事細かに、例えばこの建物を建てなさい、あの建物を建てなさい、この建物の図面はこうですというような形で発注しないと

いうことでございます。それを民間にやはり一定程度委ねて、創意工夫でちゃんとこの後の維持管理費まで回るように具体的な提案を求めて、それに基づいて交渉して、相手方と契約していくといったような内容でございます。

こういった話をしても、これでも難しいよというようなお話もあろうかと思います。おっしゃるとおりでございます。そうはいっても例えば食事の仕方が、調理の方法がわからなくても御飯は食べられるわけございまして、細かいところはさておいて、何をやっていくのかというところが重要なというふうに思っております。

先ほど井関議員からもお話ありましたけれども、エリアでは駅前広場、重伝建の地区、商店街、あと旧宇和病院の跡地といったようなところでございます。これは平成24年度から駅前再開発といったところで市民の皆様方と議論しながら、徐々にじゃあ重伝建もやろうとか、だんだんだんだんエリアが拡大していった、旧宇和病院跡地もできたし、その後どうしようかというようなお話もあって、徐々に範囲が広がってきたわけでございます。市民の皆様の代表と議論をしながらこうしたほうがいい、ああしたほうがいいといったような話も受けていろいろな内容を考えさせていただいているところでございます。

具体的に59億円の内訳はというお話がございました。59億円といいましても30年でこれを徐々にサービス対価料という形でお支払いしていくといったような内容になっているわけでございますが、そうはいっても気になるよねということでございますので、お話しさせていただきますと、駅前の再開発、これも民間がどういう提案をするかによって中身が変わってくるわけですが、上限といたしましておおよそイニシャルコスト、つまり建設ベースで考えたときには17億円前後、ランニングですが30年で考えますと13億3,000万円、1年当たりというで大分減ってきますけれども、続いて重伝建でございますけれども、重伝建地区で1億3,000万円余り、ランニングでトータルで1,000万円、商店街でイニシャルコスト、建設等々で1,000万円、ランニングで30年で4,000万円。旧宇和病院の跡地利用に関して、建設で11億円前後、ランニング、維持管理費で30年で16億円といったようなところを上限値として見ています。

さはさりながら、私どもこれフルフルでやるというようなお話ではなくて、当然やはり民間からこれを上回るような提案を求めておりませんし、大分下がったような形で出てくることを期待しているわけでございます。いずれにしろ、行政だけでは考えられないような内容を民間事業者に広く提案していただいて、うまく回ることを考えていかなければならないなというふうに思っております。

これまでの行政側でそういう箱物事業とか、そういうことをやると建てるのが目的になってしまって、使われなくなってから活性化を考えるとといったような逆転現象がよく地方では起きます。これは西予市もご多分に漏れずそのような施設が多分にあるわけでございますが、そこから脱却しようということでPFI事業にチャレンジしてみようということで始まった事業でございます。

ご理解いただければ幸いです。

○議長 12番井関陽一君。

○12番井関陽一君 官民連携の中で民の知恵を入れながら行っていくということは理解できたわけなんでございますが、これが上限だということでございますので、ぜひあとは総務委員会のほうで詳しく吟味していただけるんじゃないかなと思いますので、これ以上の質問はいたしません。きょう今こういって言いましたように、大ざっぱの数字でも駅前、重伝建、商店街、病院跡地というような形で示されましたが、なかなかこういうことまで市民の方に伝わっていないのが現状じゃないかなと思います。

宇和地区の方はわかっておられる方が多いのかもしれないませんが、野村地区、城川地区、あとの地区におきましては、なかなかこういう情報が入ってきていないのが現状だと思いますので、十分な説明をしていただきまして、総務委員会のほうに任せたいと思います。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

13番菊池純一君。

○13番菊池純一君 28年度の補正予算説明資料の4ページ、宇和文化会館の管理運営事業というのがあります。これは現在のライフスタイルを考慮して会館の利用者からの要望ということで、トイレの洋式化を進めると、本年度は1階女性トイレを改修するというふうに書いてあります。進

めるということで、多分順次やっていくんだろうと思うんですけど、文化会館も多分平成3年で建てられて、約25年ほど経過しております。空調設備もかえられました。だんだんそういういろんな設備が老朽化していきますので、そういうことでお金がかかってくると思うんですけど、今後文化会館に対してはどういうふうに設備等を取り組んでいくかというようなことをちょっとお尋ねいたします。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

まず、トイレの改修についてご質問があったかと思えます。

本年度1階の女子トイレの洋式化を予定しております。今のところ現在の段階で言えますことは、平成29年度におきまして残りの分の洋式化の改修を図る予定としております。

総合的な宇和文化会館の改修についてでございますが、長期的な計画、今後どういった修繕工事が必要であるといった内容について十分把握をしております。その状況に基づきまして順次改修を重ねていきたいと考えているところでございます。

なお、宇和文化会館におきましては、文化会館の基本財産がございます。現在6,800万円、おおむね7,000万円程度あるわけなんです、そういった財源も使いながら、市も負担した中で改修を進めていきたいと考えております。

例えばすのこの滑車の取りかえの修繕工事であったり、舞台つりもの機構の改修工事であったり、そういったものの工事を今後改修を計画している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第105号「平成28年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」から議案第108号「平成28年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案13件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表のとおり各委員会に付託いたします。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、請願第1号「中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の7月再稼働を止めることを求める請願」及び請願第2号「熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願」を議題といたします。

これら請願2件につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、総務常任委員会へ付託いたします。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、陳情第1号「「森林・林業政策の推進を求める意見書(案)」採択の陳情について」を議題といたします。

本陳情につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案、請願及び陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月28日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時37分

平成28年第2回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年6月28日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 平成28年6月28日

午後2時00分

1. 閉 会 平成28年6月28日

午後3時42分

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

- 19 番 森 川 一 義

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市	長	管 家 一 夫
副	市 長	河 野 敏 雅
教	育 長	保 木 俊 司
総	務 部 長	宗 正 弘
会	計 管 理 者	山 口 正 人
公	営 企 業 部 長	三 好 敏 也
企	画 財 務 部 長	大 平 利 幸
産	業 建 設 部 長	二 宮 紀 夫
生	活 福 祉 部 長	酒 井 信 也
教	育 部 長	松 川 伸 二
明	浜 支 所 長	道 山 升 文
野	村 支 所 長	尾 下 孝 二
城	川 支 所 長	田 村 剛

三 瓶 支 所 長 西 本 喜代人

消防本部消防長 西 川 傳

総 務 課 長 宇都宮 裕

財 政 課 長 山 岡 薫 彦

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 也

議 事 係 長 原井川 英 一

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程			を求める意見書（案）」		
1	議案第 96号	西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	2	発議第 2号	西予市創生特別委員会の設置及び付託について
	議案第 97号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について		発議第 3号	西予市環境衛生施設建設特別委員会の設置及び付託について
	議案第 98号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について		選任第 3号	西予市創生特別委員会委員の選任について
	議案第 99号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について		選任第 4号	西予市環境衛生施設建設特別委員会委員の選任について
	議案第 100号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	3	各委員会における閉会中の継続審査について	
	議案第 101号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	追加	議案第 109号	野村小学校プール改築工事請負契約について
	議案第 102号	市道路線の認定について		議案第 110号	平成28年度西予市一般会計補正予算（第2号）
	議案第 103号	市道路線の変更について		意見書案第1号	森林・林業政策の推進を求める意見書（案）の提出について
	議案第 104号	平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号）			議員派遣の件について
	議案第 105号	平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）			
	議案第 106号	平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）			
	議案第 107号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）			
	議案第 108号	平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）			
	請願第 1号	中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の7月再稼働を止めることを求める請願			
	請願第 2号	熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願			
	陳情第 1号	「森林・林業政策の推進			

本日の会議に付した事件

- | | | | | | |
|---|----------|--|----|----------------------|-----------------------------|
| 1 | 議案第 96号 | 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について | 2 | 発議第 2号 | 西予市創生特別委員会の設置及び付託について |
| | 議案第 97号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について | | 発議第 3号 | 西予市環境衛生施設建設特別委員会の設置及び付託について |
| | 議案第 98号 | 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について | | 選任第 3号 | 西予市創生特別委員会委員の選任について |
| | 議案第 99号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 選任第 4号 | 西予市環境衛生施設建設特別委員会委員の選任について |
| | 議案第 100号 | 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について | 3 | 各委員会における閉会中の継続審査について | |
| | 議案第 101号 | 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について | 追加 | 議案第 109号 | 野村小学校プール改築工事請負契約について |
| | 議案第 102号 | 市道路線の認定について | | 議案第 110号 | 平成28年度西予市一般会計補正予算（第2号） |
| | 議案第 103号 | 市道路線の変更について | | 意見書案第1号 | 森林・林業政策の推進を求める意見書（案）の提出について |
| | 議案第 104号 | 平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号） | | | 議員派遣の件について |
| | 議案第 105号 | 平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号） | | | |
| | 議案第 106号 | 平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） | | | |
| | 議案第 107号 | 平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） | | | |
| | 議案第 108号 | 平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第1号） | | | |
| | 請願第 1号 | 中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の7月再稼働を止めることを求める請願 | | | |
| | 請願第 2号 | 熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願 | | | |
| | 陳情第 1号 | 「森林・林業政策の推進 | | | |

を求める意見書（案）」

採択の陳情について

西予市創生特別委員会の設置及び付託について

西予市環境衛生施設建設特別委員会の設置及び付託について

西予市創生特別委員会委員の選任について

西予市環境衛生施設建設特別委員会委員の選任について

各委員会における閉会中の継続審査について

野村小学校プール改築工事請負契約について

平成28年度西予市一般会計補正予算（第2号）

森林・林業政策の推進を求める意見書（案）の提出について

議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第96号「西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について」から議案第108号「平成28年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)」までの13件並びに請願第1号「中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の7月再稼働を止めることを求める請願」及び請願第2号「熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願」の2件並びに陳情第1号「「森林・林業政策の推進を求める意見書(案)」採択の陳情について」を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長酒井宇之吉君の報告を求めます。

総務常任委員会委員長酒井宇之吉君。

○酒井宇之吉総務常任委員長 総務常任委員会審査報告。

去る6月15日の本会議において当委員会に付託されました議案6件、請願2件について、6月20日及び21日に審査を行いましたので、報告をいたします。

審査の結果は、お手元に配付の委員会報告書のとおりであり、議案6件はいずれも原案のとおり可決決定いたしました。

請願2件のうち請願第1号及び請願第2号について、いずれも不採択と決定いたしました。

請願第1号「中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の7月再稼働を止めることを求める請願」については、現在裁判所において裁判が行われていること、また同内容の陳情書が平成27年12月定例会で提出され不採択となっていることから、今回の請願も同内容、同趣旨であることから不採択に賛成の挙手を求めた結果、賛成全員で不採択と決しました。

請願第2号「熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願」については、西予市独

自の地域防災計画及び住民避難計画の必要性についての議論をとの要望については、現在国、県の指針に基づいて随時更新を行っており、また独自の住民避難行動計画については、これも国、県の指導のもとに行うものであり、国、県との連携、計画を逸脱するとの意見があり、また西予市独自の地形に合った計画、検討も必要ではないかとの意見もありました。

また、原発事故時の被害想定の再検討の要望につきましても、被害想定も国、県の連携が保てなくなるとの意見がありました。

また、住民参加の公聴会、または対話集会の開催については、対応すべきではないかの意見もありましたが、不採択に賛成の挙手を求めた結果、賛成多数で不採択と決しました。

議案第97号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」では、宇和文化の里の施設管理及び運営について、指定管理者制度の導入を可能にするための条例改正であり、平成29年度から米博物館に同制度の導入を予定しているが、米博物館の施設を借りて利活用したいという人は現在までにどの程度あるのか、どういう想定で改修されているのか、見通しを尋ねたいとの質疑があり、貸事務所として入りたい業者は、サテライトオフィスとして使うという形で県外のコンサルティング会社からの話が1件、そしてデザイン会社と大手ICT関連会社が事務所として使いたいという話があります。ことし10月に工事を完了する予定ですので、その後、PRをして公募をしながら進めていくとの答弁がありました。

議案第98号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」では、球場の近くにオフサイトセンターがあるが、球場を防災拠点として生かす位置づけはあるのかどうかとの質疑があり、現在のところ宇和運動公園が拠点にはなっているが、球場を防災ヘリの拠点として使うことについては関係機関、関係課と協議した中で対応したいとの答弁がありました。

議案第100号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」と議案第101号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」では、西予市では辺地が18地域あり、計画策定済みの箇所が11地域であるということだが、残りの7地区は計画を今後立てるのか、また旧宇和

町には辺地があるのかどうかとの質疑があり、残りの7地区も辺地に該当しているがあわせて過疎地域にも該当しているので、過疎対策事業債も事業に充当できることから計画、検討しているところであります。

また、宇和地域に辺地はあるかということにつきましては、他地域より条件がよいところであるため、今のところ辺地に該当する箇所はありませんとの答弁でした。

次に、議案第104号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号）」の総務常任委員会所管分について、委員からの質疑及び関係部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

補正予算全体では、4月の人事異動に伴う職員給与等が主なものでした。

企画財務部総合政策課所管分では、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業における債務負担行為補正、平成29年度から平成58年度までの30年間で59億7,000万円について、さまざまな質疑が出され、採決ができなかったため、委員長が採択に当たっての附帯事項を提案し、これを決議した上で採決としました。

附帯決議文は次のとおりです。

市は、卯之町の駅前等に係る整備事業についてPFI手法による事業の実施を市として初めて行うに当たり、当該事業が市の産業振興、地域振興等に係る重要な政策であることから、その実施に当たっては地方自治の原則にのっとり、市と市議会との綿密な連携のもと、次の事項について十分に留意し、万全を期すべきである。

一つ、本事業は30年後まで拘束する議決内容であるため、市は市の財政基盤の安定を損ねることのないよう将来の人口推計と予算見通しを十分に踏まえ、事業者からの提案を直ちに決することなく、その実施内容及び実施額について十分に精査すること。また、精査した内容を市議会に報告し、同意を得ること。

二つ、本事業が公共事業の側面をもあわせ持つという正確に鑑み、PFI手法の導入に当たっても、市内の事業者を経済波及効果がもたらされ、かつ市民の雇用の機会の創出や安定につながるよう工夫すること。

三つ、市は請け負うこととなる特別目的会社が当初の目標どおり事業を行えているのか適切にモニタリングを行うとともに、その内容を市議会に

報告し、同意を得ること。

右、決議するとともに、今後市が公共施設の整備といった長期的に多額の予算が必要となる予算案を提出するときは、その議論に資するため長期間の維持管理費等も含めた総合費用を算出し、その旨、市議会に説明することを求めるものである。

なお、この附帯決議の疑義については、市長の判断に委ねるものとする。

以上、附帯決議でございます。

続いて、教育部教育総務課所管分では、給食センター建設費、宇和及び野村学校給食センターの建設費について、野村学校給食センターの進捗についてどの程度まで進んでいるのかの質疑があり、野村学校給食センターは、用地取得の手続が若干おくれぎみになっているが、計画どおり進めているところであるとの答弁でした。

続いて、消防本部消防総務課所管分では、耐震性貯水槽がどういったものか、市内にどの程度あるのか、また敷地についてはどうなっているのかとの質疑があり、耐震性貯水槽が阪神・淡路大震災を教訓に防火水槽の耐震化を図るため、国が補助事業を行っており、大規模な地震にも耐え得る構造となっていること。平成28年2月現在で市内66基設置していること。また、防火水槽を設置するための土地は、基本的には設置する地域が用意することになっており、設置費用は市が負担する形で進めている。耐用年数は鉄筋コンクリートづくりであるため、およそ50年と考えているとの答弁でした。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

平成28年6月28日、総務常任委員会委員長酒井宇之吉。

○議長 次に、厚生常任委員会副委員長河野清一君の報告を求めます。

厚生常任委員会副委員長河野清一君。

○河野清一厚生常任副委員長 厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月15日の本会議において当委員会に付託されました議案について、6月20日に委員会を開催し、議案5件につき審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付のとおり、議案5件についてはいずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査経過において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第99号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、西予市立野村病院に地域包括ケア病床を設置することに伴い、病床数を114床から109床に変更するとの説明がありました。

今回、野村病院に設置する地域包括ケア病床9床の利用見込みに係る質疑があり、9床満床を目標としているとの答弁でありました。

また、地域包括ケア病床に入所するのは、本人の希望なのか、あるいは医療機関の判断となるかとの質疑には、医師の判断のもと60日以内に在宅または施設に入所できる患者さんについて、本人や家族の同意の上で入所することになるとの答弁がありました。

さらに、専従の理学療法士の確保についての質疑には、募集をいたしましたが応募がなく、新たな確保はできていないが、野村病院内の理学療法士4名と作業療法士1名の業務内容を一部見直しして地域包括ケア病床専従の理学療法士を1名確保するとの答弁でありました。

議案第104号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号）」における環境衛生課所管分では、建設中の西予市衛生センターに関して、臭気や河川の汚染防止対策についての質疑がありました。放流水は、膜分離高負荷脱窒素処理方式を用い、紫外線による高度な消毒も実施する。臭気についても、建物内部の一部のみで外部に漏れることはないとの説明をしているとの答弁でありました。

議案第106号「平成28年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」では、各診療所の経営状態、動向についての質疑があり、過疎、少子化等により、年々診療件数、診療報酬とも減少しているとの答弁があり、その減少傾向に対する対処の考え、展望についての質疑では、歯科診療所において、今年度中に土曜診療を開始するなど住民サービス、経営向上に寄与したいとのことでありました。

議案第108号「平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」では、地震災害時に備えた老朽化した水道管の更新計画はあるかとの質疑があり、市内の水道管の耐震化はまだまだ進ん

でいない。予算に応じて計画的に更新し、減災に努めていきたいとの答弁でした。

以上、厚生委員会審査報告といたします。

平成28年6月28日、厚生常任委員会副委員長河野清一。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長小野正昭君の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長小野正昭君。

○小野正昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告。

去る6月15日の本会議において議長より付託をされました議案4件、陳情1件につき、去る6月21日委員会を開き、慎重に審査を行いました。

審査した議案。

議案第102号「市道路線の認定について」、議案第103号「市道路線の変更について」、議案第104号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について、議案第107号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の4件については、お手元に配付のとおり原案可決決定をいたしました。

陳情第1号「「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）」採択の陳情について」は、まず陳情趣旨の精査を行いました。

平成27年3月に山村振興法が改正され、地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出や定住の促進等が新たに基本理念に盛り込まれたこと、また林業活性化は西予市にとっても重要課題であることから、内容については賛同できるとの意見が大勢を占め、全会一致で採択と決定をいたしました。

議案の審査過程及び内容等については、委員の質疑及び部課長の答弁について一部抜粋をして報告をいたします。

議案第102号「市道路線の認定について」は、県道野村柳谷線と市道藤之内平野線を結ぶ生活道路、防災道路として利用度の高い路線を認定するものであるとの説明がありました。

議案第103号「市道路線の変更について」は、西予市衛生センターの建設による道路網整備により、下宇和地区116号線の終点に変更が生じることに伴う措置であるとの説明がありました。

議案第104号「平成28年度西予市一般会計

補正予算（第1号）」のうち経済振興課所管分では、商店街エリア整備事業の財源調整について、国庫支出金の減額内示に伴うものであるとの説明があったほか、関連質問として西予を売り込むプロジェクト事業についての質疑がありました。今年度も関東圏及び関西圏で業者間の商談の場を設け、地場産業の販路開拓に努めたいとの答弁がありました。

林業課所管分では、森林蘇生緊急対策事業200万円について説明がありました。林業事業体が実施をする高性能林業機械導入に対し補助金を支出する事業で、財源は全て県支出金であるとのことでありました。

また、ICTまち・ひと・しごとの創生推進事業3,024万1,000円については、全国8カ所で実施されている森林資源情報一元化による管理効率化と高度化を目指す事業であるとの説明がありました。

ここで、他の自治体の実施事例を問う質疑がありましたが、岡山県真庭市では先行実施され、次いで同県で3市町が実施したとのこと、また北海道の中川町、福井県の高浜町、兵庫県佐用町、鳥取県三朝町での実施事例がある旨の答弁がありました。

また、このシステムは誰でも使えるのかという質疑がありましたが、現在のところ西予市森林組合と株式会社エフシーでの利用を想定しているため、今後の運用については協議会で検討していくとの答弁でありました。

そのほか関連質問として、財産区等への間伐材出荷促進補助はできないのかとの質疑がありましたが、財産区は管理者が市長であるため、補助はできないとの答弁でした。

建設課所管分では、駅前エリア整備事業755万6,000円について説明がありました。これについては、駅前エリア整備事業に係るJR所有地等の用地測量委託料及び補償物件の補償額算定委託の成果による補償予算不足額を計上しているとのことでした。

ほかにも、地域住宅交付金事業の財源調整の関連質問として、公営住宅の整備計画について質疑がありました。老朽化した公営住宅もある中で今後の整備について尋ねたところ、公営住宅の建てかえ計画については、平成35年度までの計画を作成しており、それに沿って順次建てかえ作業を

進めていきたいとの答弁がありました。

議案第107号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」については8,589万5,000円の減額であり、国庫補助対象事業の決定により、工事請負費を減額調整するものであるとの説明がありました。

関連質問として、下水道事業の加入率と事業進捗率についての質疑がありました。加入率については、平成28年3月末時点で宇和处理区52.29%、野村処理区59.12%、全体で55.35%であるとの答弁がありました。

また、工事進捗率については、野村処理区では98.4%、宇和处理区では77.4%となっており、宇和处理区については、平成37年度の事業完成を目指しているとの答弁でした。

ほかにも関連質問として、今後多くの維持管理費が予想される農業集落排水事業と下水道事業のあり方について質疑がありました。これに対しては、現在公共下水道事業の整備計画を立てているところであり、将来的には人口も減少してくるため、維持管理の面を考えて、幾つかの農業集落排水施設を公共下水道への接続を検討する必要があるかもしれないとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成28年6月28日、産業建設常任委員会委員長小野正昭。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第96号から議案第99号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第96号「西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について」から議案第99号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第96号から議案第99号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第100号及び議案第101号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第100号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」及び議案第101号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」の2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第100号及び議案第101号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第102号及び議案第103号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第102号「市道路線の認定について」及び議案第103号「市道路線の変更について」の2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第102号及び議案第103号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第104号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第104号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第1号）」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第104号は原案のとおり……

（「議長、暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。（休憩 午後2時35分）

○議長 再開いたします。（再開 午後2時35分）

起立多数であります。よって、議案第104号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第105号から議案第108号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第105号「平成28年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）」から議案第108号「平成28年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」までの4件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第105号から議案第108号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号「中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所3号機の7月再稼働を止めることを求める請願」については委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号「熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願」については委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第1号「「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）」採択の陳情について」は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

（日程2）

○議長 次に、日程第2、発議第2号「西予市創生特別委員会の設置及び付託について」及び発議第3号「西予市環境衛生施設建設特別委員会の設

置及び付託について」の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案2件については10名の委員で構成する西予市創生特別委員会及び7名の委員で構成する西予市環境衛生施設建設特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、本案2件については、10名の委員で構成する西予市創生特別委員会及び7名の委員で構成する西予市環境衛生施設建設特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査をすることに決定いたしました。

次に、選任第3号「西予市創生特別委員会委員の選任について」及び選任第4号「西予市環境衛生施設建設特別委員会委員の選任について」の2件を一括議題とします。

本案2件については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市創生特別委員会委員に2番信宮徹也君、3番宇都宮俊文君、4番加藤美香君、5番中村一雅君、6番河野清一君、7番佐藤恒夫君、8番山本英明君、12番井関陽一君、13番菊池純一君、15番二宮一朗君、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員に1番宇都宮久見子君、4番加藤美香君、7番佐藤恒夫君、17番小野正昭君、18番宇都宮明宏君、19番森川一義君、20番藤井朝廣君をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました各特別委員会の委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し、議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時41分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時07分）

各特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市創生特別委員会委員長に二宮一朗君、副委員長に加藤美香君。

西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長に藤井朝廣君、副委員長に佐藤恒夫君。

以上のとおりであります。

（日程3）

○議長 次に、日程第3、各委員会における閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第110条の規定により、審査終了まで閉会中も各委員会の所管する事務全般について継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査の申し出を承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後3時08分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時10分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第109号「野村小学校プール改築工事請負契約について」及び議案第110号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第2号）」の2件並びに意見書案第1号「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）の提出について」並びに議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、4件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第109号「野村小学校プール改築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松川教育部長。

○松川教育部長 議案第109号「野村小学校プール改築工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市小学校再編計画に基づき統合拠点校の施設の整備を図るため、平成27年4月1日に統合いたしました野村小学校のプールを改築するもの

であります。

野村小学校のプールは、昭和37年3月に建設されていることから経年劣化が著しく、大規模改修では対応できないため、改築するものであります。

本工事につきましては、工事品質を確保するため、改築工事、電気設備工事、機械設備工事の専門工事業者別に発注する分離発注を採用しております。

本工事は、去る6月14日に電子入札システムによる事前審査型一般競争入札の開札を行い、株式会社東部総合建設代表取締役広瀬徹氏と工事請負金額2億1,924万円で6月15日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事に係る概要等につきましては、別紙参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第109号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第109号「野村小学校プール改築工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第109号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第2、議案第110号

「平成28年度西予市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 議案第110号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、このたび総務省が全国の自治体に募集しました業務改革モデルプロジェクト提案事業につきまして、本市の提案事業が国の委託事業として採択されたことに伴い、所要の経費について計上するものであります。

この提案事業は、全国から7市町が採択されており、本市はそのうちの一つということで、今後の全国の行革モデルのひな形と成り得る非常に意義のある、また名誉なことであると感じております。

本市の提案事業の概要は、民間事業者、大学研究者らと連携し、窓口業務内容の見直しにより総合窓口化、予約制及びオンライン窓口、申請書作成支援、さらには本庁と支所や公民館との業務連携手法等を積極的に検討し、改善していこうとするものであります。

事業費につきましては、業務改革計画策定にかかわる委託料1,892万2,000円のほか、所要の事務費等合計で2,000万円であります。財源につきましては、国からの委託金1,433万1,000円と財政調整基金から566万9,000円を繰り入れたいと考えております。これによりまして、既決をいただいております歳入歳出予算にそれぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を300億7,729万8,000円と定めるものであります。

また、伊予石城駅付近の踏切拡幅に伴う市道石城地区101号線改良事業についてJR四国と協議しておりましたが、年次の委託工事契約を一括契約することにより、JR運行の安全性確保と早期完成が見込まれるため、継続費の計上を行うものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第110号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第110号「平成28年度西予市一般会計補正予算（第2号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第110号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第3、意見書案第1号「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長小野正昭君。

17番小野正昭君。

○小野正昭産業建設常任委員長 意見書案第1号「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にあります。

森林は食料や水、木材、エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土の環境を守る重要な国民共通の財産であることを考えると、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施を国に強く求めていく必要があります。

そのため、意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、ここに提出するものであります。

意見書案は、お手元に配付のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたし

ました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後３時２５分）

○議長 再開いたします。（再開 午後３時３５分）

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 平成２８年度第２回西予市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る６月１０日に開会しました本定例会も、本日が最終日となりました。１９日間の会期中、新しい議会体制のもとで、議員各位には本会議及び各常任委員会におきまして上程いたしました案件について慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、補正予算を初め、条例の改正など重要な案件につきまして、いずれも原案どおり可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問や委員会審議におきましては、さまざまなご意見やご提言をいただきましたが、早急に取り組むべきものは必要な予算の計上を行うなど確実に進めるとともに、中・長期的な視点により取り組まなければならないものは検討を重ね、西予市第２次総合計画等に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。

さて、活発な梅雨前線の影響により、西日本各地では記録的な大雨となり、西予市におきましても先週各地で被害を受けました。幸いにも人的被害はございませんでしたが、宇和町大江のフケ下池の堤体崩壊、市道や国道等における土砂崩れのほか、停電や床下浸水の被害が発生いたしました。今後、早急にこれらの災害復旧への取り組みが必要でありますので、議員各位のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、第７２回国民体育大会２０１７愛媛つなぐえひめ国体の開催まで４５０日余りとなりました。西予市では、成年女子ソフトボール競技会場となる西予市営宇和球場と西予市宇和運動公園多目的広場の改修工事を進めておりましたが、６月末日をもって完成することから、両施設の合同落成式を７月２２日、西予市営宇和球場において開

催することといたしております。

また、今年度はえひめ国体の開催１年前となることから、県下各地で競技別リハーサル大会の開催が実施をされ、また予定されているところでございます。西予市におきましても、７月２９日から第５６回全日本実業団女子ソフトボール選手権大会並びに８月２１日、第５５回全国教職員相撲選手権大会を競技別リハーサル大会と位置づけて開催をいたします。

これらを通じまして、えひめ国体開催機運の醸成を図り、来年度の本大会の成功につなげられるようスムーズな運営に努めるとともに、全国から訪れる選手、監督、大会関係者等の皆さんにジオの恵みである西予市の特産品をご堪能いただくなど、四国西予ジオパークの魅力を広く発信したいと考えております。議員の皆様を初め、市民の皆様には大会運営に格別なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この時期、降雨と蒸し暑い日々が続いており、梅雨明けが待たれるところではありますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、市政推進にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。私の閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 これをもって平成２８年第２回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後３時４２分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成２８年第２回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 ９６号	西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	28. 6. 28	原案可決
議案第 ９７号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	28. 6. 28	原案可決
議案第 ９８号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	28. 6. 28	原案可決
議案第 ９９号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28. 6. 28	原案可決
議案第 １００号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	28. 6. 28	原案可決
議案第 １０１号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	28. 6. 28	原案可決
議案第 １０２号	市道路線の認定について	28. 6. 28	原案可決
議案第 １０３号	市道路線の変更について	28. 6. 28	原案可決
議案第 １０４号	平成２８年度西予市一般会計補正予算（第１号）	28. 6. 28	原案可決
議案第 １０５号	平成２８年度西予市授産場特別会計補正予算（第１号）	28. 6. 28	原案可決
議案第 １０６号	平成２８年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	28. 6. 28	原案可決
議案第 １０７号	平成２８年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	28. 6. 28	原案可決
議案第 １０８号	平成２８年度西予市水道事業会計補正予算（第１号）	28. 6. 28	原案可決
議案第 １０９号	野村小学校プール改築工事請負契約について	28. 6. 28	原案可決
議案第 １１０号	平成２８年度西予市一般会計補正予算（第２号）	28. 6. 28	原案可決
諮問第 ３号	人権擁護委員候補者の推薦について	28. 6. 10	同 意
報告第 １号	平成２７年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	28. 6. 10	承 認
報告第 ２号	平成２７年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	28. 6. 10	承 認
報告第 ３号	平成２７年度西予市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	28. 6. 10	承 認
報告第 ４号	平成２７年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	28. 6. 10	承 認
報告第 ５号	平成２７年度西予市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	28. 6. 10	承 認
報告第 ６号	平成２７年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算繰越計算書の報告について	28. 6. 10	承 認
報告第 ７号	専決処分事項の報告について	28. 6. 10	報 告
請願第 １号	中央構造線が動き出した今、伊方原子力発電所３号機の７月再稼働を止めることを求める請願	28. 6. 28	不 採 択

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
請願第 2 号	熊本地震を受けて、西予市地域防災計画及び西予市住民避難行動計画の根本的見直しと再議論を求める請願	28. 6. 28	不 採 択
陳情第 1 号	「森林・林業政策の推進を求める意見書（案）」採択の陳情について	28. 6. 28	採 択
発議第 2 号	西予市創生特別委員会の設置及び付託について	28. 6. 28	原案可決
発議第 3 号	西予市環境衛生施設建設特別委員会の設置及び付託について	28. 6. 28	原案可決
選任第 3 号	西予市創生特別委員会委員の選任について	28. 6. 28	議長指名
選任第 4 号	西予市環境衛生施設建設特別委員会委員の選任について	28. 6. 28	議長指名
意見書案第 1 号	森林・林業政策の推進を求める意見書（案）の提出について	28. 6. 28	原案可決
	各委員会における閉会中の継続審査について	28. 6. 28	承 認
	議員派遣の件について	28. 6. 28	承 認
【西予市創生特別委員会】 ◎委員長 ○副委員長			
◎二宮 一朗 ○加藤 美香 信宮 徹也 宇都宮俊文 中村 一雅			
河野 清一 佐藤 恒夫 山本 英明 井関 陽一 菊池 純一			
【西予市環境衛生施設建設特別委員会】 ◎委員長 ○副委員長			
◎藤井 朝廣 ○佐藤 恒夫 宇都宮久見子 加藤 美香 小野 正昭			
宇都宮明宏 森川 一義			